

衆議院

經濟産業委員會會議錄第三号

平成十五年二月二十六日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 村田 吉隆君

理事 阪上 善秀君 理事 下地 幹郎君

理事 竹本 直一君 理事 谷畑 孝君

理事 田中 慶秋君 理事 中山 義浩君

理事 井上 義久君 理事 土田 龍司君

小此木八郎君 理事 梶山 弘志君

小池百合子君 河野 太郎君

佐藤 剛男君 桜田 義孝君

中山 成彬君 西川 公也君

林 義郎君 平井 卓也君

増原 義剛君 松島みどり君

山本 明彦君 渡辺 博道君

小沢 鋭仁君 奥田 建君

金田 誠一君 川端 達夫君

後藤 斎君 鈴木 康友君

中津川博郷君 松野 頼久君

山田 敏雅君 河上 覃雄君

福島 豊君 工藤賢太郎君

大幡 基夫君 塩川 鉄也君

原 陽子君 金子善次郎君

宇田川芳雄君

經濟産業大臣

平沼 超夫君

國務大臣

谷垣 禎一君

(産業再生機構(仮称)担当大臣)

内閣府副大臣

伊藤 達也君

内閣府副大臣

根本 匠君

総務副大臣

若松 謙維君

經濟産業副大臣

高市 早苗君

經濟産業副大臣

西川太一郎君

財務大臣政務官

田中 和徳君
桜田 義孝君
西川 公也君

政府特別補佐人
(公正取引委員会委員長)
会計検査院事務総局第四局長
政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)
政府参考人
(内閣府産業再生機構(仮称)設立準備室次長)
政府参考人
(金融庁監督局長)
政府参考人
(公正取引委員会事務局局長)
政府参考人
(公正取引委員会事務局局長)
政府参考人
(財務省大臣官房審議官)
政府参考人
(文部科学省研究開発局長)
政府参考人
(厚生労働省職業能力開発局長)
政府参考人
(經濟産業省産業技術環境局長)
政府参考人
(資源エネルギー庁長官)
政府参考人
(資源エネルギー庁原子力安全・保安院長)
政府参考人
(中小企業庁長官)
政府参考人
(国民生活金融公庫総裁)
政府参考人
(中小企業金融公庫副総裁)
参考人
(商工組合中央金庫理事長)

竹島 一彦君
重松 博之君
永松 莊一君
小手川大助君
五味 廣文君
榑崎 憲安君
石井 道遠君
白川 哲久君
坂本由紀子君
中村 薫君
岡本 巖君
佐々木宜彦君
杉山 秀二君
薄井 信明君
横田 捷宏君
江崎 格君

委員の異動
二月二十六日
辞任
大島 令子君
補欠選任
原 陽子君

同日
辞任
原 陽子君
補欠選任
大島 令子君

二月二十六日
株式会社産業再生機構法案(内閣提出第三号)
株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第四号)
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
同月二十一日
中小企業の経営振興に関する請願(榑崎欣弥君紹介)(第三四四号)
同北橋健治君紹介(第三七八号)
同塩川鉄也君紹介(第三七九号)
同瀬古由起子君紹介(第三八〇号)
同中林よし子君紹介(第三八一号)
同春名真章君紹介(第三八二号)
同不破哲三君紹介(第三八三号)
同藤木洋子君紹介(第三八四号)
同松本善明君紹介(第三八五号)
同矢島恒夫君紹介(第三八六号)
同山口富男君紹介(第三八七号)
同吉井英勝君紹介(第三八八号)
同今川正美君紹介(第三八九号)
同大森猛君紹介(第三九〇号)
同(大森猛君紹介)(第三九一号)
同(大森猛君紹介)(第三九二号)
同(大森猛君紹介)(第三九三号)
同(大森猛君紹介)(第三九四号)
同(大森猛君紹介)(第三九五号)
同(大森猛君紹介)(第三九六号)
同(大森猛君紹介)(第三九七号)
同(大森猛君紹介)(第三九八号)
同(大森猛君紹介)(第三九九号)
同(大森猛君紹介)(第四〇〇号)
同(大森猛君紹介)(第四〇一号)
同(大森猛君紹介)(第四〇二号)
同(大森猛君紹介)(第四〇三号)
同(大森猛君紹介)(第四〇四号)
同(大森猛君紹介)(第四〇五号)
同(大森猛君紹介)(第四〇六号)
同(大森猛君紹介)(第四〇七号)
同(大森猛君紹介)(第四〇八号)
同(大森猛君紹介)(第四〇九号)
同(大森猛君紹介)(第四一〇号)
同(大森猛君紹介)(第四一一号)
同(大森猛君紹介)(第四一二号)
同(大森猛君紹介)(第四一三号)
同(大森猛君紹介)(第四一四号)
同(大森猛君紹介)(第四一五号)
同(大森猛君紹介)(第四一六号)
同(大森猛君紹介)(第四一七号)
同(大森猛君紹介)(第四一八号)
同(大森猛君紹介)(第四一九号)
同(大森猛君紹介)(第四二〇号)
同(大森猛君紹介)(第四二一号)
同(大森猛君紹介)(第四二二号)
同(大森猛君紹介)(第四二三号)
同(大森猛君紹介)(第四二四号)
同(大森猛君紹介)(第四二五号)
同(大森猛君紹介)(第四二六号)
同(大森猛君紹介)(第四二七号)
同(大森猛君紹介)(第四二八号)
同(大森猛君紹介)(第四二九号)
同(大森猛君紹介)(第四三〇号)
同(大森猛君紹介)(第四三一号)
同(大森猛君紹介)(第四三二号)
同(大森猛君紹介)(第四三三号)
同(大森猛君紹介)(第四三四号)
同(大森猛君紹介)(第四三五号)
同(大森猛君紹介)(第四三六号)
同(大森猛君紹介)(第四三七号)
同(大森猛君紹介)(第四三八号)
同(大森猛君紹介)(第四三九号)
同(大森猛君紹介)(第四四〇号)
同(大森猛君紹介)(第四四一号)
同(大森猛君紹介)(第四四二号)
同(大森猛君紹介)(第四四三号)
同(大森猛君紹介)(第四四四号)
同(大森猛君紹介)(第四四五号)
同(大森猛君紹介)(第四四六号)
同(大森猛君紹介)(第四四七号)
同(大森猛君紹介)(第四四八号)
同(大森猛君紹介)(第四四九号)
同(大森猛君紹介)(第四五〇号)
同(大森猛君紹介)(第四五一号)
同(大森猛君紹介)(第四五二号)
同(大森猛君紹介)(第四五三号)
同(大森猛君紹介)(第四五四号)
同(大森猛君紹介)(第四五五号)
同(大森猛君紹介)(第四五六号)
同(大森猛君紹介)(第四五七号)
同(大森猛君紹介)(第四五八号)
同(大森猛君紹介)(第四五九号)
同(大森猛君紹介)(第四六〇号)
同(大森猛君紹介)(第四六一号)
同(大森猛君紹介)(第四六二号)
同(大森猛君紹介)(第四六三号)
同(大森猛君紹介)(第四六四号)
同(大森猛君紹介)(第四六五号)
同(大森猛君紹介)(第四六六号)
同(大森猛君紹介)(第四六七号)
同(大森猛君紹介)(第四六八号)
同(大森猛君紹介)(第四六九号)
同(大森猛君紹介)(第四七〇号)
同(大森猛君紹介)(第四七一号)
同(大森猛君紹介)(第四七二号)
同(大森猛君紹介)(第四七三号)
同(大森猛君紹介)(第四七四号)
同(大森猛君紹介)(第四七五号)
同(大森猛君紹介)(第四七六号)
同(大森猛君紹介)(第四七七号)
同(大森猛君紹介)(第四七八号)
同(大森猛君紹介)(第四七九号)
同(大森猛君紹介)(第四八〇号)
同(大森猛君紹介)(第四八一号)
同(大森猛君紹介)(第四八二号)
同(大森猛君紹介)(第四八三号)
同(大森猛君紹介)(第四八四号)
同(大森猛君紹介)(第四八五号)
同(大森猛君紹介)(第四八六号)
同(大森猛君紹介)(第四八七号)
同(大森猛君紹介)(第四八八号)
同(大森猛君紹介)(第四八九号)
同(大森猛君紹介)(第四九〇号)
同(大森猛君紹介)(第四九一号)
同(大森猛君紹介)(第四九二号)
同(大森猛君紹介)(第四九三号)
同(大森猛君紹介)(第四九四号)
同(大森猛君紹介)(第四九五号)
同(大森猛君紹介)(第四九六号)
同(大森猛君紹介)(第四九七号)
同(大森猛君紹介)(第四九八号)
同(大森猛君紹介)(第四九九号)
同(大森猛君紹介)(第五〇〇号)

二月二十一日
国の原子力政策に関する意見書(新潟県広神村議会)(第三五二八号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(埼玉県春日部市議会)(第三五二九号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(埼玉県新座市議会)(第三五三〇号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(石川県野々市町議会)(第三五三一号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(岐阜県岐阜市議会)(第三五三二号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(京都府宇治市議会)(第三五三三号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(大阪府大東市議会)(第三五三四号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(大阪府熊取町議会)(第三五三五号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(福岡県飯塚市議会)(第三五三六号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(福岡県太宰府市議会)(第三五三七号)
中小企業に対する支援策の早期拡充に関する意見書(大分県大分市議会)(第三五三八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

株式会社産業再生機構法案(内閣提出第三号)

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案(内閣提出第四号)

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第五号)

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○村田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として商工組合中央金庫理事長江崎格君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として経済産業省産業技術環境局長中村薫君、資源エネルギー庁長官岡本巖君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長佐々木彦君、中小企業庁長官杉山秀三君、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長橋崎憲安君、内閣府大臣官房審議官水松一君、金融庁監督局長五味廣文君、内閣府産業再生機構(仮称)設立準備室次長小手川大助君、財務省大臣官房審議官石井道遠君、文部科学省研究開発局長白川哲久君、厚生労働省職業能力開発局長坂本由紀子君、国民生活金融公庫総裁薄井信明君及び中小企業金融公庫副総裁横田捷宏君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第四局長重松博之君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷畑孝君。

○谷畑委員 おはようございます。自由民主党の谷畑孝でございます。

きょうは十分の時間をいただきましたので、質問をしたいと思っております。

まず、平沼大臣におかれましては、バブルがはじけて、失われた十年と言われた中で、しかも未曾有のデフレという状況の中で、日本経済のかじ取りというのか、特に、その中における中小企業を含めて、産業の再生という課題の中でしっかりと取り組む、頑張っておられる大臣含めて、副大臣、政務官含めて、非常に心より敬意を表して、また、しっかりと力強くひとつ前へ向かって頑張っていただけのことと心より期待をしたい、このように実は思っているところでございます。

さて、過日の、経済企画庁、いわゆる内閣府の月例経済報告によりまして、景気は引き続き一部に持ち直しの動きがあるという、この言葉に対して、非常に私も、リストラムも消えたりして、それなりに底を打って力強くなってくる前兆なのか、こういう期待もあるわけであります。

同時にまた、弱含みで含んでおる、こういう表現もあるわけでありまして、そういういながらでも、やはり職種によつては、あるいは零細企業等を含めて、まだまだ倒産の件数も戦後二番目の一万九千件ということにもなっておりますし、そのような状況で、今後の景気を含めてどうなっていくのか、こういうことが一つ心配でありますので、大臣の方から、今日の経済の状況ということをお願いしたいと思っております。

もう一つは、やはりアメリカのイラクに対する爆撃ということについて、もうだんだんタイムリミットが近づいておるといことがよく言われるわけですが、そのときにおけるアメリカの経済の状況、それから同時に日本の経済への影響を含めて、どう進んでいくのか、そのあたりも、できましたらひとつ教えていただきたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

景気の現状につきましては、今谷畑先生御指摘のとおり、なかなか厳しいものがあると思っております。十月・十二月期の実質GDPの成長率というのは、プラス〇・五という形で若干プラスになったとはいえ、御指摘の厳しい雇用情勢がございまして、完全失業率もマイナスイ・五、またGDPの六割以上を占めている消費もなかなか伸び悩んでいる、こういったことがございます。また、鉱工業の生産も四カ月連続でマイナス、こういうことで、私も、相変わらず厳しい、このように認識しております。

そしてまた、イラクに対するそういう緊迫した情勢の中で、例えば原油の価格がじりじり高騰してきております。私もとしては、やはり石油とていうのはこの経済大日本にとっての血液にも等しい大切なものでございまして、この安定供給ということをしつかりと踏まえて私もはこれから対策をとらなければならぬわけでございまして、今も、そういうふうな意味では、備蓄も含めて、またIEAとの協力の中においてもいろいろシミュレーションをして、万全を期していかなければならないと思っております。

いずれにしても、イラクで戦争が起った場合には、世界の経済に与える影響というのは非常に大きいものがあると思っております。私も、私どもとしては、そういう中で、特に石油の安定供給を含めて万全を期していかなければならない、このように思っております。

○谷畑委員 そのとおりだと思っております。

それと、私自身が参議院議員に当選させてもらって四十二歳で国会に來たわけですが、けれども、ちよとそこはバブルがまだ続いておりまして、それから二年後にバブルがはじけまして、そして、私も国会に参加してございまして、もう財政出動をどんどんやって、やってきました。私も

も、いやこれで、従来の循環型というのか、不況があれば必ず景気もよくなる、こういうような状況であったわけですが、しかしなかなか回復しない。

そういうことの中で、宮崎先生の本がベストセラーになるといふやうになって、それは、循環型じゃなくて構造的な不況なんだ、こういうことがありまして、そういう中で、今日、日本の経済の中で、いわゆる構造改革というのが非常に大きなテーマに実はなつたわけであります。

その経過の中で、また橋本大臣のころには、やはり一定程度財政を縮小して財政の構造改革もしなければならぬ、こういうことであつたわけですが、それでも、再度また銀行がぶれたりして、そういう中で、もう一度また財政出動をスタートするという、小沢政権でそういうことになるわけですね。

そのように、この失われた十年の中で、片方はやはり財政出動が大事だという発言があつたり、いや、そうじゃなくて、やはり構造改革と、そしてやはりきちとした財政の改革を含めてそういうことが非常に大事なんだ、こういう議論が行つたり来たりというふうな感じであると思つて、すけれども、一番大事なのは、やはり余りにもぶれる、ぶれまくるんじゃないかと、一定程度の時期においては、やはりどういふ形であつても一つの方で粘り強く信じていくということが非常に大事な局面であらう、私自身そう思っているわけでありまして。

そういう中で、今回、デフレという状況の中で、なかなか財政出動してみたら効果がそんなに大きく上がるものではない、こういうことがよく言われているわけでありまして、その中で何とかデフレを退治するには、政府と日銀がやはり一体になって金融政策をやらなきゃならない。こういうことで、今回の日銀総裁というのは非常に大きな、みんなが関心を持つことになったのではないかと、調整インフレを含めて、そういう話があつたと思つております。

まだ内定の段階であって今後わからないけれども、いずれにしましても、大臣としましては、難しい質問ですけれども、デフレを含めて、どういう状況の中で克服できるのか、またどういう決意があるのか、ありましたらひとつ教えていただきたいと思ひます。

○平沼國務大臣 確かに、今、日本の経済というのは非常に厳しい状況になっておりまして、やはりデフレが加速をしているということが一番、御指摘のように大きな問題だと思ひます。

これは、今、日本の経済の中で、過剰供給構造とそしてまた過剰債務の問題というものが非常に大きな手かせ足かせになっているわけでありまして、これをやはり解消して、そして健全な姿に戻さなければいかぬということで、小泉内閣が構造改革なくして景気回復なし、こういうキャッチフレーズで、今全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

そういう意味で、今御指摘がございましたけれども、もちろん、そういう不良債権の処理あるいは過剰供給構造、こういうものをなくしていくことも必要でございますけれども、やはり一方においては、今回の補正予算に見られますように、あるいはまた三十兆の枠にこだわらなかつたということ、小泉総理も大胆かつ柔軟に、こういう形で三兆円の補正予算も組む、そしてその中で、やはり政策減税も二兆円、増税分を入れますと一・八兆の減税をする、こういう形で、両方あわせて私はやっている。

そういう中で、繰り返しになりますけれども、過剰供給構造そして過剰な債務の問題、これを、痛みが伴うと思ひますけれども、やはり徹底してやる、このことが今必要なことではないか、私はこのように思ひているところでございます。

○谷畑委員 もう時間がなくなつてしまいましたので、最後の質問に入りたいと思ひますけれども、私ども、事務所でも今一番相談が多いのは、中小零細企業の、政府系金融機関からお金を借りていくわけですけれども思つた以上に取引が進展し

ないというのか売り上げが伸びないということ、条件変更というの物すごい多いんです。私も、仕事、ほとんど個別で相談を受けて、こういう、一生懸命にお支払いもしているし、残念ながら、計算どおり、月金利、元利を含めて二百万円であつたら、何とかこれを半分にしてくれとかいうような、そういう話で個別でやるわけですから、でも、今回、ようやく借りかえ制度というのが政府系金融機関でできました。

私は、これをファクス通信ニュースということで、皆、会員のところにこれを全部、この中身について送りました。そうしたら、すごい反響で、もういつもこのことについて問い合わせがあるわけなんです。これは非常に喜ばれておりますし、助かります。御存じのように、やはりデフレということの中で、やはり条件を変更して、そして二百万円のもの、今回百万円でできる、あるいは期間も長くなる、こういうことで非常に喜ばれております。

つきましては、もう時間がなくなつたことですので、このことについてどうしても、窓口は銀行なんですね。そして、後ろを保証しているのは政府系金融機関ということでありますので、まだまだ銀行等を含めて周知徹底されていらないということがあろうかと思ひますので、そのあたりちょっと、金融含めて。

○桜田大臣政務官 中小企業が行つております貸し渋り実態調査によると、本年二月でも、企業への貸し出しが厳しくなつたということは二六・九%で、大変厳しくなつておるところであります。が、この制度、非常に好評でありまして、借り入れ、保証借入金について、中小企業の返済を軽減する意味でも、非常に業者から喜ばれているところであります。

簡単に、時間がないので言ひますけれども、本制度が二月十日から取り扱つたところ、たった二週間の間で四千五百四十七件、六百六十三億円となつておりますので、これが非常に普及すると思ひます。

以上であります。

○谷畑委員 もう時間がありません。どうもありがとうございました。お呼びして申しわけなかつたと思ひます。済みません。

○村田委員長 福島豊君。

○福島委員 大臣、副大臣、政務官の皆様、大変御苦労さまでございます。

日本経済の現在の長期にわたる停滞の原因は、幾つも指摘されているわけでございます。先ほど大臣、御指摘ありましたように、不良債権の問題、そしてまた過剰な生産設備の問題、デフレも大変大きな問題だと思ひます。その中で、私は、本日は日本企業の競争力ということについて申し上げたいと思ひます。

日本企業の競争力は、実際のところ、八〇年代から徐々に低下してきたんだ、こんな指摘があるわけでございます。経済の環境が悪いということも大変大きな経済の停滞の原因でございますけれども、その中で、企業の競争力というものも同時に一つの原因として働いてきたんじゃないか。数年前に、マイケル・E・ポーターさんという方がキャン・ジャパン・コンピート、こういう本を出しました。邦訳もございまして。その中で、私、びっくりしましたのは、日本が輸出している千六百十八の産業の中で、九〇年より前と、そしてまた九六年と比較をすると、輸出シェアが増大しているのはわずか百六十六で、減少しているのが千二百五十である。ですから、ほとんどの産業分野において輸出のシェアというものが減少している。そして、増大をした産業、その中身を見てみると、例えばスクラップ用、リサイクル関連用、素材産業といったような、ある意味で、新しく産業を引っ張っている、そういうリーディング産業とは余り言えないようなものが増大をしているという指摘があるわけでございます。

通産省、そしてまた現在の経済産業省は、日本企業の競争力をどうやって高めるのかということについてこの数年間取り組んできたと思ひますし、今国会で提出されます産業再生機構法、こ

の産業再生の問題も、単に不良債権の処理ということだけではなくて、どうやって産業構造そのものをリストラして競争力のある企業というものをつくっていくのか、そういう視点が一方では大変大切だと思ひます。

そこで、まず初めにお聞きしたいのは、日本企業の競争力というものは現状として一体どうなっているんだらうか。九〇年代、そして二〇〇〇年代に入りましてさまざまな取り組みがなされてきたけれども、果たしてそのことは日本企業の競争力というものを育ててきたんだらうか。この点についての現状認識をお聞かせいただきたいと思います。

○平沼國務大臣 我が国の産業というのは、個々の産業ではまだまだ高い競争力、技術力を持っている、こういうことは言えると思ひます。総体としてみますと、やはり失われた十年というようなことがございまして、欧米に対しておくれが出ていることも事実でございます。私は必ずしもそれは正確な順位じゃないと思ひますが、例えば、IMDなんという一つのデータでは、かつて日本の企業の国際競争力というのは一位、二位というのをずっと、それが当たり前だったんでございますけれども、三十位というようなところに如実にこれは象徴されているんじゃないか、私はこういうふうには思ひます。

やはり、これは失われた十年の中で、一つはバブルに酔つてしまつて、本来、例えば日本は物づくりにすぐれた、そのところを怠つてしまつて、大分そこに油断があつたということも背景として言えると思ひます。

ですから、そういう中で、私どもは、やはり潜在力がありますから、これをやはり取り戻すということが非常に必要なことだ、こういうふうには思ひます。実は、一昨年の十一月から省内に、経済界の方々、学識経験者、集まつていただきまして、産業競争力戦略会議、こういうのを立ち上げまして、約半年間、かんかんがくがく皆さんから建設的な意見を出していただいて、そし

て今後市場の拡大が見込まれる、そして日本もここで大いに力を発揮できる重点四分野というものに絞らせていただきます。

一つは、今ちょっとお触れになりましたけれども、これから二十一世紀は環境の時代と言われておりますけれども、環境・エネルギー、それに、今一段落していますけれども、これから成長が見込まれるIT、さらには非常に大きな市場性があるバイオ、それから日本の得意なナノテクノロジー・材料、こういったところを集中的にやはりやっていかなければいけない、こういう形で、これも経済財政諮問会議の中で、日本の重点項目として、これからいろいろ税制の問題ですとか、いろいろなことでも集中的にやっていこう、こういうことです。

それからもう一つは、産業再生法のことについてお触れにされました。

確かに、産業再生法というのは、企業の再編ですとかそういうことだけじゃなくて、やはり、我々としては、有用な技術だとか人材、こういうものがある分野に集中をして、そこで競争力ができるように促すことがこの改正でも必要だ、こういうふうに思っております。私どもとして、我が国の世界最先端の製造開発拠点化をするために、例えばその中で、実証の第一号機に対する設備投資減税、こういったものも盛り込ませていただいて、こういった今御指摘の日本にとっての大きな問題点、ここを克服して、さらに競争力を高めるために全力を挙げていかなければならない、こんなふうなふうに思っているところでございます。

○福島委員 ただいま大臣から、現在の取り組みについて御説明がございました。全力で取り組んでいただいていることに対して敬意を表したいと思いますし、そしてまた、今国会で提出をされております税制改正、研究開発税制について大胆な見直しをしていただいた、このことも大変喜ばしいことであるというふうに思っております。

そこで、四分野というものを定めていろいろと検討してきたということでございます。私の地元

は松下そしてまた三洋の本社がございますけれども、中小企業の悩みというのは、一つは資金繰りの問題、当然でございます。と同時に、大企業がグローバルな経済の中で競争力を高めようと思えば、製造拠点の最適立地というものを図らなければいけない。どんな空洞化が進んでいる。このことは、当該企業にとっては競争力を高めるためにはこれは不可避である。しかしながら、一方で、残された中小企業、一緒に出ていく場合もありますけれども、そうでない場合も多々あるわけでございます。どうやってこの中小企業をこれから支えていくのか。単に保護的な施策だけでは、これは十分ではない。むしろ、そうした中小企業が十分にその能力を発揮できるように、国内における新しいリーディング産業というものをどう育てていくのかということではないかと思えます。

重点四分野に注力してきたというお話でございますけれども、この数年間、この四分野の市場というものはどの程度拡大をし、そしてまた、そのことが日本の国内の製造業にとってどの程度のプラスの影響を与えてきたのか、この点についての御認識。そしてまた、大学発ベンチャー一千社、これは十四年度の予算の中で大臣が大きな目玉として盛り込まれたものでございますけれども、こうしたものが実を結んでいくと、国内のさまざまな形で中小企業がまた生きていく道ができると私は思いますけれども、この進捗状況について御説明いただきたいと思います。

○桜田大臣政務官 お答えさせていただきます。ライフサイエンスの関連産業の成長の動向につきましては、関連産業の市場規模は、二〇一〇年で推定一・三兆円でございます。そして二〇一〇年には、これが二十五兆円程度に成長することが展望されております。また、雇用結果として、二〇一〇年で関連産業は七万人が従事しておりますが、二〇一〇年には百万人を超えるということが推定されております。

では、IT産業の市場規模は、二〇〇〇年で約六十四兆円でありましたが、一九九五年から年平均五・九％で成長しているところであり、二〇一〇年のIT不況でそのペースは一時低下しましたが、今後、我が国の経済成長を上回るペースで成長することと想定されております。また、雇用につきましては、二〇〇〇年で二百二十四万でありましたが、一九九五年から年平均一・〇％で成長しているところでございます。

また、ナノテクノロジー分野の産業の成長につきましては、市場規模で、二〇〇〇年には四・八兆円程度が二〇一〇年には二十兆円に達すると予測されております。雇用規模につきましては、二〇〇〇年においては十三万人程度でありましたが、二〇一〇年には五十二万人程度に達すると予想されております。

また、環境分野の産業の成長の動向につきましては、平成十四年の六月に産業構造審議会の報告書において取りまとめられたとおり、我が国の環境産業は、一九九八年時点の市場規模が四十八兆円でありましたが、そして雇用規模が百三十六万人であります。それが二〇一〇年には、それぞれ六十七兆円、百七十万になると予想されているところであります。

以上であります。

○中村政府参考人 委員の御指摘がありました大学発ベンチャーにつきましては、大学の研究成果を活用して新規産業創造を図るという観点から、平成十三年に、平沼プランにおいて、十六年までに一千社つくるというベンチャー一千社計画が提唱されたわけでございますが、現時点において見ると、十三年には二百六十三社であったものが昨年八月の時点では四百二十四社ということ、大幅に増加してきております。この傾向が定着すれば、十六年までの一千社ということは十分視野に入っているというふうに考えます。

引き続き、関係省庁と連絡しつつ、産学官連携を強力に推進して、大学発ベンチャーの創出を支援してまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 もう時間が終わってしまいましたので意を尽かせませんが、ポーターは、日本は競争できるとその著書の中で述べております。私もそう思います。そして、未来に向かって競争しようというふうな自信を持って取り組んでいくことこそが、この十年の停滞を打ち破る最大のかぎだと思っております。ぜひ、大臣を初め経済産業省の皆様には頑張ってください、そのようにお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○村田委員長 金子善次郎君。

○金子善委員 保守新党の金子善次郎でございます。

今、大変厳しい経済情勢の中でございまして、中小企業の方々は大変頑張っているというのが実際のところだと思います。そうした中で、大臣も、副大臣、政務官の方々も御案内だと思いますけれども、日本の中小企業の方々の声で今一番大きいのは、なぜ大企業だけが救われる、これは、大型の債権放棄とかいろいろな形で大企業が救済される、そこに公的資金が銀行を通じて入っていくというふうなことで、中小企業には何をやってくれるんだという声が大変大きい声になっていることは、これは事実でございます。

そうした中で、今般、先ほども質疑の中で取り上げられておりましたが、経済産業省の方におきましては中小企業対策として力を入れるというふうなことで、補正予算あるいは本年の予算におきまして、金融セーフネット、再生支援というふうなこと、先ほど話がございました。私も、これは大変いい制度であるというふうに思っているわけでございますけれども、もう一度だけちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、今月の十日から取り扱いが開始されているわけでございますけれども、現在までの要望状況の数字だけを教えてください、先ほど話がございました。

○西川副大臣 数字は、まず二月十日からの最初の一週間、八百六十四件、百九十九億円という好調なスタートでございますが、さらに一週間重ね

まして、累計いたしますと、先ほど松田政務官からも御答弁を申し上げましたとおり、既に四千五百四十七件、金額で六百六十三億円という急な伸びを示しております。

○金子(善)委員 ありがとうございます。それだけ中小企業の金融、逼迫しているということを示しているのだらうと思います。

そこで、特に民間金融あるいは公的金融、両方あるわけでございますから、本来であれば金融全般にわたってそうあってほしいと思うわけでございますけれども、特に制度金融、例えて申し上げますと、中小企業金融公庫の一般貸し付けでございますと、その貸付期間でございますけれども、十年ないし七年というようなことが実際の形になっております。

民間金融機関の場合でございますと、これでもっと短くなるというようなケースもかなりあると聞いているところでございますけれども、私は、今の商売と申しますか経済状況の中で、なかなか返済を、キャッシュフローベースで見た場合にきつというのが現実のようでございまして、言ってみれば、返済のためにまた借り入れしなきゃどうしようもない、税金を払うために借り入れしたいんだというような声も非常に多いわけでございまして、デフレの時代と成長がある程度ある時代とは、やはり返済期間というものは変えていかなきゃならないんじゃないか。そういうことで、これは、制度金融あるいは民間金融含めて、特にそういう形でお願いしたいと思うんです。

特にそこでお聞きしたいと思っておりますけれども、副大臣、保守新党の先輩でございますけれども、第一点は、返済期間の長期化、これにつきまして、どのような方針で今後臨むお考えでいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○西川副大臣 この制度は、御案内のとおり、セーフティネット融資に切りかえることによって、十年間ということが原則になっているわけでございますが、先般、年度末を控えて金融繁忙期

でございますから、中小企業の倒産や資金繰りの苦しい現状にかんがみて、全銀協初め地域金融機関の代表者等々に金融庁にお集まりをいたしたい、政府側から竹中大臣、当省平沼大臣のかわりに不肖が出席をさせていただきましたが、要望をさせていただきました。そういう中で、また金融機関側からも、ただいま金子議員からの御質疑に沿ったような御要望も寄せられました。したがって、本制度は原則として十年でありますけれども、柔軟に取り組むという姿勢を堅持してまいりたいと思っております。

それから、ついでに申し上げますと、金利の点につきましても、この問題は政府系金融機関も含めて協力をしてもらわなければならない、保証がきちっとできる貸し倒れリスクの極めて低いものでございまして、金利はもう相対で決めてもらうのが本来のものでございますが、そういう性質にかんがみて、金利も、中小企業側の要望というものをよく理解して、柔軟に対応できるように、金融庁を通じて金融機関に私ども要求をしてまいりたい、このように考えております。

○金子(善)委員 まさに私がお願いしたいというような線で今後進められるということで、大変力強く思う次第でございますけれども、確かにこの金利の問題についても、今のいろいろな状態を聞いてみますと、条件変更の中で金利を上げられていくとか、そういう話も非常にございまして、借りかえ制度の場合でも、多少、民間金融機関との取引の中で金利が上がるというようなケースもかなりあるというふうなことも聞いておりますので、適切な措置をぜひともお願いしていきたいと思っております。

そこで、もう一点でございますけれども、税制との関係ということも少し考えていかなきゃならないのではないかと思いますのは、例えば税法上の耐用年数、減価償却との関係で、必ずしも実体経済と合わない税制。先ほども申し上げましたように、経済成長が順調なときとデフレの状況の中では、例えば一例で申し上げますと金型。金型な

んかは、税法上は二、三年の減価償却でいくわけでございますけれども、実際に使うのは、物によつては五年ぐらい使うのもあると。経済が成長しているうちは償却期間が短い方がいいというようなケースも当然考えられるわけでございまして、こういう今みたいな経済状態の場合ですと、企業経営上、必ずしもそれがプラスにならない。そういうようなこともございまして、税法上、その辺を弾力的に取り扱っていくべきではないかというふうにも思っております。

○石井政府参考人 今先生から御指摘がございましたとおり、例えば金型については、現在、税法で耐用年数が二、三年という規定がござい

ます。これは、改めて申し上げるまでもないわけでございますけれども、税制上の減価償却制度、これはいわば期間損益を適正に計算するという観点で、使用期間にわたって費用配分を平準化していただくという観点から決めているわけでござい

ます。減価償却がどのような方法によって実施されるかによりまして所得が大きく違ってまいりますので、税法ではきちんと耐用年数なり償却の方法を決めているというのが実態でございます。

その前提で、個々に決まっております耐用年数につきまして、これは今先生も御指摘がござい

ましたとおり、必要に応じて見直しを行うということとは、経済社会の状況の変化に応じてやっていくべき事柄であるということはそのとおりであろうと思

なり違ってくる側面がある、これはあることは間違いないと思うんです。そういう点につきまして御要望を申し上げておきたいと思っております。

最後になりますが、時間も参りましたので、大臣の中小企業金融という観点からの決意のほどを表明していただきたいと思います。よろしくお願

いします。

○平沼国務大臣 日本には今五百万ぐらい企業の数があると言われております、そのうちの九

九・七が中小零細企業、こう言われています。言ってみれば、この国の経済の基盤を支えていた

だいてのが中小企業でございますから、こ

ういう厳しい中で私ども中小企業対策というのを

しっかりやっていかなければいかぬと思っております。

今、民間金融機関がなかなか厳しい状況なわけ

でございますので、私どもは、政府系金融機関を

動員してきめ細かな対応をして、この国の経済の

活性化のためにさらなる努力をしていかなければ

ならない、このように思っております。

○金子(善)委員 ありがとうございます。

○村田委員長 小沢鋭仁君。

○小沢(鋭)委員 民主党の小沢鋭仁でございます。

大臣所信について質疑をさせていただきます。

私は、きょうは大変元気がなくて、実は、声も

出ないんじゃないかというくらい元気がないので

あります。理由は、いわゆる日銀人事がああいう

形に決まったということで、もう心底がぐくりに

ございまして、本当にもう、道を歩いていてもよ

ろよろしているわけですが、

そうした冗談はさておき、大臣所信の一番最初

の、冒頭にもデフレの話が書かれておりました。

先般、私が最初に臨時国会でも所信に対しての

質疑でそれをさせていただきましたので、もうよ

そうかなとも思ったんですが、そしてまた、小沢

がマイクの前に立つとデフレの話しかしない、こ

ういう話も最近あるので、思ってたんですが、大

臣の所信の冒頭にもあることで、仲間の議員

からも、それは得意わざだからぜひやれ、こういう勧めもあって、デフレの話を最初、マクロ政策としてお尋ねします。

質問通告で大臣にもお願いをしておきました、この間本会議でも申し上げました、私が申し上げていたような話を、ある意味で体系的に、あるいは歴史的に非常にうまくまとめられた名著で、竹森俊平さんの「経済論戦は魅惑」という本が、昨年十一月ですか、出版されました。

その論旨を、そんなに細かく申し上げるわけにはいきませんが、一言で言う、構造改革とデフレの問題と二つ問題があって、そして構造改革の問題が我が国において必要ないという話ではないけれども、今はデフレの状態が極めて深刻で、経済に大きな影響を与えているので、ここは分離してデフレ対策をきちっとやるべきだ、それが大恐慌あるいはまた我が国の昭和恐慌からの教訓であって、そしてまた経済学のいわゆる主流であって、デフレ対策に関しては、強力な金融政策、金融緩和あるいはデフレ論をしっかりとやる必要がある、大きく言えばこういう論旨であります。

先ほどの他の委員の話にもありましたように、デフレの問題に関しては、かなり議員の仲間の中にも共通認識が出てきているようであります。本会議場で、私、デットデフレーション理論という話を申し上げましたが、一言で言う、物価が下がっていく中で企業が過剰債務を抱えている、それはどこかの時点でぱんと破裂して、そして倒産あるいはそれに伴う失業が起って行く、その繰り返しが今の日本企業の最大の問題なのだというこの認識はかなり共通なものとして出てきていると思います。

しかし、では、その認識はあるにもかかわらず、それへの対応はどうするかといった話は、さっき申し上げたように、経済学が現在考えているところは、金融政策が主役でなければならぬということでありまして、そしてその主役は、日本の公的セクターでどこが負っているかというと、日銀になるわけでありまして。そして、政

府の方から日銀に対して過去何度も、例えば金融緩和論の具体的施策として国債の買い上げ額の増額等を申し入れているにもかかわらず、日銀はそれを拒否し続けているわけです。

もっと言うと、今回の決まりました福井さんは公の席で、金融政策でデフレはとまらないという発言をしている方でもあります。そういう方が何でまさにその役割の最高責任者になるのか。小泉さんが、一言で言う、全く経済がわかっていないからだとしか言いようがないと私は思います。

そして、もっと言いますと、この暗い速水さんの時代、速水さんは、小泉さんが総理になったときに辞表を提出したのかわかりませんが、そういう辞意を漏らしました。小泉さんは速水さんを慰留して、そして総裁を続けてもらいました。それが今の結果です。さらにこれから五年間、いわゆる金融政策でデフレはとまらないと言っている日銀総裁が生まれるわけでありまして、私ががっくりきているのはその点であります。海外の報道を見ても、昨日付でイギリスのフィナンシャル・タイムズが小泉の憶病と題した社説を発表しています。全く強い失望を示す社説であります。

今申し上げたような、大臣、このデフレ対策という話で、構造改革は必要だけれども、しかし当面はまずデフレなんだと。申し上げたような話をしっかりとやるということに関しての共通認識が政府にあるのかないのか。私流に言わせていただければ、構造改革という手術をするためには血圧をまずもとに戻して、金融政策で血圧を戻して、そして構造改革、手術をやらなければ、血圧が下がっている患者にぐさつとメスを刺したらだめだというのがやはり大方の意見だろうと思うんですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○平沼國務大臣 小沢先生の本会議での代表質問のとき、竹森俊平先生の著書をひもといのお話も私承らせていただきましたし、シュンペーターとフィッシャーとの二つの理論、それについても興味深く私聞かせていただきました。

デフレ克服には金融政策というものが非常に大きな意味を持つ、こういう認識は私も持っております。しかし、金融政策だけでも、これは今おっしゃったように、それだけがすべてを解決するとは私は思っておりませんで、あらゆる政策を動員してこのデフレという、ある意味じゃ悪魔を退治していかなければならないと思っています。

そういう中で、日銀の人事について、非常に元気が今ない、こういう御指摘がございましたけれども、今度総裁に予定されておられる方もそういう評価は一面あるかもしれませんが、テレビなんかの一つのインタビューなんかを見ておきますと、例えば、私がテレビで見ているら、インフレターゲットイングなんか一つの選択肢であるというようなコメントも言っておられますし、また、副総裁人事も同時に行われておりますけれども、そういう布陣を考えますと、私は、やはりしっかりとした金融政策はやってくれるのではないかなという期待を持っています。

そういう意味で、これから政府の中で金融政策は非常に大きな柱になると思っておりますけれども、私は、小泉さんは柔軟かつ大胆に対処すると言う中で、昨年の秋を考えても、例えば三十兆円の枠と、それから補正予算は絶対やらない、こう言っていた中で、やはり血圧が下がったときにはそういう一つの上げる方向もやらなければいかぬ、こういう形で三兆円の補正予算、それから政策減税も盛り込んで、どちらかというと血圧を上げる、そういう政策もとったわけでございまして、私も、そういう意味では、記者会見等でも補正予算はやる必要があるんじゃないかというようなことも言わせていただきました。

そういう中で、私どもとしては、今こういう厳しいデフレの状況の中で、これを政府一体となつて解決していく、そういう意味では、金融政策というものがメインであり、そして、あらゆる政策を動員してやっていく、こういうことで閣内は一致しておると思っておりますので、そういう形で私も、微力でございますけれども、全力で頑張っていきたい。

なければならぬと思っています。

○小沢(税)委員 閣内が一致しているという大変心強い言葉をいただきました。ぜひそれをまたインシアチブをとっていただきたいし、ただ問題は、日銀というのはいわゆる中央銀行の独立性というものがあって、政府からの申し出に対してすべて突っぱねていても、いわゆる政策過程の公開をきちんとしていれば責任は問われないというのが現行であります。でありますので、そこをどうやってやっていくかというのは物すごく重要だと思っておりますので、どうぞ頑張ってくださいということ。

それから、ついでに一言申し上げますと、私は、今の不況のもとではデフレと債務が問題だと言いましたが、もう一つあるとすれば、前回も申し上げましたように、国民マインド、あのときはエクスペクテーション、期待と言いましたが、国民マインドでありますから、そのシンボルが日銀総裁だったんですね。国民マインドを変えていくということの、それができなかったということ。

それから、インフレターゲットの話に触れられましたので、これも同僚の先生方ももう御理解だと思いますが、テレビ等を見ますと、金を垂れ流してインフレにしていこう、こういうことをコメントする人々が言っている、そういうことではない。ここに表がありますが、世界のフロート制をとっている国のほとんどが、いわゆるインフレターゲットを採用しているんです。いいですか。

ですから、これは一定の物価のゾーンの中におさめていくという話で言っているわけで、調整インフレとインフレターゲットというものは全く異なっている政策でありまして、もう世界じゅうのフロート制をとっている国はほとんど採用しているその話が、余りにも、金を垂れ流してインフレにしていこう、そして富の配分を変えていく、いわゆる調整インフレと言われているもの、話と混在していることをちょっと御指摘しておきたいと思えます。

済みません、余計なことを申し上げました。質問に戻ります。

産業再生関連で大臣にお尋ねを申し上げます。あの本会議でも申し上げましたが、かつてはその産業再生のときに、旧通産省はビジョンを持っていた。いわゆる特振法のときなんか、自動車、鉄鋼、石油化学、そういったところとはにかく変えていくんだ、こういうふうに変えていくんだというビジョンを示しました。今回はそういった話の余り感じられませんか。いわゆる市場原理、民主主義、こういう話なのかもしませんが、しかし、いずれにしても、やはり私は、そういった産業構造の目指すべきビジョンというのは必要だと思いますが、大臣にその点をお尋ねしたいと思います。

○平沼國務大臣 今、かつての特定産業振興臨時措置法案、このことについてお触れになられました。確かに、重化学工業化の流れの中で、規模の利益の追求を目指して産業の競争力を向上させなければならぬ、そして、その規模の利益の追求を目指して、そしてさらに、合併の課税の特例とか、あるいは合理化のための共同行為等の支援措置を講じよう、そういう形でこの措置法ができました。

今般の産業再生法改正案におきましても、過剰供給構造の解消を課税の特例や商法の特例等によって支援するという点では共通点がございます。

その一方で、ビジョンというようなことを言われなければ、大きな違いというのは、かつての特振法が共同行為という形で業種をびしと指定しまして政策の展開を図っている点。かつて発展途上にこの国がありました、その開発経済に当たった我が国におきましては、成長産業と衰退産業というものが非常に明確だったわけでありまして、業種単位で特定の成長産業というものを振興して、そして衰退産業を円滑に縮小していくかせる産業構造調整を行うことは、そういう意味では、政策的に意義があつて、また非常に目に見えやす

い、そういう形であつた、こういうふうに通じております。

しかしながら、現時点を考えますと、産業が非常に高度に発展を遂げておりまして、そして、市場もあのころに比べると大変成熟度を増しております。現状においては、自動車あるいは家電に代表される既存産業が衰退をしているというわけではございませんで、例えば低公害車ですとかIT家電などの主力となる市場と業態を多様に変化させて変化を遂げていく、こういう努力をしているわけでありまして。

問題は、産業単位で成長産業と衰退産業があるということよりは、むしろ、それぞれの産業の中で企業間の優劣が明確になっておりまして、劣位にある企業においては、不採算部門からの撤退と、得意分野がありますからその得意分野への経営資源の集中が必要となる、こういうニーズができております。

ですから、そういう観点の中で、一部の事業の中に供給過剰構造が生じているため、そのために全体の経営資源が有効に活用できていない、こういう問題点があるわけでございますので、今回の産業再生法の抜本改正に当たりましては、個々の企業における経営資源の構造調整に一番着目をして、これを円滑化するための措置を講じて、個々の企業の中に選択と集中を促すとともに、新たに共同事業再編計画といういわゆる支援類型を設けまして、企業間の壁を超えた事業再編を促すこと、これが産業再生として望ましい、こういうコンセプトに基づいて図ることにいたしております。

確かに、御指摘のように、かつてのようなどんな伸びていくときとは違って鮮明ではございませんけれども、今ある申し上げたようなコンセプトの中で、この多様化の中でやはり活力を持たせていかなければいかぬ、こういうコンセプトでやっていく、こういうことでございます。

○小沢(鋭)委員 いや、今の話はすぐ説得力があつて、よくわかりました。ただ単にビジョンというふうな話ではない、新しいコンセプトが確にあるんだ、こういうことは確かでありまして、ぜひまた法案審議の中で深めさせていただきたい、こういうふうに思います。

話題をかえさせていただいて、「もんじゅ」判決に伴う原子力政策の話をさせていただきます。まず、今回の「もんじゅ」判決、私も、どうとらえるのかということ、いろいろ議論を党内でもしてまいりました。きょう、実は午後結論を出しますけれども、その過程で私が強く感じましたのは、一言で言う、やはり原子力行政、あるいはまた原子力事業と云つてもいいんでしょうか、今は違ふと言つてもいいんですが少なくとも「もんじゅ」のあのころの話、今は違ふでもないんですね、前回はまさに東電のデータのいわゆる改造問題が起りましたから。

要するに、一言で言う、隠ぺい体質なんですね。まずいことをできるだけ隠す、とにかく推進する、推進のための話はいっぱい出すけれども、まずいことはとにかく隠すという話がいっぱいありました。細かい話はまた別の機会にしますが、高温プラチャーの実験データの報告などというものが途中からされなくなっているとか、そういう話にも私も私も接して、強くそれを認識したところでもあります。

こういった話がやはり信頼感を一番失っているということでありまして、大臣の指導、その御意見を承りたいと思つてます。

○平沼國務大臣 原子力行政を行うに当たっては、私は、もう安全性というものが本場に第一義だと思つています。この安全性をいかに担保するか、このことが政策の柱になつていなければならぬと思つています。

同時に、安全性を担保する、そしてもう一つは、国民の信頼をいかに得るか、こういうことに尽きるわけでございます。そのためには、行政の透明性をいかに確保して、そして説明責任を

しっかりと果たす、このことが重要だと思つてます。今回の東京電力の一連の不正の問題に関しても、こういったところが非常に欠けていた、そのことが国民の不信を大変高めてしまった、こういうふうに通じています。

ですから、そういう意味では、私どもというのは、確かに御指摘のように隠ぺい体質があつたということは事実だと思つておりますので、反省の上に立つて、やはり説明責任を果たすことと、それから透明性をいかに向上させるか、こういう形で、例えば、いろいろ御提案をいただく、そういった形に対しても、その提案に対していわゆる申告をちゃんと受ける制度をつくりまして、そしてオープンにするという体制もとらせていただきます。またさらに、そういったことが起こらないように、国と事業者とのそういう関係も強化をしながら、ある意味では罰則規定も設けて、そのところをしっかりと我々としては全力を尽くしてやっていく、こういう形で、電気事業法も、それからいわゆる関連の法律も改正をさせていただいたところでございます。

○小沢(鋭)委員 今の御答弁で結構でございますが、ぜひ本場にそこを深刻に受けとめてもらつて、本場にやっていただかないと、私も民主党も決して原子力発電反対という話ではないのであります。しかし、そういったことが積み重なると、結局国民はそれを不安に感じ、そしていわゆる世論は変わっていきます。そうした話になったらもう本場に取り返しがつかなくなりますので、そのことのいわゆる対応をしっかりとやっていただきたいとお願ひするわけであります。

それと同時に、原子力発電というのはやはりあくまでも過渡的なエネルギーの一つだ、こういう認識も大変強いわけでありまして。そういった意味では、新エネルギーという話を頑張っていかなきゃいけない。ドイツなどは、それを盛んに提唱しているわけですね。私も、新エネルギー、いいじゃないかと思つて数字を見てみたら、まだ日本

のエネルギー全体の1%ぐらいですね。二〇一〇年の目標を見ても、たかだか本当に3%ぐらいだったですかね、という話で、これで新エネルギー、頑張っているという話にならないんだらうと思うんですね。そこはいかがでしょうか。

○西川大臣政務官 今新エネルギーの話がありましたが、確かに、1%、こういう状況で進んでいるわけですね。それで、太陽光にしても風力発電にしても、自然条件が克服できなければなかなかだめだ、こういう話もありますし、発電単価も、調べさせましたら、非常にまた高い。こういう状況もありまして、二〇一〇年に3%にするように最大限の努力をしていく、こういう目標を持っています。

ただ、地熱とか水力発電とか、もう一度見直して再生可能な部分を取り出せば7%も実現できる、こういう目標も持つてしっかり今やっておりますので、確かに、位置づけが、まだ基幹エネルギー、こういうふうにはなっておりませんけれども、しっかりその辺を対応していきたい、こう思っております。

また、昨年の通常国会でありましたけれども、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の中で、新エネルギーをぜひ取り入れてくれ、こういうこともお願いしておりますので、それらをあわせてやっていきたい、こう思っておりますので、よろしく願います。

○小沢(税)委員 できれば、二〇一〇年の目標をもう少し大きなものに切りかえていくとか、そういった話にして、ぜひこの新エネルギーにも精力的にやってもらいたい。

確かにコストは高いのかもしれませんが、逆にそれが、一つの新産業としてとらえれば、また、地球のこれからの持続可能な成長ということに関してはもう不可避な話でありますから、それはコストをかけていくだけの価値は逆にあるのではないかな、こういうふうにも思うわけでありますので、そこはそうした要望を申し上げておきたいと思えます。

さらに、これはまた繰り返になりますが、先般の臨時国会でも、我が党は、不正問題等に関連して、原子力安全規制委員会の設置法案をこの国会に出させていただきました。これは、推進とそれからチェック、規制、この話が一元化、混在しているのはおかしいということで、それを分離してきちっとやっていくべきだ、こういう基本的な考え方に立つ法案であります、残念ながら、さきの国会では、議論をしていただくことなく廃案になりました。

やはりここまで来ると、大臣、ぜひ私どもは成立をさせたいと思いますが、成立までいかなうても、一回まず議論だけはしてみようというくらいの決断をしていただけないものでしょうか。もう一回、今国会、私どもは出す方針であります。どうですか。

○平沼国務大臣 御提案の原子力安全委員会を三条委員会にする、このことは私どももよく承知をしております。

これもさきの臨時国会で御答弁をさせていただきました。これは、中央省庁再編に伴いまして原子力安全・保安院、これをつくる、そして安全性をチェックする、そのときにいろいろ議論をさせていただきました。

これも小沢先生もよく御承知のことでございますけれども、やはり一方においては原子力の発電を推進していかねばならない。そうすると、その推進していくサイドが安全については全く蚊帳の外ということでは、本当に、ぜひこれを推進していただきたいということで立地県のごところにお願

いに行くに当たって、そのところが全く責任持てない体制ですと、これはやはり、ある意味では責任をとらないことにつながるのではないかな。そういう意味で、ダブルチェック体制という形で、まず原子力安全・保安院でやり、そしてさらにダブルチェックで原子力安全委員会を内閣府の中に置いて、そこでやる。

しかし、御指摘のように、いろいろそういう不祥事ができました。そこで、この前の臨時国会の中で法改正もさせていただいて、そこを強化する、こういう形にさせていただいたところでございまして、国の基本的な考え方はそれにのっとっておりますけれども、民主党さんからの御提案、これもあるようでございまして、私どもも、再度しっかりとそこを検討をさせていただきたい、このように思っております。

○小沢(税)委員 半歩前進したかなという程度かな、こう思いますが、いずれにしても、ただ、大臣のおっしゃった話は、基本的なコンセプトという意味では違わうんですね。基本的なコンセプトというのは違わうんですね。ですから、そういう意味でも、そこを本当に一回法案を前にして議論をさせていただきたい、改めて御要望を申し上げます。

そうしませんと、前回も申し上げましたが、安全性に対する最高責任者というのは一体だれですかと言ったときに、大臣は、私だ、こうおっしゃったわけけれども、やはりそれは、事業をされている方からしてみたら、あっち向いたりこっち向いたりとか、要は、そこがやはりはつきりしていないんだと思いますよ。ですから、今回の、特に「もんじゅ」の場合には研究炉ですから、今度文部科学も出てくる、こういう話もあつて、そういった意味で、やはりその安全性に関しては、少なくとも一元化するという話は大事だという点を申し上げておきたいと思えます。

それから、また話題をかえさせていただいて、中小企業の話を一言お尋ねしたいと思えます。今回の再生法関連の中で、中小企業対策ということで、再生協議会を設けるという話が出ております。これも、本会議でも申し上げましたが、現場にいる方たちは、これはどこまで本場に役に立つのかということをやっております。いわゆる倒産防止対策費を積み増してもらった方が具体的にありがたいんだよ、こういう話なんかもあります。

最大の問題は、ここの組織は強制力がないです。ね。ですから、例えば、金融全体としてつくった計画があつて、そこでやはり新しい資金が必要だという話になつても、金融機関がしり込みしちゃつたらおしまいなんですね。そこをぐっと引きつける担保が本場にあるんだらうかということでありまして、それがないと、いわゆる絵にかいたもち。

私は、大人と子供の一番大きな違いは、子供というのは、あれもやりたい、これもやりたい、大人というのは、だけれども、今の財布の中身を考えてみると、こまではできるけれどもこれはできないねとか、これが大人と子供の基本的な一番大きな違いかなと目ごろ思っているんですが、政策も同じですよ。あれもやる、これもやると言つていても、本場にやれるかやれないかという話のときに、その場合にファイナンスがつくつかないかというのはすごく大きい。現実的かどうか。この担保はどうでしょうか。

○杉山政府参考人 ただいま先生御指摘ございまして、地域に中小企業の再生ということに当たりまして、地域の金融機関の支援を得るというのは大変重要なことだというのはそのとおりだと思います。

他方、私ども、実態調査をいたしますと、地域の金融機関にとりまして、融資先の中小企業が再生を図るということは重要な課題でございます、いろいろな私どもの調査でも、こういった取り組みを各金融機関が強めているという動きもござい

ます。こういった観点から、再生支援協議会におきまして、各地域の金融機関に重要なメンバーとして参画をいただいておりますし、また、それにあわせて、各地域にありますが政府系金融機関の支店の代表者もこれに加わつていただく、そして地域の民間の金融機関とタイアップをしていくというふうな格好をとりたいというふうにご考えておるわけでございます。

先生、今、義務的といいますか、法律的なような枠組みで金融機関の協力という御言及がござい

ました。私も、地域の中小企業、いろいろな格好の、さまざまな、多様なニーズがあると思っております。したがって、法律等により一律にがっちりとした格好で枠組みをつくるよりも、むしろ、ソフトといえますが、金融機関のいろいろな自主的な協力ができるだけ得られるような、そういった格好で進めるといふようなことが、ともかく効果的ではないかしらというふうに思っているわけでございます。

ただ、いずれにしても、私も、金融庁等の関係機関ともよく連携をとりながら、地域の金融機関の適切な支援が得られるという格好での取り組み方というものに努めていきたいと考えております。

○小沢総委員 もう元気がないので、これできょうは終わります。ありがとうございました。

○村田委員長 田中慶秋君。

○田中委員 私は、不景気だから、元気を出すように頑張りたいと思います。

まず、大臣の所信表明の中で、経済財政の問題や、あるいは景気の問題も触れております。その中で、やはり今、政府の経済運営そのものがある面では間違っているんじゃないか、そのように思うのです。なぜならば、やはり全体景気の中の消費というものが、景気対策には六割、こういうことでありますけれども、消費マインドが現実には起きるようなことに何もない、こういうことだと思っております。

例えば、これは一つの試算ということで、健康保険料の引き上げの問題、あるいは医療費負担増の問題、さらには介護保険料の問題、雇用保険給付の問題、配偶者特別控除の問題、酒やたばこの問題を含めて、現実問題として消費拡大をできるような環境にない。こういうことを一方にやっておきながら、一方においては景気対策をやる。こういうことを現実の中で計算していても何もできないと思います。まして、今度の経済再生の問題や再生機構の問題を含めて、なぜやるかということは、不況だからこそのいろいろなことを含め

てこの対策をやるようしておりますけれども、一方ではそうしようと思いが一方では不景気を拡大するようなことを、相矛盾したことを現実にはやっているわけでありまして。

経済産業大臣が全部の責任とは言いませんけれども、あなたも経済戦略会議のメンバーですから、やはりそのことを発信していかなければいけないのではないかな、このように思いますけれども、まず最初にその考え方を伺います。

○平沼国務大臣 私は、今先生御指摘のように、GDPの六割以上を占めているのが個人の消費、ここに火がついていないというのが最大の問題だということでは田中先生と認識はともにしております。

そして、では、なぜここに火がつかないか。一方においては個人の金融資産が一千四百兆もある、こう言われていながら火がつかないかというところ、これは御指摘のように、先行きが非常に不透明だ。それからまた、これはある意味では経済産業省にも責任があるかもしれないが、消費者にとって魅力のある製品、買いたい意欲を持つというものが余りない。家の中を見回してみれば、ほぼテレビ等すべて充足されている。ですから、そういう一つの中で、金は天下の回りものと言いますけれどもお金が回っていない、こういうことであります。

私は、やはり中長期的にこの国の経済をどうやっていくかという視点は、この政治を預かっていう立場としては必要なことだと思います。そういうことを考えますと、膨張し続ける例えば医療費あるいは年金、そういった問題でやはり将来のビジョンを示して、年をとっても、こういう備えをしておけば、今一部負担はしていただくけれども、こういうビジョンでちゃんと給付が受けられますよ、医療が受けられますよ、そういう多少痛みを伴うビジョンも示しておかなければならぬ。そういう観点で、御指摘の例えば医療費の問題、年金の問題、介護の問題、そういった一つの背景があるということはひとつ御認識いただきたい

と思います。

その中で、私も先ほど来の御答弁で申し上げたのですけれども、やはりマイナスだけではだめだから、元気が出る、血圧が上がるようなこともしなければいかぬという形で、補正予算も三兆円組ませていただいたし、政策減税もやらせていただいたし、また、今実際に中小企業の方々が困っておられますから、そういう中で借りかえ制度をつくる、そして皆様方に御協力をいただいて、そしてその補正予算の中で十兆円のセーフティネット保証、貸し付けの枠をつくる、こういう形で精いっぱい努力をさせていただいているわけでございます。

御指摘のとおり、やはり小泉内閣としては、将来の明確なビジョンと、国民の皆様方に納得していただく、こういうことを出すことは絶対に必要なことだ、私はこのように思っています。

○田中委員 まず、経済に対しては国家戦略がない、はつきり申し上げて。それから、今のようない、医療についても国家戦略がないんです、はつきり申し上げて。あなたが言われるように、将来の医療はこうなりますよ、このことを明確にした中で、そして安心をさせながら現実問題としての負担を求めるのであればいいけれども、負担が先なんです、やり方が。

ですから、今度のデフレの対策もそうですよ。経済再生だと言ってあらゆる手段を総動員しながら、日銀と一体となってデフレを克服するというようなことを言っておきながら、一方には、はつきり申し上げて、貸し渋り、貸しはがし、助長されているじゃないですか。そうでしょう。

あなたが言っているような、今までも予算委員会でもいろいろなことを述べられておりました。私もこの中小企業の問題を含めてさんざんやってきました。でも現実には、中小企業庁が一生懸命いろいろなことを次々と政策を打ち出す、いいことだと思ふのですけれども、ところが、現場の、例えば国金も、きょうは財務省も国金も来ている、国金であろうが商工中金であろうが中小企業

金融公庫、皆さんが考えていることと現場の動きは全然違う、スピードもなければ、はつきり申し上げて。貸し渋り、現実にはやっているんですから。

第三者保証の問題が今一番指摘をされている。なぜこれだけ自殺者が出るか、なぜ倒産が多いか。これは最終的に、中小企業が日本の経済を支えている、九〇％以上、ある意味で九九％と言っているいかもわからない。しかし、そこに対して具体的な政策の欠落がこうなってきたら私は思います。怒るかも知れませんが、一生懸命やっている反面、しかし現場に届かないということは、そういうことだと思っております。

あなたが今言っているように、はつきり申し上げて、先ほど来、借りかえ制度の問題も、一方においては一生懸命やっているわけですが、一方においては民間金融機関はみんな金利を上げているじゃないですか。ちぐはぐのことを今現実に行われているんです。

こういうことを含めて、本気で総動員をしていと言っているながら、総動員していただければ、現場はそういう動きじゃない。これをどう思いますか。

○平沼国務大臣 確かに、きめの細かい対応というようなことが御指摘のように欠落している面は、それは全国を調査するといったことだと思います。私もそれは、やはりそういうことが対応としてはまずいという形で、二月二十一日には、年度末対策として、各政府系金融機関に対して、窓口における親身な対応あるいは貸し出し手続の迅速化等適切な貸し出しの徹底はしっかりと要請をさせていただきました。

そして、ちょっとお言葉に反論をさせていただきます。いろいろな形になりますが、例えば、特別保証制度で、あるいは一般のセーフティネット保証、これを受けていただいた方、やはり非常に厳しい状況の中で、データといたしましては、第一次の条件変更で十九万件も応じさせていただいて、相当きめ細かくやらせていただいていますし、今回の

新たな借りかえ制度も、先ほど来データをお示ししておりますけれども、二月十日から始まって、皆様方の利用件数も非常に多い、こういうことでございます。

したがって、私どもとしては、御指摘のような点は、実際に田中先生がお調べになってそういう事例があるということ、そのとおりだと思いますので、さらに、特に政府系金融機関においては、親身に、そして適時適切に、迅速に対応するようにさらに督促をさせていただきたい、このように思っております。

○田中(慶)委員 例えば、きょうも財務省も、これは経済産業省はできないと思いますけれども、例えばデフレというものを一つとっても、デフレは物が最終的に売れなきやしょうがないわけですよ、わかりやすく言って。そうでしょう。そのデフレ対策についても、現実問題としては、ある面では、私は、この貸し渋り、貸しはがし金融機関の問題、影響していると思いますよ。

一方においては、一番問題なのは、中小企業の皆さん方が、一生懸命設備投資をしよう、機械も、ばかにしながら、がたがたになっている機械を使っている。ところが、そこには、減価償却もできないれば設備投資に対する期間も短縮されてない。減価償却、そうでしょう。それから、残存期間の価額の問題等についてもされていない。一方においては、中国へみんな行くものは、それこそ、新しい設備投資をして、向こうと、人件費も安いわ、地価も安いわ、また新しい設備でばんばんやられて、こんな形で競争は勝てますか。そうでしょう。

経済産業省と財務省が、その辺を真剣になって、新たな産業政策として検討すべきじゃないの。大臣、短く、そしてなおかつ、きょうは向こうからも来ていますから、はっきりと決着させようじゃないですか。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。平成十五年度の税制改正試案では、私が経済財政諮問会議で繰り返し主張させていただきまし

た研究開発投資減税の拡充でございますとかIT投資減税の創設等を盛り込んでおりまして、これらの政策減税によりまして、研究開発用資産あるいは情報関連機器については、ほぼ即時に償却を行うことが可能になります。

また、中小企業が投資年度に全額損金算入できる少額減価償却資産の取得価額要件を十万円未満から三十万円未満に引き上げることについておられます。ですから、こういったことが成立をしますと、非常にこれはよくなると私は思います。

なお、減価償却期間でございますとか残存価値の抜本的見直しについては、一般の機械設備に関しては全体として過剰感があることでございますとか、産業界全体が大きな影響を受けることもありまして、これは産業界の意見も十分踏まえなければならぬと思っておりますけれども、いずれにしても、やはり中小企業がそういう競争力を持ち、そして意欲を持つような、そういった税制、これは今申し上げたことも含めて、今後も考えていかなければならない、このように思っております。

○田中大臣政務官 財務省といたしましても、税制等を含めて、今日の厳しい経済情勢、ましてや中小企業の皆様方が活力ある時代にさらに貢献ができるような税制を求めて努力をまいっています。ところでございます。当然のことながら、我が国はあるべき税制の姿というものを描いておりまして、速やかなるそういう措置を講じて努力をまいります。また、今後とも御指導をお願いしたいと思っております。

○田中(慶)委員 あなたの言っていることは非常にきれいでいいですよ。しかし、現場は違うでしょう。あなたも川崎で、川崎の現場がどうなっているかぐらいわかっているんじゃないでしょう。中小企業はそんなものじゃないんですよ。今、本当に悲鳴を上げているんです。がたがたの設備、本場ですよ、現場へ行っても、もう二十年もたっている機械をまだだましながら使っている。

この実態をちゃんとすれば、減価償却の問題も投資の問題も、もっと短縮したり競争に勝てるようなことをしなきゃいけない。そして、最終的には産業の再編とか経済の再編成、これも一つの方法でしょうけれども、一方において、財務省はわかっているんですよ、はつきり申し上げて。金を取ることは考えていないじゃないですか、あなたのところは。いや、本当ですよ。いま少し、そういう問題も含めて、大臣が言っているように長期的なビジョンに立って、そのことが、はつきり申し上げて、種を植えて育ててお金を取るようなことを考えないで、格好いいことばかり言ったってだめですよ。答弁してください。

○田中大臣政務官 私、田中委員の御指摘のとおり、川崎という町で政治を行っております。ましてや中小企業の町でありますから、今日の中小企業者の皆さんがどれほど厳しい、苦しい立場の中でお仕事をしておられるかということは百も承知をしております。そのことを受けて、今財務省のお役をいただいておりますので、真剣に頑張らせていただきたいと思います。

○田中(慶)委員 政務官というのは名譽職じゃないんですから、少なくとも議会から行っている政府の一員なんですから、あなたは少なくともそういうことを含めて、しっかりと、こういう現場に対応できるようにしておいてください。

そこで、あなたに聞きますけれども、いいですか、これはあなたじゃない、無理かな。貸し渋り、貸しはがしの問題を含めて、この前も議論しましたでしょう。大手七行の金融機関だけでも九兆円、トータルすると、データを全部集計してきますと約二十兆円の貸し渋りなんです。そこには政府系金融機関も入っているんですよ。

きょうは三つのところから来ていますけれども、それぞれ答弁してください、この貸し渋り、貸しはがし。今大臣が言っているような制度を幾らつくっても、その制度は受け入れられない。例えば、この前杉山長官がつくった契約担保の問題もそうですけれども、その前にいろいろな

制度をつくっていくわけですよ。ところが、現場に行くと、保証協会あるいはまた政府系金融機関も、そういうところに、全然実行段階に移されていない、こういうことです。せつかくそういうものをつくっても現場はだめなんです。もう少し、先ほどの総動員というのは、やはり政府系金融機関も一体となつてやるべきじゃないの。

一つ一つが、あなたたちは本当に借りる人の立場じゃないんですよ。役人の昔の発想で、おれのお金を貸してやるみたいな感じでやっているんですよ。このことは是正してもらいたいし、そのことをしっかりと、本当ですよ、現場。私は毎日三軒も三軒もそれぞれ電話しているんですよ、みんな。いや、本当ですよ、その都度。

そして必ず、土地そのもの下がつた原因は中小企業が原因ですか。その辺からまず答えてください。担保が少なくなるのは当たり前でしょう。これは政治の責任ですよ。無担保無保証を一生懸命やろうとしても、次から保証人、そして第三者保証までとって、その第三者保証が、現実には、関連倒産を含めて、夜逃げや自殺の原因になっているんですよ。そういうことをあなたたち、わかっているのか。そのことを含めて答弁ください、それぞれ。

○薄井政府参考人 御答弁申し上げます。

私も昨日……(田中(慶)委員「格好いいことじゃなくて、本当のことを言ってください」と呼ぶ)はい。先生おっしゃるような状況がたとえ一件でもあるようであれば、これは、公庫として十分対応していないかったということになります。そういうことのないよう、温かい対応を心がけていきたいと思っております。

○田中(慶)委員 あなたに申し上げますけれども、はつきり申し上げて、大体、国金に申し込んで、そのままの借り入れが実行に移される、何%あると思いますか。

○薄井政府参考人 私ども、小口の、またたくさん、多くのお客さんにお金をお貸ししているわけじゃないまして、現在、お客さんが百五十二万人

ほどいらっしやいます。したがって、毎年何十万件という貸し出しをさせていただいておられますので、その中にはそこに至らなかった部分も含まれると思います。正確な数字は持つてはおりませんけれども、例えば八割とか九割はお貸しできていると思っております。

○田中(慶)委員 もう少し、認識が不足していると思いますので実態を調べてください。私が大体聞き取り調査をやっているのでもスムーズにいくのはせいぜい六割ですよ、はっきり申し上げて。そして、そこでノーと言われるのが三割。実態ですから。

総裁、現場をあなたはちゃんと把握してください。あなたのお給料はたくさんもらっているかもわからないけれども、現場はその百万、二百万、五百万で命を交換するんですから。

○薄井政府参考人 先生の御指摘の点については、さらに勉強はさせていただきます。何が申し込みであるかというところが、確かにとらえにくいところがありまして、お電話がかかってくる、どこまで対応できるかという、いろいろな段階があるものですから、数字にずれがあるかとは思いますが、その辺を十分勉強させていただきます。

○横田政府参考人 中小企業金融公庫の副総裁でございます。

私どもの公庫では、国の指導を受けまして、昨年十一月、非常に直接的な名称でございますけれども、全営業店に、貸し渡し・貸し割がし特別相談窓口を設定いたしております。大変繁忙をきわめております。

今回の補正予算で、制度の拡充、担保面を含めて、いろいろな措置をさらに実現させていただきまして、実は先週金曜日、全国の監事・部店長会議を開催いたしまして、直近の状況報告を受けまともに、年度末を乗り切れますように万全の対応を指示いたしたところでございます。今後とも努力してまいります。

○田中(慶)委員 本日に懸命な努力をされておることと思いますが、はつきり申し上げて、

時間がかかり過ぎるのよ。倒産してから金を貸すといったってしょうがないんですよ。だから役所仕事と言われるんですよ、はつきり申し上げて。もう少し、せつかく制度をつくったものを迅速に、かつわかりやすく、PRも必要だと思うし、そしてそれを短縮する努力を。一生懸命努力していることは認めるけれども、あなたのところでは、平均、再度どのぐらいだと思えますか。

○横田政府参考人 正式に受け付けをいたしましたから決定するまでは平均九日程度でございますけれども、その前の段階で、いろいろな事業計画あるいは収支計画等の相談の期間が相当あるというところで、さらに短縮の努力はしてまいります。

○田中(慶)委員 あなたのところは、平均して大体五十日以上あるんですよ、相談を受けてから実行するというのは、もう最後の、全部そろってあとはどうぞという、それはあなた、九日か十日かもわからないけれども、相談、あれを持ってきたてごらん、いろいろなことをして、だからやはり今の実態の、この不況とか厳しさには合っていないんですよ。

ですから、もう少し、こういう制度がある、行くと必ず、いや、これはうちのものではありませんが、うちはこれ以上のもので、こういうところがある。だから、そうじゃなく、いままじきめの細かい、まして政府系金融機関なんですから、でない、独法としてはつきり、今回もあなたのところ、全部上がっているわけですから。そうじゃなく、みんな今は政府系金融機関として必要だということに残したんだから、残した以上はそれにこたえてくださいよ。

○横田政府参考人 その趣旨を肝に銘じまして、公庫全部挙げて一層の努力をしてみたいです。○江崎参考人 商工組合中央金庫でございます。現場に意思がよく届いていないという御指摘でございますが、私どもも、中小企業の置かれている経営環境、大変厳しく認識をしております。それで、中小企業の方が借りやすい環境をつく

るということがまず大事だと思ひまして、貸し渡し・貸し割がし相談窓口というのを今回新たに、昨年の秋から設けておりますが、実は既に、そういうことが問題になりました平成九年からこういう制度は設けております。新たに昨年の十一月からこういう相談窓口を設けると。

それから、具体的な制度融資の種類でございますが、無担保融資制度などを初めとしまして、幾つかのセーフティネットのための融資というものも相当充実をしております。

それから、今、年度末の金融の大変な繁忙期というところでございまして、これに対応しまして、窓口での親身な対応ですとか、あるいは今御指摘の貸し出し手続の迅速化、あるいは既往の貸し出しについての弾力的な対応、こういったことを改めて、せんだって指示をいたしました。

それから、お話の中にもございました第三者の保証の問題でございますが、私どもは、これはかねてから問題だと認識をしておりました、事業運営に直接関係ないような第三者保証は原則としてとらないという方針でやっております。ただ、全くゼロではなくて、現在でも少し残っております。全体で貸し出しの中でそういう関係のない方の第三者保証をとっているものは〇・三五%残っておりますが、これを極力減らすように今後努力をしたいというふうに思っています。

それから、申し込んでからどのぐらい期間がかかるのかという議論がございましたが、私ども、既往の貸し出しでは、正確なデータといえますが統計をとっているわけではないんですけれども、大体二、三週間間で結論が出せるという状況です。ただ、新規のお客さんにつきましては、財務状況の資料ですとか、あるいは実際にそこへ出向いての調査もございまして、これは案件によりまして千差万別でございます。

以上でございます。○田中(慶)委員 商工中金さんは、ある面では比較的自由にそういう点、民間と同じような形を含めておやりになって、非常に好評だと思っております。

ます。しかし、まだ、今のようない実態を含めて、ぜひ頑張っていたらいいように。

私は、はつきり申し上げて、もう全部行っていますからわかるんですけども、商工中金が一番懸命に、親身になって努力をされていると思ひます。夜の遅くまで一緒に出向いていて、先方の事情によって相談に乗ってくれている。三つのうち商工中金だけですよ、はつきり申し上げて。ですから、そのぐらい民間の気持ちになってやらないと、国金なんてまるで官僚と同じですよ。

第三者保証一番とっているの、あなたのところですよ。それに自殺者まで出ているんですから。私の知っている人間が自殺しているから、頭に来て、本気で。先月死んだばかりですから。そういうことですよ。第三者保証をなくすぐらいしたらどうなんですか。

○田中大臣政務官 今の田中委員のお話、私も承っております。本日に私どもも心に努力をしながらいらないと思っております。

今御指摘のあった第三者保証人を徴求しなくても貸し付けが行える制度を私どもも検討してまいりましたが、一月二十七日より、第三者保証人不要の特例措置の制度を創設いたしました。御利用をいただいている状況でございますが、まだ十八日間の数字しか出ておりませんが、百七十三件、七億八千五百万円の利用実績をいただいております。

○田中(慶)委員 借りかえ制度も第三者保証の問題も、せつかくやっているんだから、マスコミを通過して、広報を通じてPRして、そのぐらいしないといけないですよ。それはあなた、政府がやるのに百件ぐらいから百三十件ぐらいで、こんなばかなことを言っていたらしょうがない。

先ほど大臣が言っている百九十万といったって、百三十万ですかね、いろいろな制度を利用さ

れている方がおられる。このことだつて、今、日本の中企業というのは大体五百万以上あるわけですから、そういう点で、そういう問題を含めてしっかりと対応していかないといいなと思ひますので、ぜひ心して、今本当に大切な時期なんですから、この時期、だから、有事と平時を分けて、そのぐらいやらないと日本の経済再生はできないと思ひますので、その辺を心してやってください。お願いしておきます。

それで、大臣、原子力の関係の問題も、あなたも総責任者ですから、核燃料廃棄物処理の問題、六ヶ所村の問題とか、あるいはまた新しくこういう議論が今あるわけでありすけれども、そういう中で、かねて、この処理問題の中で、水熱固化方式というものとガラスの固化方式、二つあるんですね。今、いろいろな形でやっているのがガラスの固化方式をやっているわけですが、

も、水熱固化方式というのは、日本でやっているのは高知大学だけで、十分検討されてきたんですけれども、かつて、これは一九八三年、予算委員会でも議論してきたわけですが、その後中断をされてきている、こういうことなんです。ですから、やはり一つだけじゃないですけれども、いいものは、そして片方は問題になっているわけですから、片方でそういう検討も十分やっておかなきゃいけないだろう。ところが今ばらばら行政ですから、その辺も含めてちゃんと、

せっかく日本でこのことが十分必要段階にいくというデータもあるわけですから、そのことをしっかりと対応してもらえよう、この正常管理の問題や、あるいは全体的な問題を含めて、その辺について考え方を聞かせたいと思ひます。

時間が来ましたので、考えただけ聞いて終わります。

○平沼内閣大臣 今御指摘の、高知大学で開発され、それで四国電力で検討が行われております高レベル放射性廃棄物に関する研究開発につきまして、いろいろな形で検討をしていくことが必要

だ、そういう御指摘がございましたので、私も、十分調査をし検討させていただきます、このように思ひます。

○田中(慶)委員 時間が来ましたので終わります。

○村田委員長 中山義浩君。

○中山(義)委員 ただいままで、どうも経済の血圧が上がらないのは、金融、財政、そしてまた減税等も甘んじないか、こういう御指摘がありまして、どんな血圧が上がっているのはもう田中慶秋先生だけでございまして、皆さんもそれにこたえて的確な答弁をしていただきたい、このように思ひます。

一つに、大臣、選挙のお地元で、大臣、あなたは銀行と中小企業とどっちの味方ですか、こう端的に聞かれたときに、どのようにお答えになりますか。

○平沼内閣大臣 私は、それはちゅうちよなく、中小企業の皆様方の味方、こういう形でお答えをさせていただきます。

○中山(義)委員 まさに大臣は、中小企業を守っていたく守護神として、やはりここは本当に力を発揮していただいて、中小企業を守っていただきたい、このように思ひます。

よくこういう話があるわけですね。昔銀行さんが、そう、十年ぐらい前ですかね、社長、おたくの土地は高いから、これは相続になると大変ですよ、うちが十億出すからビルを建てなさい、いや、それも五階、六階じゃだめですね、十五階ぐらい建てなさいよ、テナントは全部うちで紹介しましよ、そしてまた何かあったらいろいろ言ってください、融資の方も、つなぎも頑張ってください。

これが実際行われて、今、現実、どういふ問題になっているんでしょうか、大臣。

○西川副大臣 今、現実には、テナントが閉鎖をしたり、それから返済にお困りになっている方が出たり、私どもも、東京の下町で、先生と同じような相談事に、日々そういう方々が見えるという

実情だと承知をいたしております。

○中山(義)委員 実にこれが一番大きな問題でございまして、中小企業と銀行の関係からいいますと、非常に今銀行が強くて中小企業が弱い、そういうものを感じております。

例えば今銀行さん、なりふり構わず増資なんかやっているでしょう。これなんかでも、要管理先で、こういうところに増資なんかやっちゃいけないはずですよ。それを、増資をさせなかったら金貸さぬぞといううな、どうも銀行が優越的な立場を乱用して中小企業をいじめている、こういうふうにとれるんです。これは、公正取引委員会から考えて、例えば下請代金延滞防止法なんかもうです、優越的な地位にある者が自分より弱い立場の者をいじめていくといううな、これはまさに公正な取引じゃないと思ひます。

私は、今銀行のやっていること、これは公正取引委員会もどういふふうに通導しているのか、関与しているのか。これは公正な取引だと思ひますよ、どう思ひますか。

○竹島政府特別補佐人 御指摘のとおり、銀行が、特に借入れに依存せざるを得ない中小企業に対して、貸し付けておられますという影響力を行使して、直接関係のない増資を引き受けなければ、これからの貸し付けについて支障が来ますよといううな言い方で話を持ちかけているとすれば、おっしゃるとおり、独占禁止法上の問題、違反の問題が出てくるというふうに通じております。

○中山(義)委員 これは、もしそういうことがあればと言ふんですが、ほとんどそうじゃないですか、ほとんどが。やはり金を借りる方というのは、もうとめられたら、手形はこのままどうなるんだらうとか、いつも不安におのっているわけですよ。だから、銀行にしてみれば、中小企業をおどかすのはわけないわけですね。

例えば、私どもも今度、新しい法律を出しまして、中小企業者に対する銀行等の貸し付けの適正の確保に関する法律、これを考えたわけですが、これは銀行を規制するという意味で、例えば法的

な根拠もないのにばつと勝手に金利を上げたり、そこに何か約定書だとかちゃんとしたものがあればいいんですが、どうも優越的な地位を利用してそのまま横暴なことをやっているのが現在の銀行だと思ひますが、そういう事例は公取に來ていませんか。

○橋本政府参考人 実は私ども、平成十三年七月に、金融機関と融資先企業との取引についての調査結果を公表いたしましたところでございます。

この調査は、主として、融資を受けている企業の方から不正な取引方法があるかどうかという観点からまとめたものでございまして、銀行等から具体的な事例についてヒアリングをしているわけじゃないですけれども、私どもの調査によりますと、先生御指摘のように、金融機関からの借入れの依存率というものが中小企業は非常に高い。そしてまた、金融機関は融資等を通じて企業に対して影響力を及ぼす立場にあるというケースが多いのではないかと。

そしてまた、各種の要請について調べましたけれども、特に融資に関する取引条件の設定とか変更、例えば契約に定めた変動幅を超えて金利の引き上げを受け入れさせたり、あるいは債権保全に必要な限度を超えて過剰な担保を受け入れさせる、追加させる、差し入れさせる、こういった事例は他に比べて相対的に多うございました。

また、融資の取引条件そのものではございませんけれども、融資に関連をして、自己の提供するサービス、例えば定期預金を創設したり増額したり、あるいは預金以外の金融商品、例えばファームバンキングとかデリバティブ商品等の要請等を行っている事例も多く報告されたところでございします。

これを受けてまして、独占禁止法上の考え方というものをまとめまして、銀行協会等について今周知徹底あるいは説明会等行っているところでございます。

○中山(義)委員 我々は、これは取り締まってもらわなきゃ困るわけですね、取り締まってもら

わなければ。

先ほど来、いろいろ金融緩和の話もありました。日銀で幾らお札を刷っても、または国債買いオペをやっても何をしても、最後のところが詰まっているわけですよ。この詰まっている原因というのは、中小企業者と銀行との関係がやはり正常にいていないということですね。

私たちは一般的に思えば、最後のところでお金をちゃんと出せば、日銀でお金が緩和されたものはそのまま生きるわけですよ。ところが、どこかで詰まっている。総理は、信用金庫にはお金がだいぶついているという発言を経団連の会長なんかにしているんですよ。まさに現場を全くわからない発言ですよ。

要するに、銀行からしてみると、不良債権の状況というのを検査マニュアルではっきりマニュアル化されていて、貸せないわけですね。また、この検査マニュアルを盾にとつて、実はこういうふうなお達しが来ているから貸せませんとか、それから、返してもらいますとか、こういうことをやるわけですよ。検査マニュアルがまさに不正な取引に使われているというふうに思うんですけれども、こんな事例はないですか。

○竹島政府特別補佐人　そういうことも間々あるんだらうと理解しております。

いずれにしても、大変厳しい経済状況、また金利をめぐって、貸している方も借りている方も大変厳しい状況にあるわけでございまして、私も公正取引委員会の立場からは、その際に不当性があるかどうか。要するに、金融情勢が変わった、借り手の債務者としてのランクづけが変わった、そういう合理的な事由によって金利が変動したりいろいろな条件が変わるというのは、これはやむを得ないことでございまして、そのときに、今おっしゃったように、十分な説明もなしに、ただ金融検査マニュアルがこうなったからこうですよというふうなことは、やはり問題があるろうと。やはりそこは丁寧に説明していただいで、大事なことは、借り手の方、特に中小企業の

借り手の方が自由な意思決定ができないということのないようにしていかなきゃいかぬ。

したがって、これはなかなか、個別の問題を見なきゃわからぬわけですが、具体的な事例をもって私どもの方にお話があるんであれば、先ほど取引部長が申し上げましたように、私どもとしては、考え方はきちんと整理してございまして、それに照らして独占禁止法上の問題があるかないか、借り手の方の話も聞いた上で、具体的に処理させていただく、そういう心づもりであります。

○中山(義)委員　これは、一つは、取り締まりをやることはもちろんですが、これは完全に公正な取引じゃない、独禁法違反だということをもっと公にやってくれませんか。実に、銀行と中小企業の関係というのは、これは銀行が優越的な地位ですよ。これはまさに乱用しているんですよ。これは本当に、いつまでたっても日本の国がよくならないのは、ここにあるんじゃないですか。お金が最後のところで流れないシステムをつくっちゃったのも、そういうところなんですね。

そういう面では、これは何とかもつとはっきりアピールをしてもらわないと、いつまでも、銀行さんというところはそういうところで、公共的な施設で、我々がお金を借りるときに、やはりこのくらいのことを言われるのはしょうがないなんて国民が思っちゃったら大変ですよ。不正な取引をしていることは間違いないんですから。

それは、もう一回、公取の方でちょっと決意を述べてもらいたいですね。

○竹島政府特別補佐人　全般的な状況と個別の話というのはきちんと分けまないと、十三年にやった調査でも、これは大企業も中堅企業も入っています。中小企業は五千社のアンケート調査の四割ぐらいなんでございしますが、不承不承、そういう、言ってみると、フェアじゃないなということをおもいつつも、力関係でやむを得ず条件をのまされたというのが五割ぐらいなんでございましてね。ということ、残りの九五割は、それなりに自由な意思決定を阻害されていないということござ

いまして、世の中全部が逆であればんでもないことでございすけれども、そういう比率であるということなんで、やはり具体的な事例が大事である。

貸し手の方は必ず独禁法違反をやっているというふうに決めつけるわけにもいかない。借り手の方が十分に知識がなく、プライムにプラス何%の金利で借りるよということになって、プライムレートが変動すれば当然変わるにもかかわらず、何か自分の方は固定金利で借りたつもりでいるというふうな、そういういわば初歩的な、何といひますか、意思疎通のなきみたいなこともあるので、その辺はやはり当事者でもってきちんと話し合いをしていただく。そのときに、借り手の方は基本的に弱いわけなんで、そのときに別に弱さにおびえて遠慮することはないので、きちんと合理的な説明がなければ、言ってきただければ、きちんと我々として、公正取引委員会は金融庁の立場じゃありませんが、不当性がないかどうかという観点からチェックすることについては、十分に準備をしておるところでございます。

〔委員長退席、谷畑委員長代理着席〕

○中山(義)委員　さっき言った融資の仕方というのは、おたくは土地が高いから相続が大変だ、これは提案型融資とよく言われているんですが、この責任というのはやはり銀行にもあると思うんですね、本来は。

私は、やはり考えてみて、その提案型融資をやったときも、ここで借りないした後々この銀行と取引ができなくなるとか、いろいろなこともあったり、または、銀行がゼネコンから何から全部連れてくるわけですよ。それで、本当にテナントの世話まで全部する。二十年たったらこれはあんなのものでしょ、最終的に土地も建物も結局みんなあんなものなんだからと言って、うまいことを言って提案型融資に乗ったわけですよ。

ところが、今、この間テレビでやっていたけれども、しにせて、伊場仙さんとか鮎佐さんとか、テレビに出ていました。言っていたのは、あ

のころの提案型融資に乗せられてしまった。しかし、土地が下がったら急に冷たくなって、その分返済しろ。これは、提案をした人に責任がないかどうか。

今、製造物の責任法とか、ほかにも、契約の中にいろいろな提案をしたり、売った方の責任というのは随分あるわけですね。これだけが、銀行が強くなって、もう銀行は取り上げるのは当たり前だみたいな世の中はなっていますけれども、これはちょっとおかしいと思いますが、委員長、もう一度、それ。

○竹島政府特別補佐人　バブルのときにいろいろそういうお話があつて、サラリーマンであつても、中堅クラスは、そういうことをやって個人破産した人もたくさんおられるようですが、少なくとも、いやしくも事業をやっている方々が、そういう話について、自己責任で判断されるべきものを、うまい話に乗って、それでこうなった、契約にはこう書いてあるという話は、それはやはり借り手にも十分に責任があるのであつて、そこはやはり自分たちで解決していただかなければしょうがないんじゃないかと思ひます。

○中山(義)委員　もっとも、日本の国が今のこの惨状を直して景気回復できないんだから、ある意味じゃ国もだまされたわけですよ。そういう面では、今言ったように、だまされた方が悪いというのであれば、それはそれなりの理屈かもしれないけれども、現実、現在そういうときに、銀行が全然自分たちの責任を感じないで貸しはがしをがらがんやっているわけですよ。

ところが、では、大企業はどうですか。大企業も同じことをやられたと思うんですよ。バブルのときにどんだん貸し込んだ。しかし、大企業は大き過ぎてつぶせない、中小企業はつぶすのにちょうどいい、これが現実じゃないですか。ここにやはり不公平がありませんか。

今度新しい法律ができて、いよいよ来月のずつと後から審議されるんでしょうけれども、そのときにも、四月ぎりぎりにそれができるかできない

かは別に、基本的には、この差別をなくさない限り我々は納得できませんよ。

大企業は大きくてつづせない、中小企業は適当にやっちゃえ、こういうことがあったんじゃ私は許せない、こう思うんですが、大臣、ちょっとこの辺、答弁を。

〔谷畑委員長代理退席、委員長着席〕

○平沼國務大臣 私、地元が岡山なんですけれども、バブルのときに御指摘と同じようなケースがありまして、某大銀行の支店長が非常にやり手でした、一つの事例としては、大変順調にいつているそば屋の大將に目をつけて、マンションを建てなさいといってゼネコンから何から全部世話して、テナントも全部面倒を見ました。バブルがは

じた。そして彼は、それをさんざん岡山という地方都市でやって大変実績を上げましたから、結果的には神戸の支店長に栄転をして、彼の跡はペンペン草が生えた。私は、これは非常に大きな問題である、そういう認識をしております。それは中山先生と同じ認識だと思っています。

そういう中で、やはり中小企業の皆さん方が非常に苦勞されていることは事実でございますし、また、先ほど田中先生から数字が出ておりました、例えば、政府の資金が入っているメガバンクが、中小企業に対してちゃんと融資をしる、こういうことを言っているにもかかわらず、例えば大きなところでは中小企業に対しては五兆円貸しはがしをした、そして全体でも九兆円、これはやはり非常に大きな問題で、金融庁も業務改善命令を出したというのは、私は当然のことだと思っています。

ですから、今、中山先生がある御指摘になられたような、中小企業がそういった不当に厳しい目に遭わないように、我々としては、今でし得る限り、借りがえの特例でございますとか、あるいはセーフティネット保証ですとか貸し付けですとか、そういう形できめ細かく対応させていただいています。

そういう意味では、やはりいわゆる民間の金融

機関も反省をしていたかなければならないと思っておりますし、また、中小のいわゆる金融をやっている信用金庫ですとか信用組合というのがメガバンクと同じようなマニュアルで中小企業にやってもらっては大変でございますので、昨年の六月にも、我々は、金融庁にお願いをして、別マニュアルをつくっていただく、こういうことにさせていただきます。

それがまたさらに発展をして、金融庁の方でも、リレーシヨンバンクという、横文字でございますけれども、そういった形で、特に中小企業に対してはきめ細かくやろう、それに対しては中小企業団体も我々経済産業省も協力をしてやっております。

そういうことで、私は、先生のおっしゃっていることはよくわかりますので、これからそういう面でも中小企業に配慮して、頑張らせていただきたいと思います。

○中山(義)委員 私は、この委員会でも、また、大臣も金融庁とけんかしてもらいたいんですね。何か、金融庁ができてから景気が悪くなったような気がするんですね。

それで、検査マニュアルにしても、これはおかしいなことが随分あります、私も読ませてもらって、これは、むしろ、政府系金融機関を使っている融資をするのも一つでございますが、もう一つ大事なものは、やはり検査マニュアルが本当に中小企業のために役立っているかどうかというところをもう一度少し精査してもらいたいわけですよ。二年赤字あったら金貸しちゃいけないとか、十年で返済できない負債があったらだめだとか、こういうことがある以上は絶対お金借りられないんです。

中小企業は、相当な企業が赤字でございますし、または、さっき言った提案型融資のところも、もう寝ているんですけれどもね、その資産が、だけれども、金利だけ払ってれば、ある意味では優良だと思っんですね。考えてみれば、提案型をした方は、資本をそこへ投下したわけでは

から、その配当だけもらってれば文句言えないはずなんです、それでも返せ、返せと粘る。

そういう面では、まずやはり金融庁に対して経済産業省の考え方をしっかりぶつけなきゃいけないと私は思っんです。よく閣議なんかでちょっとお会いしていることもありますね、見ています。

竹中さんも、何かよく現場がわかっていないようなんですが、私は、やはり現場の意見というのは経済産業省の意見だ、特に中小企業庁の意見だ。こういう面では、金融庁を少しばかんとやつけるぐらいの気持ちを持っていただかないと、先ほど言った、銀行と中小企業、どっちの味方ですかというところは、金融庁の立場に立つか経済産業省の中小企業庁の立場に立つか、ここが問題なんです。大臣、もう一度その辺、答弁していただきたい、金融庁なんかばかんとやつつけてくださいよ、少し。

○平沼國務大臣 これまでも、先ほどちょっと事例を申し上げましたけれども、そういう問題が起きて、我々は昨年の六月に正式に申し入れをしましたし、また、私どもの所管の者たちがやはり金融庁と相当激しい議論もさせていただいて、それがやはりリレーシヨンバンクにもつながってきております。ですから、私どもは、さらにそういう問題も努力をさせていただきたい、このように思っております。

○中山(義)委員 本当に、中小企業が何とかこの厳しい時期を生き長らえていくということが、日本の景気を支えたり日本の国を支えていくんだと思っんですね。

私は、銀行と中小企業との関係の法律を出してありますので、またぜひ一度参考に見ていただいて、単純に言えば、説明責任というのが銀行にもっとあるんだ、それから書類をやはりちゃんとしっかり交換しなければいけないとか、それから、法律で決まったことはやってもいいけれども、法律で決まらない、いわゆる優越的な地位を利用して、金利を上げたり、保証人をさらによこせとか、担保をさらに追加しようと、さらにやって

いるんです、本当に。もうこれは当たり前前の行為としてやられているんです。ですから、私たちは、そういうことがないように、銀行にも規制をする法律があつてしかるべきなんです。

私は、これは銀行を規制する法律じゃなくて、本当は銀行と中小企業者と信頼関係があつてやるべきだと思っんですね。私は、昔、運転資金なんか、信用金庫、十五年ぐらいで貸してくれた覚えがありますよ、十五年ぐらい。運転資金ですよ。そのくらい信頼関係を持って、あとは中山さん、金利だけ払ってくればいいですよ。おかげでうちはビルも建ちましたし、それはもうバブルのずっと前です。たつた十六坪ぐらいの、しがない四階ビルでございましたが、自分の力に依じて、あのころは信頼関係でやりましたよ。

ところが、バブルになったときには、おたくは土地が高いからとみんなやられちゃったんだ。うちの大通り、みんなそれ建っているんですよ。これがどうなるかと思つて、不安なんです。それを、銀行が変なことをやれば、その地域は全部おかしくなっちゃう。そういう面で、この法律案の内容というのは、本来は、信頼関係を持って、お互いにもうけましょう、銀行ももうけてあなたももうける、これが信用金庫や信用組合、この末端の銀行の仕事なんです。

ですから、やはり検査マニュアルの中には、中小企業者と信用金庫、信用組合の人間関係である、また第二地銀も入ると思っんですが、お互いに、中小企業がつぶれれば銀行つぶれていいんですよ、別に。同じ地域でやっているんですから。

だから、信用金庫の優秀さとか、そこが評価されるのは、自己資本率じゃないんです。どれだけ地域の経済を育てたか、ここがポイントなんです。だから、地域の中小企業がつぶれたら信用金庫もつぶれるべきなんです。運命共同体のはずなんです。特に信用組合はそうですよ、信用組合なんですから。地域の運命共同体でなければおかしいわけですね。

だから、信用金庫というのはそういうふう

導してもらわなきゃいけないですよ。それが、金融庁が、信用金庫を銀行と同じような徹底的な検査マニュアルでやったらおかしくなっちゃう。信用金庫は、地域がぶれたらつぶれていいの。そのくらいの気持ちで指導してもらいたいんです。私は、そういうことで、やはり金融のあり方というのを、中小企業者から考えてこうあるべきだということを言っているわけですね。

そういう面でも、ひとつ金融庁なんかは、本当に経済産業大臣が時々とちめて、本当に中小企業の立場はこうなんだということをしっかりやっていただきたい。竹中さん、ちょっと一回呼びつけて、こういう論議を聞かせて、本当に中小企業がどれだけ苦労しているか、また、総理大臣も現場のことがわからないんですよ、末端の。百円のものを買ったって三十円しかもうからないんですよ。そのうち、純利益というのは一円か二円です。そういう中で中小企業がやっているんですから、その実態を知ってもらって、中小企業を生かすための銀行とは何かということをもう一度考えていただきたい、このように思います。

もう一つ、ちょっと石油関係で一つだけ質問したいんですが、何か、聞きますと、ジャパン石油ですか、これは大分、三千億ぐらいの赤字をしょって、これが、前のインドネシア石油ですか、ああいうところと合併するの、うまく合併させて何とかこういう借金を隠べしちゃうというふうな意図にも見れるし、または、本当に我々が公団のことについていろいろやってきて、かなりいろいろなことを表に出してやったんだけれども、まだまだ後から後から出てきて、これも何か雑誌に、石油公団の最後っぺなんて書いてありましたけれども、こういうようなことを書かれているということ自身に、やはり内部に問題があると思うんですね。

やはり、もうちょっとこれは公明正大に、日本のもしそういうジャパン・メジャーをつくるのでありましたら、公明正大に表へ出してやってもらいたい。後からまた借金が出てくる、最終的には

国民がその借金をあがなわなきゃならないというふうなことはないように、ひとつ新しい日本のエネルギーのあり方について、特に石油については、やはりいつも我々は心配しているし、イラク戦争も起こりそう、中国が純粋な輸入国になってきた、または、アジア諸国の備蓄は、日本は百七十日あるけれども、ほかには本が一週間、二週間のところももうとあるわけですよ。これで果たしてアジアのエネルギーが守れるかどうか。

こういう観点からも、ジャパン石油がおかしなことをやって、また国民から不信を買うようなことがないようにお願いしたいと思うんですが、その辺、ちょっと決意だけ述べてください。

○平沼国務大臣 石油公団改革についてのお話だと思っております。

現在、石油公団の資産評価・整理検討小委員会で検討をさせていただいている最中でございまして、あるべき石油公団資産処理の一環として、我が国のエネルギーの安定供給を確保するという観点から、ナショナル・フラッグ・カンパニーとしての役割を担った自立的な企業としての中核的企業を形成する、このことが議論されております。そういう意味で、今議論の過程でございましてから、やはりこういったことも国民の皆様方にわかりやすい形で、私どもは今後、説明責任を果たさせていただきたいと思っておりますし、また備蓄の問題に関しましては、確かに御指摘のように、日本は百七十一日分ございます。この前、ちょうど昨年でございますけれども、大阪でIEAの会議を開きましたときに、特にアジア地域の方々に、備蓄のいわゆる重要性ということで、私からAPECを中心の方々に集まっていたいただいて、皆様方もその趣旨には賛同していただいて、お互いにこれからエネルギー危機に対するそういう共同歩調をとっていく、こういうベースができたので、ここもさらにしっかりとやらせていただきます。次の鈴木君にかわります。

○中山義委員 どうもありがとうございます。国民がその借金をあがなわなきゃならないというふうなことはないように、ひとつ新しい日本のエネルギーのあり方について、特に石油については、やはりいつも我々は心配しているし、イラク戦争も起こりそう、中国が純粋な輸入国になってきた、または、アジア諸国の備蓄は、日本は百七十日あるけれども、ほかには本が一週間、二週間のところももうとあるわけですよ。これで果たしてアジアのエネルギーが守れるかどうか。こういう観点からも、ジャパン石油がおかしなことをやって、また国民から不信を買うようなことがないようにお願いしたいと思うんですが、その辺、ちょっと決意だけ述べてください。○平沼国務大臣 石油公団改革についてのお話だと思っております。現在、石油公団の資産評価・整理検討小委員会で検討をさせていただいている最中でございまして、あるべき石油公団資産処理の一環として、我が国のエネルギーの安定供給を確保するという観点から、ナショナル・フラッグ・カンパニーとしての役割を担った自立的な企業としての中核的企業を形成する、このことが議論されております。そういう意味で、今議論の過程でございましてから、やはりこういったことも国民の皆様方にわかりやすい形で、私どもは今後、説明責任を果たさせていただきたいと思っておりますし、また備蓄の問題に関しましては、確かに御指摘のように、日本は百七十一日分ございます。この前、ちょうど昨年でございますけれども、大阪でIEAの会議を開きましたときに、特にアジア地域の方々に、備蓄のいわゆる重要性ということで、私からAPECを中心の方々に集まっていたいただいて、皆様方もその趣旨には賛同していただいて、お互いにこれからエネルギー危機に対するそういう共同歩調をとっていく、こういうベースができたので、ここもさらにしっかりとやらせていただきます。次の鈴木君にかわります。

○村田委員長 鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 民主党の鈴木康友でございす。どうぞよろしくお願いします。

私は、まず初めに、ちょっと電力の問題から御質問したいと思いますが、昨年、東京電力にさまざまなトラブルが発生をいたしました。その結果、今、原子力発電所十七基中十三基がストップをしております。さらに、自主点検あるいは定期検査のために、四月の十五日までに残りの四基もストップをするために、これで結局、東京電力の持っている原子力発電所は全基がストップをするということになるわけですね。

これから暖かくなって、夏に向けて電力需要というのがふえていく。昨年、一昨年の実績を見ると、昨午が六千三百三十万キロワット、一昨午が六千四百四十万キロワット、これは東京電力管轄ですけれども、需要があった。これらの夏のピーク時の実績を考えると、今のままでいくと一千万キロワットぐらい供給が足りなくなるということが懸念されているわけでありまして。

これは、今の原発が大体半分ぐらい再稼働をしないと賄えない量でありまして、節電でありますとか、あるいはほかの電力会社から融通をしても、ある意味ではとても対応できない量であります。この点については経済産業省としてどういう対策を検討されているのか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○高市副大臣 東京電力の原子力発電所の今停止している数、それから今後停止する予定の数、鈴木先生御指摘のとおりでございます。もしも、原子力がこのまま一基も運転を再開せずにすべての原子力が停止し続けた場合、やはり夏の方が電力需要が大きゅうございまして、大体鈴木先生が計算なさったような形で、安定供給は非常に厳しいものになります。

今後とも安定供給は絶対確保しなければいけないということで、今もう既にとまっています、今までは停止していた火力発電所の運転の再開、それから節電の呼びかけなど、可能な限りの措置を講

じておりますけれども、しかし、やはり今停止している原子力発電について運転を再開していくということが重要であると認識しております。

しかし、やはり一度あいつことがあって大変な信頼を失ってしまったわけでございますので、原子力のシユラウド、それから再循環系の配管のひび割れにつきまして、まずは健全性評価を行い、それから信頼回復を行っていくということが先決でございますので、今は、総合資源エネルギー調査会の原子力発電設備の健全性評価等に関する小委員会におきまして、これらの機器の健全性評価について検討が行われているところでございます。この評価結果について、原子力立地市町村に対して内容を十分に説明して御理解をいただくこと、それによらないと再開というものは実現いたしませんので、今はその努力を最大限続けるということでございます。

○鈴木(康)委員 いや、今のお答えですと、これは維持基準はことしの十月ですか、大体めんどして。たしか、私の記憶によると十月ぐらいだと思ふんですが、それを待たないと検討できないということであれば、これは夏場をどうやって乗り切るのか。

実は先日、あるコンピューター会社の社長さんのお話でありますけれども、電気がとまると大変に困るということで、東京電力に伺って社長さんとお話をしたそうなんです。そうしたら、社長さんが非常に苦悩されていた。このままでいくと大変だ、ある意味で停電についての責任も持たないというような御発言もあったようでありまして、これはもし停電というふうなことになると思います、首都圏で非常に大きな影響が出ると私は思うんですね。

ですから、今あいまいな御回答でありましたけれども、再開についてのめどが立っているのかどうか、その点についてもう一度御確認をしたいと思います。

○高市副大臣 新しい基準の導入までの間は、現在の基準でどんな評価を続けております。一基

でも早く運転を再開するように努力を続けているということでございます。

○鈴木(康)委員 その安全性評価は、これは委員会の方でやられて、それでパスをすれば何とかクリアをするということだと思ふんです。その維持基準ができるまで待たなくていいというのは、それはそのとおりだと思ふんですが、もう一方で、地元の理解も得ないとこれは再開をできないわけですね。

私が認識をしているところだと、かなりやはり地元の風というものは厳しい。東京電力さんも非常に今いろいろ地元対策で努力をされているようでありまして。おわび行脚を一生懸命やったりとか、いろいろな意味で努力をされているということでありまして、地元がきちっと理解をしてくれないと再開についてのめどが立たないわけでありまして、この地元対策という点について、経済産業省としてどのように取り組まれるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○高市副大臣 現在、健全性の評価でございますけれども、国として純粋に中立的な立場から、科学的に合理的な手法を用いて設備の評価を行いつつ、安全確保に関する信頼回復をしようということ、まず中立的な立場であること、そして合理的で科学的な手法を用いていること、これも十分に御説明を申し上げるつもりでございます。

それから、この小委員会が評価作業がほとんど行われておりますけれども、これにつきましても、地元の皆様にわかりやすい言葉で、そして評価の作業の経緯につきましても十分に説明をする、それ以外にないかと思ひます。

夏の電力需要ということにつき御指摘ございましたけれども、御地元の御理解をきちっと得ることができれば非常に早い時期に動かせる炉も幾つかございますので、そのために精いっぱい努力をしてまいりたいと思ひます。

○鈴木(康)委員 まだ、私は余り納得をできないわけでありまして。これは、夏のピーク時は一千万

キロワットでありますけれども、需要と供給の関係で見えてきますと、やはり四月ぐらいから供給が足りなくなるといふことが予測されるわけですね。もう既に一カ月前には電力の供給が足りなくなるかもしれないという、私は極めて深刻な事態だと思ふんですけれども、もしこれが、仮にこれから夏場に向けて停電等々のそういう最悪の状況が起こってくる、これも現実の危機として私は十分に予測をできると思ふんですけれども、そういうことに対してどのように認識をされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 大変そういう意味では電力の需給、非常に厳しい局面があることは事実です。しかし、一番電力の需要が多いのは、夏場の六月、七月、そして八月にかけて、こういう時期です。それは、先ほど御指摘の数字の六千三百万キロワットとか六千四百万キロワット、こういうことが想定されています。

したがって、三月、四月、例えば十七基全部とすると、こういうような状況の中で、ぎりぎりでございますけれども、例えば他の電力会社から融通をしていただく、それから休止中の火力発電所を今どんどん立ち上げております、そしてそこで手当てをする。こういうことであります、もちろん非常に厳しいことでございますけれども、私どもとしては、そういう中で最大限融通をして、ぎりぎりの線で、もちろん国民の皆様方にも節電をしていただくかなければならないし、私ども役所も省エネキャンペーン、節電キャンペーンをやっておりますけれども、そういう形で三月、四月というのは今の段階では何とか乗り切れると。

しかし、問題は、やはり最需期の六千万キロワットを超える、そのときには、やはり我々としては、一日も早く地元の皆様方の御納得をいただいて立ち上げていかなければいけない、こういう状況だと思っております。

○鈴木(康)委員 今大臣から御答弁をいただきましたが、確かに、他の電力会社から電気を融通し

てもらおうとか、今停止中の火力発電所などもフル稼働させて賄っていくということでも、私の認識ですと、東京電力の原子力発電で今供給している電気が千七百万キロワット程度ある。そのうち、電力を仮に融通してもらおうとしても、他の電力会社から来るのはせいぜい九十万、百万キロワットを切るぐらいの数字でありますし、火力をフル稼働しても五百万キロワットまではいかないわけですね。そうすると、どう考えても、やはり一千万キロワットぐらいのピーク時に足りなくなるわけでありまして、これはどうしても、原子力発電所の再稼働というものが、これは必須のことになってくると思ふんです。その割にはどうも、事業者の努力というものは見えてきても、役所として、例えば地元対策にどれだけ汗をかいているのかとかいうことが見えてこない。この点、私は非常に危惧をしております。

また、新潟県知事も福島県知事も、どうもまだ態度がかたくなであるようにありますので、これはもう大臣の役割だと私は思いますので、首長さん含めて、ぜひ、地元の御理解をいただきますが、一日も早くこの原子力発電所の再稼働に向けて最大限の御努力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは次に、「もんじゅ」のことについて御質問をさせていただきます。先日、「もんじゅ」の名古屋高裁における判決が出た。非常に衝撃的な判決であったことは、もう皆様も御承知のとおりであります。これを受けて、一月二十八日に平沼大臣が御会見の中で、核燃料サイクルへの影響を問われた新聞記者

の質問だと思ひますが、それに対して、「もんじゅ」は実験的な炉であるので、一般の原子力発電あるいはプルサーマルとは直接関係はないのではないかと御発言がございましたけれども、この御発言の真意というかが、どういう認識をされているのかという点をまずお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 御指摘のように、一月二十八日の会見で、私、御指摘のような趣旨の発言はいたしました。

それは、高速増殖炉の研究開発につきまして、原子力委員会の策定した原子力長期計画によりまして、原型炉である「もんじゅ」で相当期間の研究開発を経た後に、その成果をもとにして実証炉という商用炉の一手前の炉をつくりまして、さらなる研究開発を経て最終的には商用炉として実用化すること、こういうふうになされているわけでございます。したがって、実際に高速増殖炉が活用されるのはかなり将来のことでございます。既存の原子力発電所とは当然のことながら仕組みも異なるものでございます。

他方、御指摘のプルサーマルを中心とした核燃料サイクルと申しますのは、我が国にとつては、当然、目の前の重要な課題でございます。また、その中心は一般の商業炉である既存の原子力発電所において実施するものでございます。既に海外において、我が国の電気事業者が英国やフランスに委託して抽出したプルニウムを相当量保有していること等を考えても、プルサーマルは着実に進めなければならない課題、このように私は考えております。

こういった観点から、「もんじゅ」判決の核燃料サイクルへの影響について一月二十八日に質問を受けた際に、私としては、今、目の前の重要課題であるプルサーマルについては、やはり判決にかかわることなく進めていかなければならない、こういう認識で申し上げたところでございます。

○鈴木(康)委員 今大臣が御答弁をいただきました点については、私も一定の理解をするものだと思います。「もんじゅ」という施設そのものの問題と、核燃料サイクル政策とかあるいは原子力政策もまた別の大きな次元の話であるということの理解はあるつもりであります。ただ、私は、実は今回の裁判というのがかなり、そう生易しいものじゃないな、原子力政策全般にこれは大きな影響を与える可能性があるんじゃないかという一つ

の危惧を持っているんですね。

それは、一つは、今回の判決が、設置許可処分
の無効を訴えたものであるわけでありますが、こ
の違法性の判断において、今まで最高裁は、重大
かつ明白であるという基準で、判例によりまし
と、この二つの要素を必要としていたわけであり
ますが、今回の名古屋高裁の判決でいきますと、
いわゆる放射性物質が周辺環境に飛散するとい
うか、重大な影響を与える可能性を否定できない場
合には、これは重大性のみの要件で、明白性は必
要ないんだということを実は判決の中で結論づけ
ているわけであります。つまり、これは今までの
最高裁の判例とは異なった結果となっているわけ
ですね。

そうしますと、今いろいろなところで原子力発
電についての裁判が行われているわけでありまし
て、この安全性についての問題において、重大か
つ明白であるということの明白性が欠落しても
いいんだということになりますと、私は、これは
他の裁判に与える影響もかなり大きいんじゃない
かというふうな危惧をするんですね。ですから、
その点についての御認識はどうかという点につ
いて、まずお伺いをしたいと思います。

○西川副大臣 私からお答えをさせていただきます。

名古屋高等裁判所金沢支部から一月二十七日に
出されました、「もんじゅ」の設置許可処分無効
確認等の控訴事件判決につきましては、ただいま
先生から御指摘のありました重大な問題を含んで
おります。そこで、当省といたしましては、関係
政府機関、特に法務省とよく相談をいたしまし
て、内容を精査させていただきました結果、国と
してはこれを受け入れることはできない、こうい
う判断に立ちまして、一月三十一日、最高裁判所
に上訴いたしましたことでございます。

今回の判決は、例えば、配管の破損によりまし
てナトリウムが水と接触した場合でも炉心崩壊事
故は防止できる対策が幾重にも講じられているに
もかわりませず、これらの対策がすべて機能し

なかった場合というレアケースを想定いたしまし
て、仮定に仮定を重ねるような、そういう立論で
ございまして、安全審査に看過しがたい過誤や欠
落があるとするなど、私どもとしては受け入れら
れない問題があるというふうに考えております。
そこで、国といたしましては、安全審査を慎重
かつ適切に行っておる現状にかんがみまして、こ
うした判決を受け入れることはできないというふ
うに、何度も申し上げておりますが、こういうふ
うに理解をいたしておりまして、御指摘のような
過去の最高裁判例との関係も含めまして、最高裁
における判断を待ちたい、こういうふうに思いま
して上訴をさせていただきました。

なお、原子力政策を進めるに当たりましては、
何よりも、先生御指摘のとおり、安全確保が最優
先されるわけございまして、原子力施設の安全
審査などにつきましては国民の理解を得ることが
必要であることは言うまでもございせん。今後
も国として適切な対処をまいりたいと思ってい
ます。

○鈴木（憲）委員 これから上告をして、最高裁の
審判を仰ぐということになるわけでありますが、
私たちも、今回、この判決を受けて、何度か関係
者の皆様にお越しをいただきましたが、ヒアリング
をしてまいりました。今御指摘をいただきました
幾つかの技術的なポイントがございました。床ラ
イナーの問題でありますとか、高温ラプチャーの
発生の可否の問題でありますとか、炉心崩壊に至
るかどうかという点でありますとか、こういう技
術的な点については、正直、いろいろ専門家の皆
様のお話を伺って、さらに突っ込んだ議論をする
必要があるなということをお自分なりに思ったわ
けであります。私は、そのヒアリングの過程の中
で一つ感じたことは、今回、行政側の皆さんに
かなりちぐはぐな感じを受けたんですね。

それは、例えば、設置をした文部科学省の方の
話を伺うと、どうも、「もんじゅ」が大変に重要
なものでこれを何とかして推進をしたいという熱
意が余り感じられなかった。八千億を投じてやっ

ている事業の割には、何としてもこれをまた継続
をしていかねばならないんだという熱意を余り
感じられませんでしたし、先ほど判決理由のお話
もありましたが、安全審査に看過しがたい過誤や
欠落があったというふうに言われた原子力安全委
員会さんに来ていただいたときにも、ある意味で
判決がちょっと青天のへきれきだったというよう
な感じを受けたわけですね。

今度、裁判の現場で当たっているのは保安院の
皆様と法務省の方であります。その方たちが矢
面に立つというののもどうも何かおかしい気もし
ますし、いわゆる縦割り行政の弊害が極めて表面
化した今回は一つの事例だった。原告団の方は、十
七年も一貫して弁護士さんが、ある意味で熱意を
持ってやられているんですね。そういう両方を対
比しますと、何かやはり姿勢の点で負けているん
じゃないかな、それが裁判に少なからず影響を与
えた可能性もあるというふうに私は思うんです
ね。

先ほど小沢議員の方から御指摘がありましたけ
れども、やはり、原子力行政というのは整理をす
る必要がある。推進側もある程度一元化をしてい
かなきゃいけないし、安全をつかさどる側も、先
ほど大臣がダブルチェック体制が必要だとい
うことを御指摘されましたけれども、仮に今それが必
要だとするのであれば、保安院は現場の安全性を
確保する組織としてそのまま残すとしても、原子
力行政全体の安全性を監督する組織として、やは
り原子力安全規制委員会のような独立した権限を
持たせて、そのかわり責任も持ったそういう組織
がどうしても必要だろうというふうに私は思うん
ですけれども、もう二回大臣の見解をお伺いした
いと思えます。

○平沼国務大臣 先ほどの答弁でも私申し上げさ
せていただきましたけれども、今の御指摘の中
で、それぞれの役所で温度差がある、実はヒアリ
ングもされてそういう感想を持たれた、そういう
ことは私はあってはならないと思っておりますし
て、やはり国は全力を挙げて、基幹的な、将来の

重要なエネルギーでございますから、私どもは責
任を持って全力でやっていかなければいかぬと
思っております。

その安全のチェックに関しましては、繰り返し
で恐縮でございますけれども、やはり一方におい
ては、この国のエネルギーの安定供給、そして安
全性推進、そういった形で国が推進をしていく責
任を持っております。ですから、推進をする側
に、やはり安全性に対する責任の所在がなければ
いけない。そういう意味では、原子力安全・保安
院が第一次的には一枚かむ。そして同時に、内閣
府にある独立した原子力安全委員会がさらにそれ
をしっかりと担保する。このダブルチェック体制と
いうものは、今、この原子力の推進に当たって
は、安全性の点を考えたときには必要なシステム
だろう、こういうふうには私どもは基本的に考え
ております。

それから、国のいろいろ、文部科学省でやり、
経済産業省でやり、あるいは科学技術担当大臣が
いる。こういったことは、確かに御指摘のような
ことが起こってはいけませんので、我々はさらに
一体となつてやる。こういう一体化の体制とい
うことをきめ細かく構築をしていかなければいけ
ない、こういうふうには思っております。

○鈴木（憲）委員 私どもの党としては、再度、原
子力安全規制委員会設置法という法律を議員立法
として提出をさせていただきたいと思いますが、
私は、どうしてもやはり、もう少しきちっと独立
をして原子力安全行政に責任を持つ機関が必要だ
と思えますので、ぜひ御検討いただきたいとい
うふうに思います。

時間がなくなつてまいりましたので、ちょっ
と、先ほど中山議員の方からお話ございました
石油公団関連に関して、一、二御質問させてい
たきたいと思います。

先日、資産処分に関する中間取りまとめとい
うものが出されました。この中に、「中核的企業
のコアとなつてくる会社の中に債務超過など財務状
況が芳しくない会社が含まれる場合には、民事再生

手続きなどの法的手続により債務を速やかに整理した後、株式交換又は株式移転の手続を行うことが適切である。」という御指摘がございました。これは、恐らくジャパン石油開発を想定してのものだろうと思います。

今、このジャパン石油開発を含め三社を統合して中核企業をつくるという構想があるというふうな伺っていますが、この点はどうなんでしょうか。

○高市副大臣 中間取りまとめにつきましては、今委員がおっしゃったとおりでございます。

我が国向けのエネルギーの安定供給の効率的実現、それから売却資産価値すなわち企業価値の最大化という課題を同時に実現するために中核企業の形成を促すべきと提言されているんですが、この中核的企業の構成となる具体的な企業名というものは、今特定はされておられません。

先日、この中間取りまとめがパブリックコメントに付されているところがございますので、今は特定企業名がここに出てきているという状態ではございません。

○鈴木(康)委員 まだ特定の企業名が公表されていないということですが、大体予測をしていけば想像にかたくないわけでありませう。

もう一つ、実は、これはある新聞社だと思いますが、国際石油開発の松尾社長のインタビューの記事が出ておりまして、ちょっとそこを引用させていただきます。いいたくないんですが、いわゆるジャパン石油開発、JODCOには民事再生法を適用し、債務を整理する方向で検討されています。」という質問に対して、「債務を整理すれば済む、という話ではない。JODCOに限らず、統合となれば会社の実態や産油国との関係など、多角的な検討が必要。私たちが丁寧に精査する」ということ。それから、「統合に参加しないこともあるのですか。」という質問に対して、「企業価値が高まる確証が得られない限り、できないことだ。どこかの企業と統合することで企業価値を向上させるという方策を全面否定はしないが、国際的には中堅企

業なので今のままでも生きてゆける」という発言がございます。

この松尾社長というのは、元中小企業庁長官、経済産業省の御出身であられるわけでありませうが、どうも、今の中核企業形成に向けての動きが私はちぐはぐな気がして仕方がないんですね。これから恐らくきつとされていくということであると思いますが、やはり石油というものは、本当に我が国にとって大変重要な戦略物資でありますし、また石油公団の改革というのは、大臣も御承知のとおり、特殊法人改革の第一弾として国民が注視をしている問題でもありますので、私どもも引き続きこの問題に注目をしていきたいと思っておりますので、ぜひまたよろしく願いたいと思っております。

そのことをお伝え申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。ごさいました。

○村田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時二分開議

○村田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中津川博郷君。

○中津川委員 民主党の中津川博郷でございます。古巣の経済産業委員会に戻ってまいりました。大変中小企業に熱心で理解のある平沼大臣、こういうふうにご私思っております。また、副大臣も、西川さん、高市さん、もう大変見識のある方なので、実のあるひとつ質疑をさせていただきます。い、こんなふうな思っております。

午前中の株価、八千四百三十四円ですね、為替が百十七円ということで、大変心配しております。きのう財務金融委員会が塩川大臣と竹中大臣に一時間にわたってやったんですが、私の経済の認識と、私のいうか国民の思っている経済の認識、

全く違いますし、そしてまた、先ほど同僚議員からありました、現場のそういう中小企業の姿というものをわかっていない、そんな思いで大変暗い質疑をさせていただいたんです。

塩川さんも去年までは、円安・ドル高、百四十円、五十円、もう経済は大変だと言ったんですけれども、ことしになってびたっと、額賀さんいろいろ言っていましたよね、政府高官。だけれども、びたっととまって、せっかくアメリカに行つてスノー新財務長官とお話ししてきたんですから、日米合意だって、それはできると思うので。結局、でも、戻ってきたら下がっているという、もう何をやってきたのかなという、そんな思いがするわけでありませう。

そこで、きょう一般質疑でありますので、平沼大臣、今の危機的経済状況、これをひとつ、認識をお聞きしたいと思っておりますが、特にデフレ、不良債権についてであります。

今、デフレというのは、物価の下落によって経済の悪循環、こういうふうな定義されておりますが、実は今我が国で一番問題になっているのは資産デフレですね。つまり、土地、地価ですね、この下落の問題。当然株価の下落も含まれるわけでありませう。平成十二年には二千五百兆円あった地価総額、これが平成十二年には一千五百兆円です。十年間で一千兆円下落している。これは暴落です。これは僕は国の責任、地価対策について全く手を打ってこなかった、この責任は物すごく大きいと思っております。

それと、小泉政権になってからこの地価が約百五十兆円下落しておりますよ、日本全国。非常にこの下落率は高い。ちなみに、株価、百四十兆円から百七十兆円下落している。猛烈な勢いでこの資産デフレが進行しているけれども、本人は至ってのんきである、竹中さんそんな印象を受けました。構造改革が進んでいけば景気がよくなる、これについては後でちょっと議論したいんですが、相変わらずそんなことを言っておられます。ですから、こういう状況ですから、不良債権処

理というのは銀行があの手この手、強引にやっても、新しい不良債権は次から次へともうてんこ盛りに出てくる、もうこの繰り返しですよ。ですから、資産価値が下落をする限り、もう毎年毎年、不良債権、三月になると、今銀行も必死だけれども、同じことが繰り返されるわけです。ことしその場をしのいでも、また来年山のように出てくる。

今申し上げましたが、小泉内閣は構造改革なくして成長なしと。一見、何か耳ざわりのいい、正しい感じがするんですね。構造改革は必要なんです。これは行政改革、あるいは天下り禁止、この辺のところはもう民主党が当初主張してきたことでもありますし、構造改革はしなければなら

い。だけれども、私は、これは違うんじゃないかなと、小泉さんの言っていることは、成長なくして構造改革なしではないだろうか、そんなことを二年前思っていたんですが、もう今はそういう確信をしているんです。ですから、いろいろな場所、その立場で私も話をさせていただいているところでもあります。不良債権処理には経済の下支えというのが絶対必要で、景気が回復していくというその前提条件というのは必要なんです。見てください。緊縮財政やっていますから、ことし四十一兆円です。去年五十二兆円ありました。十年前は六十兆円あったんですよ。財政再建をするということで、小泉総理、目標としてやっているんですが、財政再建どころじゃないじゃないですか。結果として財政出動をしなければならぬ。財政赤字が膨らんでいく。竹中さんも塩川さんも、きのう同じ質問をしたんですが、危機感が全くなかったところでありませう。

結局、では、現場ではどうなるかといえます。小泉・竹中政策、この緊縮財政政策で不良債権処理を加速すると、それは中小企業の経営者、同僚議員も午前中やっております。それから、ローンで家を買って、一生一代の家を買って、そのサラリーマンの人たち、それから、先ほどもあ

りました、バブルどきに銀行の強引な提案融資で、相続に必要なんだと、それでマンションを建てさせられた人たちが、今つぶされていっているんですよ。被害者なんです。

先ほど、銀行の話もありましたが、支店長が毎日来る。入院すると、手土産を持って優しい言葉で来る。それをつくった方が問題があるんじゃないかという、さつき公取の人の話もありましたけれども、これは銀行の方だって私は半分以上、半分ぐらいい責任があるんじゃないか、こんなふう

に思っているところなんです。そこで、この不良債権なんです、これは経済が悪化した結果であって原因じゃないということ。景気がよくなれば地価も株価も上がって、コストがかからなくてリスクもとらず、不良債権処理がこれは自然になされていくんじゃないかという

ことですよね。今何でアメリカファンドが、竹中さんとゴールドマン・サックスが親しいとかなんとかいううわさも聞こえてきますよ。みんな、リップルウッドのような、新生銀行をたくさんつくって、ハゲタカファンドがこの底値をねらって買い取って、後で高くなったら売るといふ、国民もそうじゃないかなというふうに今思っています。

私は、不良債権処理を何で今こんなに加速するのかと思っています。そのためには緊縮財政政策から景気回復優先策へ、小泉さんに政策転換をしてもらいたいというふうに思っているんですが、平沼大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○平沼内閣大臣 今、小泉内閣では、不良債権の処理の加速化、こういうことをやっております。これはやはり、金融機関の機能として仲介機能がございまして、今、こういう不良債権をたくさん抱えていて円滑な仲介機能ができない、そのために経済の有効な資源が活用できていない、こういう状況になっております。したがって、私どもとしては、やはり手かせ足かせになっている不良債権の処理をやらなければならない、

これはやはり避けて通れない、こういうことで今取り組んでいるところでございます。

しかし、中津川先生御指摘のように、景気というものは、やはり成長を遂げていかないと本当の回復にならないわけでありまして、ですから、一方においては不良債権の処理を進める。その中で、小泉さんも、当初は、御承知のように、三十兆の枠は絶対に守る、さらには補正予算も組まない、こういうふうな言っておりましたけれども、やはりプラスの、いわゆる血圧に例えれば血圧が上がるような、そういう政策をしなきゃいかぬという形で、補正予算も、この通常国会の冒頭に三兆円の規模で処理をさせていただき、また、これから決定をさせていただくわけですが、政策減税二兆円をやる、こういう形で取り組んでいるわけ

でございます。決して、全部痛みを伴うという形じゃなくて、こういう厳しい中で、必要最小限のそういう積極策は打っていく。さらに、これからの事態も見ながら、さらに手を打つ必要があれば、小泉総理自身も、柔軟かつ大胆に対応する、こういうふうな言っているわけでありまして。

私どもは、経済産業省としては、特に中小企業、これをお預かりしておりますので、こういう厳しい中で不良債権の加速が進みますと、もろに中小企業に影響が出ますので、そういう中では、セーフティネットの保証、そして貸し付け、そういう枠を設けてさせていただき、また新たな借りかえ制度というものをつくらせていただいて、そのダメージが少しでも少なくなるように努力をさせていただいております。

私は、おっしゃるとおり、やはり経済を成長軌道に乗せて、そして不良債権も同時にやる、こういったことを両方相まってやる必要があることだ、このように思います。

○中津川委員 景気回復を目標にやらなきゃならないという考え、それは私と同じであります、なぜ不良債権処理を今こんなに急いでいるか。それについては言にくいと思いますが、今、大

臣、これは緊縮財政でしょう。違いますか。緊縮財政でしょう。まずそれが一点。それで、もう金融庁も何も余り頼りにならない。やはり、景気をよくすると大臣がおっしゃいました。これは、経済産業省、ここしかないんですよ。いかがですか。

○平沼内閣大臣 確かに、厳しい経済状況の中で、非常に歳出面等でも切り詰めるということをやっておりますが、小泉総理がよくおっしゃるように、やはり今こういう不景気の中で、税収自体が上がっていない中で、今回新たに五兆円ものいわゆる特例公債、赤字国債を発行する、こういうことを考えますと、あなたが私は緊縮とは言えない。そういう厳しい税収減の中でも、やはりある一定の規模の予算を編成するという形で一生懸命やっておりますし、その中で、繰り返しになりますけれども、政策減税も相当思い切った形でやらせていただいている。全体の基調は厳しいわけですが、それでも、しかし、本当に苛政求のきわみというふうな、そういう緊縮財政ではない、やはり必要な手当ては、やるべきことはやっている、私はこういうふうな思っております。

○中津川委員 緊縮財政であると言ったら、今の小泉政治そのものを否定することになりますから、大臣もその一員でありますから、言えないという立場はわかりませんが、しかし、国民の多くは、緊縮財政だ、景気を悪くする政策をやっているんだ、だからこれだけ現場の国民が苦しんでいるんだ、こういう認識であるというふうには、私は毎日多くの人たちと会って、感じております。そこで、私は一貫して中小企業政策をやってきたんですが、かねがね日本の融資制度はおかしいと思ってきました。日本の企業は、銀行から融資を受ける場合、アメリカのように、経営者の能力、やる気、人物、あるいはその事業計画を精査して貸し出すじゃなくて、日本は、担保があるかないか、つまり土地を持っているかどうか、これで貸し出しが行われている。土地担保至上主義ですよ。この件も随分大臣とも議論をしてきま

した。そこで、企業で融資を受けても、社長個人の個人保証はとられる、奥さんの保証人もとられる、場合によっては、親戚、知人の保証、あるいは担保を要求することもある。

我が国では、株式会社や有限会社という株主の有限責任の企業体の制度、これがあっても、その実態は、経営者やその関係者に実質的な無限責任を課している、こう言っても過言じゃないと思うんです。これはもう先進諸国の中で非常に特異な慣習だと思んですが、その結果、資金繰りに困った中小企業者は、自分の資産のほとんどを取られて、身ぐるみはがれて無一文になって夜逃げしたり、ホームレスになったり、自殺に追い込まれているというのが今、後を絶たないわけですよ。これはもう本当に痛ましい惨状です。

小泉総理が所信表明の中で、交通事故死が一人、減ったと自慢していましたよ。これは、刑法を厳しくしたとかいうこともあるわけでありまして、また、民間の安全協会とか防犯協会の協力もあつたんじゃないでしょうか。しかし、自殺者が四年連続三万人、この中で経済死と言われる人が一万人弱いるんです。自己破産者が二十万人。異常です。

私は、日本という国は、やはりやり直しのきく社会、小泉さんは口では言いますよ、再チャレンジと。余りよくわかっていない。やり直しのきく社会じゃないか。一回失敗したり挫折したり倒産しても、やる気と志と夢があれば立ち直れる社会をつくらなきゃいけないと思っているんです。今の日本はそうじゃないんです。

そこで、今、私は党内で個人保証を廃止するワーキングチームの座長という立場でおるんですが、厚生労働省も、調べたら、自殺予防というものをやっているわけなんです、私は、これは厚生労働省の仕事じゃないと思うんですよ。また、ここでも私も何回も議論させてもらいました、法務省、これも破産法を十五年で改正する。今のようないい、そういう事態はなくなるというところで、この中身はこれからでしょうけれども、考えてみますと、経済産業省とここでやっ

たことが一歩、二歩、三歩、前進しているんですよ。

そこで、私は、平沼大臣が公的な場でいつ発言するのかなと思っていたら、新聞記事を見せてもらったら、十二月十五日のタウンミーティングで、日本の金融機関は、土地担保主義で、事業の将来性を見込んで金を貸さない、個人保証は日本は高過ぎるというようなことをおっしゃいまして、経済産業大臣が公式の場で言っていて、これは経済産業省も動き出したんだと私は大変うれしく思ったわけでありました。

これは経済死ですから、ローンで苦しんでいる人です。そういう人たちは、これはやはりこの委員会です。しっかり議論をして、経済産業省としてやはり対応していく責任があると思うんですが、さきうはこの委員会でありまして、この発言にききうに突っ込んで、また、具体的な方針、アイデアでもいいですけれども、ありましたら、ぜひ御披露してもらいたい、こんなふうに思います。

○平沼国務大臣 日本の場合は、間接金融というものがずっと主流を占めておりまして、その中で、やはり間接金融では一番、土地担保というのがその大宗だったわけでありまして、日本の場合には、それが非常に大きな重荷になりまして、そして、今自殺者の数を挙げられましたが、三万人を超えるような自殺者の中で、法務省の統計でも、その中で、明らかに中小企業の経営者と云われる方が四千四百人も含まれている。私は、御指摘のとおり、異常な数字だと思っています。

それは、やはり大変な、個人的な保証というのは、日本の場合には非常に厳しいものがございまして、そして例えば、極端に言うところ二十一万円と仏壇しか残らない、こういうような感じでありまして、

そこで、今法制審議会の中で御検討いただいておりますので、自由財産の範囲をやはり拡大しようという形で、再チャレンジができるような、そういう状況をつくらなければいけないという形で、今これは審議会の方で結論を得るために作業を急

いでいただいております。

私は、そういう自由財産の範囲を拡大するということも非常に大切なことだと思っております。また、そういう個人保証も土地担保も要らないような融資制度をつくらなければいけない。これは中津川先生からも再三そういう御審議をいただいたところでございまして、これは、さきのさきの臨時国会の中で御賛同いただいて、新規に創業する場合に、国民生活金融公庫の融資の一つの新しいタイプとして、事業計画に着目をして一切保証は要らないという形も創設をさせていただきました。

それから、再チャレンジができる、統計で調べてみましても、これは、多少表現が悪いかもしれませんが、やはり一度企業を立ち上げて失敗をした方が再チャレンジをした場合に、その企業の成功率が高い、そういう事例があります。ですから、やはり今までの日本の場合には、一度倒産をした人はレッテルを張られて二度と再びチャレンジができないというような、そういう制度、そういう状況だったわけですから、再チャレンジができるような、そういう枠組みをつくっていく、こういうことも今考えさせていただいております。

また、やはり雇用問題等も深刻でございまして、新しくどんな企業が創業できるようにしていくかなければいけないということで、これも御賛同いただいて、最低資本金も株式会社の場合には今までは一千万円、有限会社の場合は三百万円が最低でございましたけれども、極端に言えば一円からそれができる、こういうことにいたしました。

そういう意味で、私どもとしては、やはり日本の活力の中小企業の皆様方がチャレンジ精神でチャレンジできるような、そういう一つの仕組みをつくっていくかなければいかぬ、こう思っております。今申し上げたようなことも含めて今一生懸命検討させていただき、その実現を目指してい

きたい、このように思っているところです。

○中津川委員 アメリカなんかは、倒産を経験した人というのはキャリアで評価されるんですね。だから、初めてやる人より、ビギナーよりも、一回倒産した人より二回倒産した人、そっちの方に資本を投下する、一回経験しているからそれが生きるだろう、こういう判断で。日本というのは、一回挫折したり失敗すると何かもう暗くなってしまう、先が見えないというふうな社会の風潮がありますが、やはりこういう法的なものから整備していく、これはもうやはり変えていくということが必要だと思っております。ぜひそんな方向でやってもらいたいと思います。

先ほども同僚議員から話がありましたが、今、党内で、金融アセスメント法案、これを提出しております。それから、私たち四人で中小企業者に対する銀行等の資金の貸付の適正な運営の確保に関する法律案要綱というのを、これは一昨日、衆議院に提案いたしました。これは、要するに、貸し手の責任、日本の場合は借り手だけの責任ですがね、貸し手の責任だであるんじゃないか。私は、ファイファイ・ファイファイまでいずれば持っていくかなければいけない、そういう一歩前進だというふうな思っておりますので、民主党が出したからということではなくて、これはもう与野党一緒になって、与党、もちろん真剣にひとつ議論して、ぜひこれを通してもらいたい、こんなふうに思っております。

それで、中小企業政策、交際費について少しお伺いしたいのであります。

交際費なんです、今、もうかつている会社はほとんどないわけです。ですから、交際費が使えるところはほとんど使ってらうと。見てください、今、町の中を。タクシーがもう人の数より多く駅にとまっていますよね。それから、飲み屋は人がいないし、繁華街は真つ暗だし、第一、酔っぱらいがいっぱい。これはもう非常に寂しいこととで、こういう状況を見ただけで、やはり景気が悪いんだということがわかんと思うんですが

ね。交際費というのは、これは日本の文化でもあり、コミュニケーション、飲みニケーションということで、大変いいものだと思うんです。

これなんか、バブルのときに、かつては、私なんか事業でばんばんやっていたところ、これはもう全額落ちたんですけれども、五十七年から平成五年ぐらいたまですけれども、平成六年から、何か一〇％削って九〇％だけ落ちる。それから、平成十年、景気が悪いときに、財務省というのは本当に取れるところから取るんだというふうな、セクスのなさというのがわかんと思うんですが、ここで二割にしまして、八割落ちるということですから、

今度、それをまた一割に戻すということですが、こんなのはせこいので、もう交際費は全部使え、棒を上げるぐらいの、もうかつているところには大いに使ってもらおうというのが私は一番いいんじゃないかと思うんですが、大臣はどんなふうな思っているんですか。

〔委員長退席、竹本委員長代理着席〕
○西川副大臣 申しわけありません、私から。

ただいま中津川先生から御指摘がございましたこと、私も同じように感じている部分がかなりあります。

そこで、平成十五年度の税制改正におきまして、原則損金不算入とされていた交際費につきまして、御案内のとおり、今まで資本金を五千万円以下の中小企業、こうしていたはずであります。これを資本金一億円以下というふうに広げましたし、それから、損金算入できる範囲を、いわゆる四百万というラインがあつて、これに対する八掛け、こうしていたわけですから、これに九掛けにするという、まあ、それで十分かという御意見が次に出そうでございまして、まず、はそこまで広げた、こういうことであります。

○中津川委員 西川副大臣も、多分お立場を離れて私と同じ気持ちだと思えます。

そこで、今、町を歩いて中小企業のおやじさんたちのところに行くと、こういう声が聞こえてく

るかという、先生、税金で大きいところばかり救わないで、おれたちのところも救ってよ、徳政令を出してよという声が大変大きいんですね。これはもう率直な声ですよ。中小零細、個人経営者の人たちは、何百万の世界なんですよ。何百万の世界で、生きるか死ぬか、頑張れるか。もう徳政令ですよ、徳政令。

そういう声がたくさんあるのですが、四年前に、金融安定化資金、私はこれは大変評価しているんです。日本人というのはまじめですから、あれはたしか半年先に返済を始めるということだったんですけれども、八割の人がもう翌月から払う。それから、事故率、リスクを大体一割見ていましたけれども、これはきのうの時点で五・四六％。よく返しているじゃないですか。もう本当に、この数字を見ても、これは僕は大変すばらしいと。

大臣、あれが三十兆円ですか、もうストップしましたけれども、一年延期して。これを復活するぐらいにとやったら、自民党の支持率も上がると思うね。利率を上げたり査定を厳しくしたり、今までやってきたものを少し反省して直すのはいいと思うんですけれども、もうこのくらいいらないと、中小企業、国に対して、政治に対して、もう完全に信頼をなくしちゃう。

最後にこのことを、大臣、いい答弁をお願いします。

○平沼国務大臣 特別保証制度のことを大変評価していただいて、私どもも、あの制度は非常に中小企業にとって効果があった、このように自負させていただいております。

御指摘のように、当初は二年、二十兆の枠でやりましたけれども、やはりもう一年、さらに十兆上乗せをしよう、こういう形で、実績としては、中小企業者の三分の一強の百七十二万社の方々が御利用いただいて、保証も十兆上乗せをしてよかったな、二十八兆九千億やらせていただきました。そして、おっしゃる通りに、日本人の経営者というのは、こういう厳しい中でも非常にまじめ

に返済をしてくださっております。したがって、私どもとしては、これは相当大きな雇用と、失業という問題から考えると倒産、そういったものを防げたと思っています。

これを再度、こういうことでございますけれども、これはある意味では異例特例の措置としてやらせていただきます。そのかわりといつては恐縮でございますけれども、今度の補正予算の中でも、やはりセーフティーネット保証、貸し付けというのを十兆の枠で用意させていただきます。さらに我々としては、この補正予算の中で新たな借りかえ制度というのをつくらせていただいて、例えば、あと一年で六百万返さなければならぬ方は月五十万の返済でございども、それを五年延長するということになるば月十万の返済でいいわけでございます。これも二月十日からスタートさせていただきます。今、五千件になんかとする利用をわざと二週間でいただくようになっています。

そういったことを含めて、御指摘の、今中小企業は非常に大変ですから、我々としては、この問題、さらによく検討して、中小企業対策に万全を期していかなければいかぬ、このように思っています。

○中津川委員 質問時間が終わりましたが、実は、民主党の方で中小企業アンケート、これは国会議員が地元を回ってアンケートをとって中間報告、私も張り切って五十社ほどやってまいりました。ここにサンプルが載っておりますので、本当に中小企業の現場の、これは竹中さんと塩川さんにまず読んでもらおうと思っております。これが、本当に切実なことが書いてありますので、これを大臣と副大臣にお渡ししたいと思っております。……（発言する者あり）では、皆さんたちにもお分けしたいと思っております。ぜひ、もう党派を超えて中小企業、もう経済産業委員会は中小企業だと、これを一緒に、民主党の意見もどんどん聞いてもらってやってもらいたい。こんなことを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○竹本委員長代理 松野頼久君。

○松野（頼）委員 民主党の松野でございます。きょうは、総務副大臣においでをいただきました。先ほどからのお話があつていますが、中小企業者の立場から見た税制、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

ずっと、中小、特に零細の企業の方に聞きますと、今もお話が出ていましたけれども、金融機関に行つて必ず担保に出すのが土地なんですね。この土地の資産のデフレがとまらないと担保価値が減つて、劣化をして、運転資金もなかなか貸してくれない。本業は何かやりくりはしているけれども、ほとんど毎年、地価公示で土地の値段が安くなつていくわけですから、お金を借りられないというのが今一番大きな声なのではないかなというふうに私は思っております。

それで、土地の税制を見ますと、全体の土地の税収が約十二兆六千億、土地関連税収があるんですね。その中で、十兆八千億が固定資産税や保有税なんですよ。今回、十五年度の税制改正要綱の中で登録免許税が二千億減税をされて、もうこれで土地流動化は大丈夫だと言われているけれども、この登録免許税はしせん一兆三千億程度なんですね。一番大きい、十兆以上ある土地建物の固定資産税を軽減するべきではないかなというふうに私は思っております。きょう、総務副大臣にわざわざおいでいただいて、固定資産税についてちょっと議論をしたいと思っております。

それで、中小企業の団体とか当の経済産業省さんも、税制改正要求の中で固定資産税の引き下げというのを要望していらっしゃるんですが、大臣、この要望はいかが、どれぐらいやられたでしょうか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 御指摘のように、固定資産税というのは、高コスト構造と言われております。我が国の経営環境におきましては、当然のことながら大きな固定的な負担になっていることは事実で、私もそのように認識しております。私どももそういういろいろな御意見、御陳情をいただきました。

そこで、私は、経済活性化の観点から、平成十五年度税制改正においてその軽減を要望させていただきます。経済財政諮問会議の場でも、固定資産税の軽減を含めた土地取引のいわゆる活性化のための税制改正、これを強く主張させていただいたところでございまして、私どももそういう問題意識を持って今までも努力はさせていただいたところでございまして。

（竹本委員長代理退席、委員長着席）

○松野（頼）委員 ぜひ引き続き強く要望をしていただきたいと思ひます。

それで、ちょっとたくさん資料を配らせていただいたんですが、所轄の副大臣にお伺いをしたいと思ひます。

これは、大体平成三年ぐらいから土地の値段と云うのは下がってきていますね。にもかかわらず、資料の③というのを見ていただくと、もう天才的に、だれが考えたかわからないぐらいの計算式を用いて税収が下らないようにしているんですよ。

資料の④を見ていただくと、商業地、宅地ともに平成四年からこれだけ毎年毎年落ちていくわけですね。にもかかわらず、固定資産、保有税、財産税の価格が、財産の価格が下がっても税収が下がらない。これは増税ですね。伺いたいと思ひます。

○若松副大臣 固定資産税の総額の金額でございますが、結論から申しますと、平成十一年の固定資産税総額九兆九千四百三十七億をピークに減少しております。十四年度が九兆九百一億、さらに十五年度は八兆七千二百億ということで、十四年度に比べて十五年度は約四千億弱の額が減少されるということで、決してふえているわけではございません。

なぜ、そうなるかということでございまして、宅地に係る固定資産税の仕組みそのものですが、これは、平成九年度以降、課税の公平の観点から、負担水準、いわゆる評価額に対する課税標準

額の割合の均衡を図っておりまして、このような調整措置をそれ以来ずっと行っているところがございます。そういうことで、平成十五年以降もこの措置を講ずるべく、今国会に地方税の一部改正案を提出させていただいております。

そして、今回の、現行措置におきましても、負担水準の高い土地の税額は引き下げまたは据え置きになっておりまして、それが全国の約八割近くになっております。したがって、税額が緩やかに引き上げられているのは、いわゆる全国的にも二割程度でありまして、特に大都市圏ですと五割ということになります。一部になっておりまして、私どもとしては、税負担のばらつきを均衡化させる過程におきましては、課税の公平の観点からやむを得ないものと理解しております。ぜひとも御理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

○松野(額)委員 これだけ土地の値段が下がっているが、税収が上がっているという。ことは少し下がるのかもしれないけれども、実際に下落に比べて上がっている。

なぜ上がっているかと調べていきますと、平成六年度に、要は、平成四年に自治事務次官が通達を全国の市町村に出しまして、評価額の評価の仕方、今まで二、三割程度の評価だったものが、七割にしないというのをやっていたんです。ですから、お配りをしました③と書いてある資料を見てくださいと、平成六年から固定資産税の評価額がもう四倍に上がっているんですよ。資産課税ですから、資産の評価の値段を上げれば当然税収は上がってくるわけで、納税者の税額は上がってくるんです。

この税額が上がることを、国会を通らない通達でやるということは、これは憲法八十四条の課税法律主義に僕は反しているんじゃないかと思うんですけれども、これは、副大臣、政府の所轄の副大臣としてどのようにお答えになるのか、お伺いしたいと思っております。

○若松副大臣 この七割評価方法につきまして、国会で議論していない、租税法律主義に反するか、そういう御質問であります。この租税法律主義といふのは、課税要件につきまして法律において定めなければならない、当然ではございますが、しかし、租税法におきましては、多分に専門的、技術的な事項が存在することになっておりまして、このような事情から、下位の法形式に委託することは許容される、このように私どもは法解釈をしているところでございます。

よって、地方税法は、固定資産税の課税標準を適正な時価と想定して、これが第三百四十一条第五号に記載しているわけでありまして、これを具体的に求めるための固定資産の評価の基準及び実施の方法さらには手続、いわゆる固定資産の評価基準、この制定を総務大臣にゆだねて、これを告示している。これが第三百八十八条第一項という形で、私どもは、法律に基づいてしっかり今やらせていただいているということでございます。

いずれにいたしましても、固定資産評価基準の内容につきましては、これは大変高度でかつ専門的な、技術的な性格を有していること、その作成につきましては総務大臣に委任しているものでありまして、私どももいたしましては、租税法律主義に反するものではない、そのように理解しております。かつ、平成十三年二月二日の大阪高裁判決におきましても認められているところでございます。

○松野(額)委員 私も、大体裁判の判例から、過去の大臣の答弁を聞いています。

これは、政治家として若松副大臣に僕は聞きたいんですよ。選挙で選ばれた政治家が、行政に入って監督なり行政の運営をするというその政治家が、その評価額、要は税額を決める金額が国会を通らなくてもいい、通達で税額を上げてもいいというお答えになっている姿というのは、私は不思議でならないんですね。

どうか政治家として、今副大臣がここで、僕もずっと調べてまいりました、この七割評価は、今

まで法的には問題ないというふうに裁判所も後押しをしているんですけれども、ここは立法府ですから、副大臣が今、これはちょっとおかしい、課税の金額が上がることは国会の議決に反すべきだということをここでおっしゃれば、流れが変わるんです。どうか政治家として、政治家としてですよ、税額の金額が上がることを役所から議会に戻すんだという立場で、もう一回答弁してください。

○若松副大臣 政治家としてお答えいたします。

私個人としては、やはり固定資産税というのは、いわゆる市町村、住民に身近な、いわゆる行政の大変基幹的な税制だと思っております。

そういう意味で、従来、御存じのように、かなり評価のばらつきがございました。それを、いわゆる七割というところで全国的に普遍化して、これは適切な改正ではないかと私は思っています。そういった改正は、その都度その都度国会を通じて法律改正をして、かつ、先ほどの制度自体も、こうやって三百何十何条とか、いわゆる固定資産税法に基づいて手続を進めさせていただいておりまして、私は、それ自体がしっかりと、国会を無視しているわけでもございませんし、しっかりと租税民主主義ののっとったやり方であると確信しております。

○松野(額)委員 今回の地方税法の改正もここにありまして、固定資産税については、宅地に係る負担調整措置は、負担水準の均衡を図るために現行措置を引き続き講じること、これ一行なんです。一行。

ことしは平成十五年の評価がえの年なんです。この一行で、例えば国民が、自分の税額が平成六年の評価がえによってぐっと上がっているけれども、何ら訴える手だてがないんです。議会を通じていいんですから。紙一枚の通達で、あなたの土地は幾らですよ、賦課課税ですからね、あなたの土地は幾らですよ、だからこれだけの税金を払いなさいという、それに対して国民が対抗できるのは、固定資産評価委員会への不服審査請求

だけなんです。それか、裁判に訴えるしかないんです。

この民主主義のもとで課税法律主義というのは、勝手に国が自分の税額を上げないために、全部税金に関しては国会を通過させないという、民主主義のもとでの一番の取り決めであります。

これは、学者の中でもそれぞれ議論があつて、課税法律主義という議論をする方もたくさんいらっしゃるんですよ。税額が上がるのが、僕ら国民の代表者である国会を通らずに、勝手に通達一枚で、今まで二百万だったものが三百万になってしまふ。賦課課税ですから、申告納税ならまだいいですよ。賦課課税ですから、全くその説明を聞いても、後でこれはやり直すけれども、固定資産の評価額の割り出し方だって、先ほど大臣がおっしゃったように、非常にテクニカルで複雑なやり方で行っているんです。これも課税要件明確主義違反だというふうに言う学者もいるんですよ。私もそう思います。

一言で簡単にあなたの土地幾らですよと言えないし、説明を聞いてもわからない。こういう複雑な税でありながら、国会を通らずにそのまま通達一枚で税額が変わるという、これをやはり、政治家が議会の課税権を役所に渡しているという話をされているようなもので、こんなばかげたことは民主主義のもとで私はないと思うんですが、それはいかがでしょうか。もう一回聞きます。

○若松副大臣 まず、御存じのように、地価とかいわゆる固定資産税の評価というのは、特に不動産鑑定士等もございしますが、やはりかなり複雑な要素が絡んで一つの価格形成になっているわけですね。それを、まず、いわゆる地価公示の観点からすれば、全国都市計画内で三万一千五百二十地点で評価している、さらに、自治体関係ですと、いわゆる実勢価格としての四十万地点、それを評価がえを定期的にしております。それを私どもは、先ほど申し上げましたような法律に基づいた手続でやらせていただいている。

かつ、今回の七割評価という制度でございます

が、これにつきましても、平成五年度、平成七年度から九年度、さらに十二年度という形で、地方税法の一部を改正する法律案を国会に提出して、その上で手続としてやらせておりまして、私は、そういった実務から、かつ法的な手続から考えて、何ら問題はないと考えております。

○松野(額)委員 これは本当に何ら問題ないと政治家の立場で、議会の課税権を役所にゆだねちゃっていいということをおっしゃっているようなものなんです。

やはり、税額に関しては、今は税率は議会を通るけれども税額はいいんだという考え方で、資産課税で評価の方法を勝手に役所が変え始めたら、これは税額がどんどん変わるんです。固定資産税一・四と都市計画税〇・三というのは、この税率は変わっていません。ただ、税率は変わらなくても、価格の評価の仕方が変われば、それは税額が変わるんです。

先ほどおっしゃいましたけれども、東京都の千代田区の物件で、三年間で三割以上、三二%下落したときの裁判の判例がありまして、それを飛び出した二%分は裁判所も違法だと言っているんです。これだけ地価下落時の中で、先ほどおっしゃった地方税法三四一の五号、適正な時価、固定資産税の評価は適正な時価を用いるというこの文言なんですけれども、これが本当に地価下落時、これだけおこっている中で、三年に一度の評価をかけることで適正化と言えるか。どかが一体適正な時価なのかという議論に今度入らざるを得ないと思うんですね。

ちょっと飛びますけれども、資料の五番、不動産鑑定士さんから僕がもらいました鑑定の表を見ていただきたいと思いますけれども、これは決して、ランダムに、落ちたところだけ二枚拾ったわけじゃなくて、こういう例は市場の不動産屋さんにに行けばたくさんあると思うんですが、路線価、この左側を見ていただきますと、百二十四万九千六百二十五円、左のカード、港区の土地ですけれども、これは、不動産鑑定士が百二十四万と

査定をしているんですが、平成十二年度の路線価は百九十五万なんです。路線価と実勢、要は公示価格の八割が路線価ですから、固定資産評価額は大体七掛けですからね。こうやって実際に路線価よりも低い値段で土地が売買されている例がたくさんあります。この間、僕も不動産屋へ行きましてけれども、土地は固定資産評価額で取引どうですか。もう公示価格の七掛け、固定資産評価額が実勢価格に今は東京じゃないっているんです。

大体、どこの県も大都市の中心部は同じだと思いますけれども、それが、公示価格の七掛けの七掛け、約四九%が大体固定資産税の評価額、それに負担調整を加えているわけですが、この七掛けの七掛け、二回目の七掛けというのは三年間の下落分を大体見ているというふうな裁判所も言っているんです。この三年間の下落分が二%飛び出した、三二%下落したものに關しての二%は、これは違法ですよという判決を出しているんです。

ですから、こういう現状の中で、土地の適正な時価という、地方、三四一の五が、果たして今の状況の中で妥当なのかという問題もあるんです。その辺、この例を見ていかか思われますか、副大臣。

○若松副大臣 まず、この取引事例カード、これはどなたがおつくりになったか、ちょっと私も、きょう初めて見たので何とも言いかねるんですが、いずれにしても、委員の御質問は、いわゆる固定資産税の評価額が、七割評価、高いんじゃないか、こういった御質問に集約されると思うんです。

それにつきましては、当然、私どもは地価公示価格の七割をめどということやらせていただいておりますが、この地価公示価格は、御存じの専門家であります不動産鑑定士が、いわゆる現実の市場における取引事例、まさにこういうものですね、こういうものを参考に、かつ、その中で、例えば売り急ぎとか買い急ぎという特殊な要素を含まない標準的な事例を適切に選択して行った鑑定評価に基づいているということ、なるべ

く特殊事例はしっかり省いて、標準的なものでやはり適正な価格を表示している、こういう努力をさせていただいているところであります。

しかし、御存じのように、先ほど言いましたように全国四十四万カ所の評価地点、または個々の取引等ありますとかなりの量になりまして、私どもは、とにかく適正な評価額ということに全省を挙げて取り組んでいるところでございますが、さらにその場合に、いわゆる三年に一回ではなくて、地価が著しく下落したとかそういった場合には、それを、毎年地価下落に評価額を反映させる、そういった措置も講じているところでございます。

したがって、この取引、ちょうどこの事例でございまして、先ほど申し上げましたような売り急ぎとかそういった特殊な要因があつての結果になるのではないかとありますが、私どもは、大方、一般的には評価額が通常の取引価格は上回ることはない、このように考えておまして、この七割評価自体というものをぜひとも今後とも維持させていただきたいと考えております。

○松野(額)委員 いや、大臣、なかなか政治家として答えていただけないんですけれども、平成六年に七割評価を導入した年は、全国で二万二千件の不服審査請求が出ています。平成九年度、これも評価がえの年でありますが、一万三千二百五十五の審査申し出が出ています。また十二年度、少し落ちついてきたんでしょう、五千六百。これは三年間で三回の評価がえで約四万件以上の全国で不服審査請求が出ているんです。

まだまだ、お年寄りが一人で持っている土地とか、それだけの手続をとれない人たちが、西川副大臣、うなずいていらして、前に固定資産税が同じように高いと言つて質問されている議事録、私も読みましたけれども、毎年今度の評価がえは行くだろうと思うと思つて私も見ているんですけれども、今回、十五年度がまた評価がえの年。本当は去年この質問をやりたかったんですが、今年も下がるだろうと思つていて、地方税法

の改正の文言、今委員会に付託されていますけれども、これを見たら、これは一行で終わりなんですよ。

平成六年の評価がえは、副大臣、増税なのか増税じゃないのか、イエスかノーかでちょっとこれ、答えてください。後でこれはずっと議事録で書いてきますから。

○若松副大臣 金額でいうと減です。先ほど申し上げましたように、十四年と十五年を比べて固定資産税は三千八百八十二億、予測ですけれども、減額になります。(松野(額)委員 平成六年の評価がえのとき)と呼ぶ)平成六年ですか。平成六年とどちらを比較しますか。

○松野(額)委員 平成四年に通達を出して、平成六年に評価がえをした、このことは、平成六年の評価がえの持つ目的は増税ですか、違いますかということですか。

○若松副大臣 まず、データのなところを言いますと、平成五年度と比べて平成六年度の固定資産税総額が七兆九千七百七十八億ということ、前年に比べて三千九百六十一億増額になっております。これは、先ほど言いましたように、いわゆる七掛けという定着、さらには評価の見直しということが相まつた結果として、このときの増税になったということでもあります。

それと、先ほど委員が申されました審査の申し出件数、これにつきましては、いわゆるこれをやり始めた、ちょうど、やる前の平成三年度、これは審査申し出件数が全国で六千六百三件あったんですが、確かに平成六年度は二万二千二百二十九件に増加しております。しかし、それ以降、平成九年度が一万三千二百五十五件、さらには平成十二年度五千六百九十九件ということで、平成三年度よりも今は減っている状況でございまして、私どもは、従来の姿に、かなり定着してきたのかな、そのように考えておる次第でございまして。

○松野(額)委員 もう一回聞きます。平成六年の評価がえは、目的は増税だったんですか、増税じゃないんですかということを残したいんです

よ。今までの答弁では負担の均衡化と言っているんですけれども、税収の計、税収を見ていると本当にもう天才的な数字で、地方税が、固定資産税の税収がきれいに上がっていくようになってるんですよ、数字を追っかけて。だから、この六年度の評価がえは、増税が目的だったのか、違うのかということをお答えください。

○若松副大臣 この七掛け評価の計算方法は、あくまでも私どもは、いわゆる固定資産税評価に際しての適正化という観点から行いまして、特に増税を具体的に目的としたものではございません。しかし、結果として増額したことは、もう事実として認めます。

○松野(類)委員 そろそろ時間となってきたので、またあした、予算委員会の分科会でこの問題は、ぜひとやりたいと思うんですけれども、では、最後に、副大臣、もう一回、課税権。課税権です、は、議院に戻すべきだと思っております。税額が上がるときには、必ず国会の決議を経てから上げるべきだと私は思うんです。勝手に通達一枚で税額が上がるといことは、これは議会の課税権を役所に渡しちゃっているんです。それは、僕ら政治家がそれを擁護するというのはおかしい話です、副大臣。

これは、政治家の立場でそれは、とりあえず、少なくとも本会議場で採決をしないと税額の変更はできない。これは、やはり憲法八十四条、これは国民の立場として絶対に守らないと、税金が上がることに對して国民は何にも口が出せなくなっちゃうんです。

副大臣、この固定資産税だけの問題じゃないんです。通達で税額を上げるということを絶対にやめさせないと、これは大変なことになりますから、国会が、私たち国会議員が課税権を議院から役所に移すような話ですから、どうかもう一回、国会議員、政治家として答えてください。

○若松副大臣 そうおっしゃいますが、今増加のときを言っておりますが、実際に十四年から十五年のときに四千億弱減っているんですよ、固定資

産税が。ですから、当然、先ほどの計算方式は、これは法律で固めていますから、ですから、法律に基づいて、実際に評価は実務でやっているわけですね、先ほどの法律に基づいて。結果として、それは増加するともありませんが、現実には最近減っているんです。

その事実もぜひ見ていただいた上で、私は、現在の固定資産税のやり方というのは、いわゆる七割評価という定着、さらに全国的なばらつきをいゆる是正、そういった観点から非常にいい形で進んでいるのではないかと考えておりまして、何ら問題点は私自身は感じておりませんし、それ以前に、総務省の立場からすれば、いかに地方の、いわゆる自治体の財源をどう確保していくか、これについて今、大変頭を悩ませているところでありまして、ぜひ経産省の大臣初め関係委員の皆さんの御理解もいただきたいと心から願う次第でございます。

○松野(類)委員 どうもありがとうございます。また分科会でやります。

ぜひ、最後に一言、大臣、こういう現状でありますから、やはり議会としての、課税権は絶対に議院に戻すんだということで、強い意思でぜひ、通達一枚で税額が上がるようなことはしないように、内閣の中で総理にもまた担当大臣にもぜひ強く申し入れていただくことをお願い申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。

○村田委員長 土田龍司君。

○土田委員 自由党の土田龍司でございます。こ

とし初めての一般質疑でございますので、話が重複する部分があるような気がしますが、基本的なことだと私は思いますので、幾つか質問させていただきます。

一向によくなくなる気配もない状態が続いていると私は思うんです。

そこで、経済産業大臣として、我が国の経済を今どういうふう認識しておられるのか、あるいはまた、これまで小泉内閣がとってこられた政策がどういった効果があったのか、これについて見解を聞きたいと思っております。

○平沼内閣 日本は景気というものは、バブルが崩壊した後、大変低迷をしております。最近ではデフレも加速をしております、こういう厳しい状況にある、こういうふう認識しております。

鉱工業生産を見ましても四カ月連続で低下をするとか、あるいは設備投資意欲も減殺されているとか、あるいは完全失業率が戦後最悪のマイナス五・五を記録するとか、あるいは倒産件数も大体二万件の近くをずっとこの三年推移していると、本当に厳しい状況だと認識しております。引き続きこの十五年度も、さらには不安定要因の、例えばイラクの問題がありますし、また今は、アメリカ、東南アジアへの輸出という形で、例えば昨年度は実質のGDPがプラス〇・九、こういう数字は出ておりますけれども、しかし名目ではこれがマイナスになる。こういう形で、先行きも非常に厳しい状況があると思っております。

小泉内閣で、一年十カ月ぐらゐ小泉政権は続いてきておりますけれども、そういう中で、経済財政諮問会議等を通じて骨太方針とかいろいろ対策を講じていただいて、私は、これがだんだんに効果をこれから生んでいくのではないかと考えております。

また、経済産業省といたしましても、やはり重点的に中小企業に焦点を絞ってきめ細かな対応をさせていただき、また今度の補正予算でも、我々としては、例えばセーフティーネットをしっかりと構築する、こういう措置もとらせていただきましたし、あるいは中小企業に力点を置いた減税等も加えていただきました。

今まさに非常に厳しい時期でございますけれども、小泉内閣として累次にわたっていろいろ対策

を講じたことが、やはりこれからしっかりと実のあるものに結びつけていかなければいけない。今、胸突き八丁で一番苦しい時期だと思っておりますけれども、決してこれまで放り投げして何もやってこなかったということじゃなくて、やはり一定の成果が上がるまでには一定の時間も必要だ、私はこう思っております。さらに景気の対策プログラムというものを私どもはしっかりと進めていかなければいかぬ、こういうふう思っております。

○土田委員 今の大臣の答弁は、すべてはこれからだということに聞こえるのですけれども、丸二年たとうとしている現在、いまだに明るい兆しが見えてこない。国民もいつまで我慢すればいいのかというのが見えてこない。本来、政治の目的は、国民に痛みを押しつけるのではなくて、痛みを和らげる、取り除くということが目的です。だから、いつになったらそうなるのかということについて、やはりもう少し明るい見通しを立てていただきたいなという感じがしてならないと私は思っているのです。

昨年十一月一日にこの経済産業委員会では質問をさせていただいたわけでございますが、需要創出の重要性についてそのとき申し上げました。最近の我が国の経済政策に関するさまざまな議論を見ておきますと、構造改革の名のもとで供給面をスリム化するだけではデフレからの脱出はできないのじゃないかという議論が非常に多いように私は感じているのです。

今月の月例経済報告、個人消費に関する基調判断が出ておりますけれども、「横ばいで推移している。」というのが先月、今月は「おおむね横ばいで推移するなかで、足元弱い動きがみられる。」というふうな後退しているわけですね。特に個人消費の低迷が目立っている。

平成九年度に消費税が値上げされ、あるいは特別所得税が廃止された、あるいは医療費が上げられて一遍に消費マインドが冷え込んでしまったという感じがございました。ことしになってまた、

四月からは医療費を値上げされる、あるいはまた五月から発泡酒とかワインなどの税率の引き上げがあるということになりますと、需要面で産業技術力の向上に向けた予算措置や税制面の措置は行っているということは知っていますけれども、これでは当面の足元の景気回復にはならないのじゃないかというふうに感じるわけです。

そこで、例えばマーケティングの創造、拡大などの個人消費を喚起するような、あるいはまた、かつて経済産業省が規制緩和について大胆な措置を提案されたように、経済産業省として何か即効性のあるようなことを考えておられませんか。

○平沼国務大臣 現下の厳しい経済金融情勢を考慮いたしますと、デフレ克服に向けてまして、需要創出等に直結する思い切った経済活性化、そして需要創出策に取り組むことは、御指摘のとおり重要な問題である、私はこのように認識しております。

このような観点から、具体的に申し上げますと、一つは、企業の前向きな動きを引き出すことが重要だと思っています。経済活性化に寄与するような税制措置の実現に私どもは取り組んでまいります。そういう意味では、平成十五年度税制改正におきましては、研究開発投資減税、あるいはIT投資減税、それから中小企業活性化減税、それから創業支援税制などの措置をこれに盛り込んだところでございまして、例えば、研究開発と投資、それぞれ六千億、合わせて一兆二千億の減税に相なる、こういう形で、これは、ある意味では非常に即効性がある、効果が出てくるものではないかと思っています。

それから、そのほかの政策減税として、やはり資産デフレが起きている、土地あるいは株、ここに活力を与えなければいかぬという形で、いわゆる土地の譲渡益課税に関しても、相続を含めれば、家屋を含めれば、従来は百十万だったものを三千五百万、こういう形で大幅にこういう譲渡益課税も強化をさせていただきまして、また証券取引におきましても、その譲渡益に対する課税も

一〇%、こういう形で軽減をする、こういうような形で、こういったことも盛り込んできたところでございます。

さらには、我々としては、今御審議いただいているこの十五年度の予算においては、企業が一生懸命努力する研究開発がすぐ事業化に結びついて、市場に直結する、そういう研究開発プロジェクト、これはフォーカス21と言って、絞り込んで、我々そこに特化しておりますけれども、ほかにも大幅に予算をつける、こういうことをさせていただいております。

さらには、今まではなかなか、企業を立ち上げようという意欲のある方、たくさんいらっしゃったわけでありまして、例えば、毎年平均百二十万人ぐらいの方々が新たに業を起そうと思っても、実際に十八万社しか誕生していない。こういう中で、事業計画に着目をして、本人保証も、土地担保も、第三者保証も要らないという制度、これは従来の十倍のスピードで企業が立ち上がってくるようになります。

それから、資本金も、株式会社の場合は一千万、有限会社の場合は三百万、そういう枠がございましたけれども、やはり、だれでも業を立ち上げることができるよう、極端な場合には資本金一円からでも業を立ち上げるといふようなこともさせていただいて、私どもとしては、今こういう厳しい状況の中で、実効性のあるものを積極的に展開しているところでございます。

○土田委員 小泉総理は改革なくして成長なしというところばかりおっしゃっているんですけれども、閣僚の中でも中小企業を担当されている所管大臣として、一番中小企業者の苦しみを理解していらっしゃるというふうに、大臣、私は思っております。ぜひそういった面から御活躍をお願いしたいと思うんですが、中小企業支援策について幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず最初は、金融機関と中小企業の需給ギャップについてでございます。

ね。その中から、金融庁から融資の増加を求められた金融機関がどうしているかというところ、経営が安定している優良企業にはかり頭を下げて回っている、借りてくたさいと。本当に資金が必要な中小企業に対しては、金利の引き上げを要求したり、あるいは貸し渋り、貸しはがし、そういったことばかりやっているわけでございますけれども、実際、こうした中小企業の資金をめぐる金融機関と中小企業の需給のギャップについて、どういふふうに考えておられますか。

○平沼国務大臣 御指摘の点は、私はこういうふうに認識しております。現に、中小企業金融をめぐる指標を見ますと、例えば資金繰りDI、あるいは長期借入難易度DI、これはずっと低水準に推移しておりまして、特に短期借入れの難易度はさらに悪化をしましてマイナス三・九、こういうことになるなど、中小企業を取り巻く金融情勢というのは非常に厳しいものがあると思っております。

今御指摘のように、例えば、政府の公的資金を注入しているメガバンクと言われるところが、中小企業に積極的に融資をしるってところにもかかわらず、あるメガバンクでは、約束を履行しないどころじゃなくて、実は五兆円も貸しはがしをしているというふうな実態もあります。そういう意味で、この需給ギャップというのは非常にありと私は思っております。

今ちょっとお話しになれましたけれども、私も地元に戻りますと、中小企業でもいいところはうるさいほど金融機関が来て、金を借りてくれ、借りてくれと言っている。そして、ちゃんと正規に利息を返済していても、ちょっと先行きが危ないようなところに対しては元本の引き揚げまで要求するというふうな、そういう状況があるというところは、私の地元でも中小企業の経営者の方から聞いております。

そういう意味で、私どもとしては、金融庁にもお願いをいたしまして、そして金融検査一つとっても、信用金庫だとか信用組合、地方、そういう

たことを考えて、やはり別マニュアルできめ細かい、中小企業というのは多様であり、地域性があるので、そういったところに合うようなマニュアルで検査をしてほしいということ、六月に申し入れて、そういう形になりつつありますけれども、まだこれは完全に徹底されていません。ですから、そこはさらに私どもはお願いをしているところでございます。

また、その延長線上として、午前中の質疑の中でも御答弁申し上げましたけれども、リレーショパンキングシステムというように、金融庁も地域に配慮した銀行のあり方、こういうものも今推進をしているわけでございまして、これには中小企業団体ですとか我々も参画をして、よりよい形を構築すべく努力をしているところでございまして、御指摘のとおり、そういう需給ギャップというのは存在する、このように思っております。

○土田委員 次に、セーフティーネット保証についてなんですが、特別保証制度にかわるものとして整備拡充されてきたわけでございますけれども、このセーフティーネット保証の実施状況についてお答えください。

○杉山政府参考人 セーフティーネット保証の実績についてのお尋ねでございます。

この制度は平成十二年末に発足をいたしておりますが、本年一月末までの実績で申し上げますと、件数が六万四千件、金額で一兆一千億円という状況にございます。

○土田委員 不況業種を中心としたセーフティーネット保証の利用実績が上がっているわけですが、これは言い換えれば、中小企業の景気の悪化、資金繰りの悪化であるというふうなことをあらわしていると思うんですが、

そこで、中小企業の実情に応じて、担保、保証要件を大幅に緩和するとか、そういった手厚い施策が必要ではないかと思うんですが、これについてどう考えられますか。

○西川副大臣 今土田先生から御指摘のことは大変大事だと思っております。長引く地価の低迷でございますとか景気状況の中で、借入れを行うに当たりまして中小企業が担保や保証人をつけることが非常に難しくなっている、それは先生御指摘のとおりであります。そこで、政府系金融機関でございますとか保証協会におきましても、担保や保証人の徴求につきましてはさまざまな特例を設けております。

具体的に簡単に申しますと、まず、政府系金融機関におきましては、セーフティーネット貸し付けにつきまして担保徴求を半分まで免除する制度、また商工中金の貸し渋り対応無担保貸し付け、これは限度額五千万円でございますが、これでございますとか、起業挑戦支援無担保貸出制度、これは限度額が三千万円でございますが、これを実施しております。

また、国民公庫でも、担保や保証人を準備しにくい創業者に対して、ビジネスプランを審査いたしまして、個人保証や担保を求めることなく融資を行います新創業融資制度、これは先ほど大臣がお答えをしたところでございますが、これは限度額五百五十万円を実施しております。また中小公庫では、担保徴求を四分の三まで免除する貸付制度を今月から実施いたしております。

また、国民公庫におきましては、金利を上乘せることによりまして、第三者保証人を一千万円までは求めない、こういう特例制度を一月末から開始しております。無担保貸し付けでございますとか保証人の不要な貸付制度の拡充を順次図っているところでございます。

なお、保証協会におきましても、八千万円を限度とする無担保保証の融資を行っております。このうち、五千万円までは第三者保証人も要らない、こういう運用をしております。また、担保も、第三者保証人も、経営者本人の保証も必要としない特別小口保証制度、これは限度額を年次引き上げておまして、現在では千二百五十万円まででございますが、これを行っております。

さらに、土地や保証人も要らず、売掛金債権を担保にした融資も、既に三度にわたって使いやすいうように制度を変えておまして、今約五千件、金額にいたしまして二千四百億円の実績を上げているところでございます。

今後とも、政府系金融機関、保証協会、こういう既存の制度でございますとか、また中小企業金融の実態を踏まえて、融資先企業のリスクに見合った保全策をとりながら、こういった拡充を行うことが可能かというのを私どもも真剣に追求をし、早急に立ち上げていきたいと思っております。

○土田委員 次に、借りがえ制度の件です。

資金繰り円滑化借りがえ保証制度の運用については、これはやはり、金融機関の積極的な、あるいは柔軟な借りがえに対する姿勢が不可欠だと思っておりますが、この運用については政府はどう考えていますか。

○西川副大臣 全く御指摘のとおりでありまして、私も、現在、百万部のリーフレットを用意しまして、それぞれの金融機関に大いにこの制度を活用するように、それから、事あるごとに職員をいろいろなところに差し向けましてこの制度の宣伝を行っております。先ほど来、午前中の御答弁でも大臣初め私ども御説明を申し上げましたとおり、わずか二週間の、休みを入れての二週間でございますから、ネットで九日分ぐらいでございますが、その営業日で、五千件に迫る大変多くの方に利用していただいている、こういうことでございますが、問題点がこれから出てまいりましたら、もう即対応していきたいと思っております。

○土田委員 いや、そういう質問じゃないんです。借りる方の側を言っているんじゃないんで、貸す方の側が問題じゃないかと言っているんです。

○西川副大臣 失礼いたしました。したがって、そういう実情でございますから、私ども、先般、金融庁を中心に、ちようど企

業の年度末の資金繁忙期に備えて円滑な資金供給ができるように、あわせてこの制度を活用するよう、全銀協、それから信用組合中央協会、また全国信用金庫の連合体、また政府系金融機関、保証協会、ありとあらゆるところに、先生今御指摘の、貸す側が誠意を持って対応するように大臣のお名前でも強く要請をしたところであります。

○土田委員 次に、信用保証協会に払う保証料率の件です。

四月一日から保証料率を引き上げということになっているようでございますが、財政基盤の強化は信用補完制度のためには非常に重要であると思っておりますが、現下の経済状況を考えますと、さらなる負担増になるわけでございまして、これについてはどういうふうに考えていますか。

○西川副大臣 ただいまの申し上げましたような制度を使っていたら、これは、保証料率というものを避けなければなりません。そういう意味で、私どもとしては、代位弁済を行った信用保証協会に対しては、代位弁済を支払います中小企業総合事業団の信用保険部門の収支というものが大変重要であるというふうな思っておりますが、現下は大変大きな赤字を計上しております。具体的には、申し上げますと、今年度は昨年度に続きまして六千億円の赤字がこの代位弁済の発生で見られるわけでございます。今後三年間、すなわち平成十五年度から十七年度までを見ますと、約九千億円の大幅な資金不足が見込まれます。

今後とも信用補完制度を持続的に運営していくためには、御負担を少し借り手の側にもしていただくかなければならない、こういう考えに至りました。私どもとしては、国の方の負担も十分追加をしていくべく、例えば、平成十四年の補正予算においては約二千億円の財政措置を行ったわけでありまして、しかし、このまま現在の百分の一でこの保証料率を維持していくことは非常に難しいということ、まことに恐縮でございますが、○・三%上乗せをさせていただきます。こういうことになったわけでありまして、これにつきまし

て、この厳しい状況の中で、中小企業の方々の負担がふえるんじゃないか、こういう御指摘も私どもはいただいております。

しかし、何度も申し上げますが、セーフティーネット保証でございますとか小規模零細企業向けの特別小口保証でございますとか、そういう有利なものを使わせていただく、こういう方々に対しまして、現行の百分一から○・八五%に引き下げるなどという特例も設けておまして、緩和措置も図っているところでございます。しかし、現実には、一・三%にしたいといたしております。いまして、これについてはいろいろな御意見がございまして、よく承知しておりますが、現下の厳しい財政状況を御理解いただきたい、こういうふうにお願いを申し上げているところでございます。

○土田委員 あと四分でございますので、自由貿易協定について、FTAでございますが、非常に重要だというふうには私は思っておりまして、前回の臨時国会でも同じような質問をさせていただきました。今、今月の十六日に平沼大臣はマレーシアのラフィダ大臣と会談されました。今後、マレーシアと日本との協定に向けて協議を開始するということとで合意されたというふうな報道がございましたけれども、その会談の具体的な内容、あるいは今後の見通しについて、どうなっているんでしょうか。

○平沼国務大臣 御指摘のように、この十六日にちようど東京でWTOのミニ閣僚会合がございましたときに、私のマレーシア側のカウンターパートであるラフィダ大臣と会談をさせていただきました。そして、意見交換を行いました。今後、両国政府間で事務レベルの作業部会を設置して協議をしよう、こういうことで一致をいたしました。当省といたしましては、日本・マレーシア経済連携を実りあるものとするために、外務省、財務省、そして当然農林水産省等と連携しつつ、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

今回は、そういうアウトラインでやろうという

形で、事務方のそういう体制をスタートさせる、
こういうことでございまして、これから具体的な
ことを検討する、こういう段階に入っていくと
思っております。

○土田委員 相手があることですから、簡単にい
かないことはよく承知しておりますけれども、そ
れにしても、やはり遅過ぎるという感じがするん
です。今、これの交渉につきまして、シンガポ
ールが終わりまして、メキシコ、韓国とずっと続い
ていると思うんですけれども、十年先を目途にす
るような状態では遅いと思うんです。特に、中国
がASEAN諸国に対して非常に積極的に協定を
結ぼうとしているわけでございまして、いずれ
にしてもと急ぐべきであると思うんですが、
大臣、この点はどうですか。

○平沼国務大臣 御指摘のとおりでございまし
て、例えば、具体化が進んでおるメキシコとの間
では今どんどん進んでおりまして、そして、早け
れば年内にもメキシコとの間では締結ができる見
込みになっております。韓国とも、それぞれ、経
済界、我々入ったそういう段階が済みまして、こ
れから具体的な作業になってくると思えます。

御指摘のように、中国は、対ASEANに向
かって、十年以内に経済連携、そしてFTAも視
野に入れたそういうものをつくる、こういうふう
に打ち出しました。小泉総理もASEAN訪問時
に、中国とは若干タイミングが遅くなりましたけ
れども、日本も十年以内にASEANの国々とや
りたい、こういう形で、そのリアクションの一つ
は今回のマレーシアだと思えますし、あるいはタイ
でございましてかフィリピンですとか、具体的に
にそうやって日本との経済連携をやりたい、こう
いう国が出てきておりますので、これはやはり、
早ければ早いということが非常に大切なことで
ございまして、私どもとしても積極的に取り組ん
でいきたい、このように思っております。

○土田委員 窓口の問題もあると思うんですね。
経済産業省と農林水産省と、やはり異なった方向
をやっているという部分があると思うんですが、

窓口を一本化すべきだという議論は経済界からも
出ておりますね。これについてはどう考えます
か。

○平沼国務大臣 今はそれぞれ、財務省それから
経済産業省、外務省、それからセンシティブな農
林問題がございましてから農林水産省、そういった
形で、それぞれ意思を統一しながらやっているわ
けでございまして。そういう意味では、連携を図る
ということとは一番大切なことでございまして、
も、諸外国等は、例えばアメリカなんかは、US
TRというようなものが専門の窓口になっている
、こういうこともございまして、私どもは、そ
ういう中で今、この問題に関しては、官房長官の
もとでやはり意思の疎通を密にして効率的な運営
をするように、これから我々はさらに検討を進め
なければいけない、このように思います。

○土田委員 時間が来ましたが、検討を進
めなきゃならないという段階でなくて、早目に一
元化するような具体的な検討に入った方がいいと
思うんですけれども、ぜひその件をお願いいたし
て、質問を終わります。ありがとうございます。

○西川副大臣 土田委員にお並びを申し上げま
す。

私、先ほど答弁で数字をちょっと間違えました
ので、訂正させていただきます。

セーフティーネット保証と小規模零細企業向け
特別小口保証は現行の1%に据え置く、それか
ら、さっきから0.85に下げると申しました
のは、申しわけありません、これは売掛金債権担
保の貸付制度についてでございまして、大事な
数字を取り違えましたことをおわび申し上げて、
訂正させていただきます。

○村田委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。最
初に、借りが保証制度について大臣にお聞きし
ます。

二月の十日から借りが保証制度がスタートし
ました。年度末の資金繰りが大変なときです

ら、こういうときに本当に有効な制度としてぜひ
とも生かしていただきたいと思えます。この借り
かえ保証制度については、中小業者の方から、利
用できてよかったという声もこの間お聞きしてい
るところであります。

例えば、私どものしんぶん赤旗でも紹介してい
ます、新潟市での建設材の卸売業者の方のお話
がありますけれども、この方が今、約三分の一の返
済が済んで、残り期間が三年数カ月、残高が百六
十万円になりました。これに新規融資百万円をつ
けて、返済期限五年、前回と同じ二・〇五%の金
利で借りがえをすることができた。月々の返済も
四万円台から三万円台に減少して、この方は、木
材を使った特殊な建材を工場に発注しつづけても
らっていますけれども、この新規融資によって工
場への早期現金支払いをして、仕事がスムーズに
流れるようになるんじゃないかと期待をしている
ということなんです。借りがえが大変簡単だった、八
日間でできたということ、大変喜んでいらっ
しゃるという声でありました。

私は、この借りがえ制度について、昨年の十一
月一日のこの委員会でも取り上げさせていただきました
きました。現場の中小企業の皆さんの要望という
のは、既往債務の負担をなるべく軽減してもらい
たい、そういう点で、埼玉では借りがえ融資制度
に取り組んでいるということで、自治体の制度融
資の一本化に加えて、国の特別保証などについて
も一本化できるような対応ができないか、こうい
うことを求めましたし、十二月二日の予算委員会
でも、今ある債務の返済負担を軽減する借りがえ
融資制度の創設ということを要望したところであ
ります。

今回、こういう形で実現したことに大変注目を
しております。大臣の所信表明演説でもこうい
った信用保証制度の充実のことをうたわれておりま
すこのときに、この借りがえ保証制度を中小零細
企業にとってより使いやすいものにする上で、ぜ
ひとも知恵と工夫を発揮していただきたいと思
うんですけれども、大臣としての御見解をお願い

いたします。

○平沼国務大臣 大変塩川先生からも御評価をい
ただいて、私どもとしても、十一月にそういう御
審議をいただいたこともよく承知をしております。

そういう中で、年度末を控えて、早急にや
らなければいかなという形でやらせていただきま
したら、わずか二週間の間で五千件近いという
お申し込みをいただいて、非常によかったなと
思っております。

したがって、せっかくつくった制度です
から、皆さんが利用しやすいようにいろいろ工夫
を凝らしていかなければならない、このように
思っております。

○塩川(鉄)委員 始まったばかりの制度です
けれども、より実効性を高める上で何点かお聞き
したいと思えます。

その一つが、保証協会について、一つの県に複
数の保証協会があるという府県があります。大阪
ですとか愛知や岐阜や神奈川とか、こういったと
ころでこの借りがえ保証をどういうふうに扱って
いくかということなんです。一つの都道府県内に
複数の保証協会があって、当然、業者の方は、例
えば愛知でいえば愛知の、県の保証協会の保証の
方もお願いするし、市の方の保証協会にもお願い
をする。それぞれ別な保証協会が扱っているよう
な案件についても、これを保証協会の枠を超えて
一本化できるような対応というのでも可能なかど
うか、その点を確認したいと思えます。

○杉山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、大臣、副大臣から御答弁がありました
ように、私ども、この制度を運用するに当たって
できるだけ使い勝手のいい、柔軟な運用を心がけ
ろという指示をいただいております。今委員から
御質問のございました、県の協会あるいは市の協
会にそれぞれあるのを一本化できるかというよう
な御質問でございしますが、そういった観点から、
原則可能であるというふうに考えております。
ただ、地方公共団体の制度の中には、用途が極

めて限定されているものがございます。そういった場合には、一本化するの可能性があります。そういった御議論もあるかと思いますが、そういった点については、具体的に県の保証協会等に御相談をさせていただくということではないかと存じております。

○塩川(鉄)委員 原則一本化を行うことが可能というところで、具体的な対応についてはよく相談に乗っていただけたらいいと思います。

次に、第三者保証人の件についてですけれども、例えば、一つの金融機関から複数の保証つき融資を借りている場合がありますけれども、その場合に、第三者保証人をつけている場合が当然あるわけです。借りかえでこれをまとめて一本にする際に、第三者保証人の扱いはどうなってくるかという問題です。

無担保保証の場合に、上限が八千万円の際、五千万円までは第三者保証人の徴求免除ということがあるわけですが、借りかえ保証の場合でも、五千万円以下になるといような場合であれば、当然のことながら、第三者保証人をとらなくてもいい、こういった対応が可能だと思ふんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○杉山政府参考人 今委員御指摘がありましたように、五千万円以下という場合には第三者保証人を徴求しないということでございますので、借りかえ保証につきましても、それ以下の数字であれば第三者保証人は求めないということと運用しております。

○塩川(鉄)委員 実際に、銀行の窓口に行っても五年期限の借りかえしか受けられないんですとか、いろいろな個々の相談はあるようなんですけれども、要するに、実際、こういう場合はどうなるんだらうかということが現場の業者の皆さんによく見えてこない。スタートしたばかりですから当然のことですけれども、そういった点で、業者の皆さんの立場に立ったQアンドAですとか事例集のようなものをぜひともつくっていただいて、さらに大いに普及を図っていただく。事例集のよう

なものをぜひつくっていただきたいと思ふんですけれども、その点いかがでしょうか。

○杉山政府参考人 これを中小企業の方に御利用を進めていただくというためには、今委員から御指摘がありましたような、QアンドAといいますが、具体的な事例に即した手引書といえますか、そういうものが必要と存じております。

今、窓口等でどういった御質問があるのかというようなことを調べておりまして、早急に、御利用になる中小企業者のための便利になる、そういったQアンドAのようなパンフレットは作成をしたいというふうに考えております。

○塩川(鉄)委員 ぜひお願いしたいと思ふんです。いろいろな保証の仕組みについて、なかなか業者の皆さんの現場まで届いていないという話をいろいろ伺います。

例えば、セーフティーネット保証につきましても、これは群馬県の沼田市の事例として、私も現場に行ってお聞きしたわけですが、私もマイカルが店舗の閉鎖をして、セーフティーネット保証の二号が適用になったわけですが、その適用になった時点から、金融機関に足を運んだら、そういうことは難しいというふうに言われたと。それからいろいろやりとりがあって、二カ月ぐらいますとこれが受けられるようになってくる。ですから、趣旨が徹底をされたところでは、いろいろ現場としては進むわけですが、実際にその二カ月、セーフティーネット保証そのものを進める際に、現場の金融機関がそういう認識に達するのに時間がかかったということもあるわけですね。

ですから、そういう点でも、改めて大臣にお聞きしたいと思ふんですが、この借りかえ保証制度についても、この制度の趣旨の徹底に努力を図っていただきたいと思ふんですが、同時に、ふぐあいが明らかになった時点については、直ちに改善のための対策をとっていただきたい。この点をぜひともお約束していただきたいと思ふます。

○平沼国務大臣 もともと、今厳しい状況の中で、本当に頑張ってくださいという中小企業の方のためにこういう借りかえ制度というのをつくらせていただきましたから、やはりそこはきめ細かく、利用される方がよく理解できて、そしてそういうためのPRももちろんしなければいけませんし、利用しやすい、そういう制度に充実をしていかなければならない、このように思っております。

○塩川(鉄)委員 中小業者の皆さんの現場ですと、銀行からの貸し渡り、貸しはがしと並んで、もう一つ、保証協会の対応が、親身なものになってくれない、いわゆる保証渡りと言われている状況について、多くの方からお話をいただいています。銀行の対応のひどさとともに、保証協会についても、ぜひとも前向きな対応をお願いしたいという声であるわけです。

この間、これは都道府県の保証協会の対応のこととが中心になっていたものですから、全国の我が党の地方議員の皆さんが九九年の末ぐらいいからこういった問題を取り上げ始めて、特に昨年度、この保証渡りの話が聞こえてくるようになって、いろいろ問題としてその是正を求めてきた時期ですけれども、昨年の末の地方議会の意見書を見ましても、今国会になってから当委員会に寄せられている意見書の中に、中小企業の貸し渡り、貸しはがし、保証渡りなどの問題により深刻さをきわめており、中小企業にとって、もはや待たない状況であります。こういった、わざわざ保証渡りとうたった意見書というのが、数えてみましても百二十三件も寄せられているというところなんです。

この保証渡りという現状について、大臣はどのように御認識でしょうか。

○平沼国務大臣 私なんかの地元の岡山の方でも、やはり保証協会がなかなか厳しいというように声も聞いたことがございまして、そういう実態は一部私はあるとは思っております。そういう意味で、私も、こういう年度末を

控えて、やはり柔軟に、迅速に、そして前向きに対応をすべきだという形で、保証協会あるいは政府系金融機関にはそういう形で対応を、こちらから通達をして、しっかりとやるようにと、こういう形で体制をとらせていただいているところでございます。そして、そういう実態は確かに御指摘のとおり私はあるとは思っておりますので、改善をしていかなければならないと思っております。

○塩川(鉄)委員 この保証協会が本当に中小企業の立場での業務を行っていく上で、やはり改善方をしなければいけない問題というのが出てくると思ふんです。この間、自治体の制度融資など大きく前進をさせようというところで、全国で取り組みが進んでいますけれども、そういった中で、保証協会がしっかりとそういう点でも支えていくということが大事になってきているわけですね。

この自治体の制度融資を考えた際に、これは私、埼玉県に行ってお話を聞いて、なるほどなと思つたんですが、入り口として使いやすい制度融資にしていくというのは当然なんですけれども、それをいけば、今の経済の困難さの状況を踏まえて、中小企業にとって使いやすいものにする上では、条件変更に応じられるようなこういう対応についても、信用保証制度できちっと受け皿というのは対応が求められている。ですから、借りかえ保証なんかもそういった形で必要になってきます。

同時に、制度としての締めくくりといえますか、もし焦げついた場合の代位弁済についても、きちっとした支えというのが本来とられていかなければいけないというのが現状としてあるわけですね。そういった際に、野球に例えて言うところ、先発、中継ぎ、抑えという形で取り組みで、今回、中継ぎという点では借りかえ保証制度の取り組みとしての、一歩前に出る取り組みがあったわけですが、抑えの対応として問題が見えてきているんじゃないかというふうに思ふわけです。

つまり、焦げついた場合の代位弁済について、

中小企業総合事業団が七割、八割と見ているわけですが、千葉県はこれまでも、保証協会が見ている。その際に、それぞれの自治体の取り組みとして、保証協会の負担を軽減するために県などが負担を肩がわりするということが、この間、ほとんどのところで行われてきていると思うんです。そういう際に、そこで今いろいろ問題が出てきている。

一つ例示をしますと、千葉県の事例なんですけれども、千葉県はこれまで、県の制度融資と同時に、市町村の制度融資についても、代位弁済のうち保証協会の負担分の一部を県として損失補てん、損失補償をしていたわけですが、今、来年度からこれを廃止するという話が出てきているわけです。ですから、驚いた千葉県の中の市長会が、市町村制度融資に係る県の損失補てんの廃止を撤回することという要望を県にも上げているそうです。

桜田大臣政務官がいらっしやらないのですが、ちょうど桜田政務官が千葉県で、この問題でも大変関心をお持ちじゃないかと思ひまして、せっかくですから思っているんですけれども、戻ったところでお聞きしようと思ひます。

今お話ししましたように、千葉県の市長会として、市町村制度融資に対しての県の損失補てんが削られるのは困る、市町村の制度融資がこれでは回っていかなくなる、こういう声になってきているわけですね。千葉県の財政難を理由として、市町村の制度融資の存続が問われるような事態になってきているわけです。これらは、保証協会だけの対応で解消し切れない問題というのは当然あるわけで、この間、全国の五十二の保証協会のうち十協会が赤字となっていて、桜田政務官の地元千葉県の保証協会も赤字になっているわけですね。

そこで、桜田政務官に一通お聞きしようと思ひますが、今言いましたように、千葉県が市町村制度融資に対しての保証協会の損失補てんを削るという話が出ていまして、ちょうど昨年の十月

に、柏市の本多市長さんが緊急要望書を出されているんです。そこでは、この八月、昨年八月ですけれども、「八月、千葉県より県内市町村が実施する中小企業向け制度融資に、千葉県信用保証協会が代位弁済を行った場合の損失補てんを平成十五年以降廃止する旨の説明が県内各市にございました。」これは、「国をあげて経済回復に努めている中、千葉県は中小企業者への金融支援が最重要課題であるとの現状認識に欠けているといわざるを得ない」という形で訴えている中身です。

市町村制度融資が後退しかねないという声になっていくわけですが、地元の柏市のことでもありますが、こういう現状について、どのように受けとめていらっしやるのか、お聞きしたいと思ひます。

桜田大臣政務官 県が市町村の融資制度に補助を行うという手厚い対応につきましましては、北海道、東京、静岡、千葉県の四県だけでございまして、こうしたことにつきまして継続すること、これが非常に難しくなっているということをお聞きしております。

それで、中小企業金融対策を推進する中小企業庁の立場としては、地方自治体が中小企業支援を積極的に行っていたことは望ましいと考えておりますが、千葉県がどの程度まで中小企業金融対策を行うかどうかは、最終的には千葉県の御判断であると考えております。

塩川(鉄)委員 経済産業省の大臣政務官の答弁とは思えない。もう少し中小企業の声をしっかり受けとめて、国としてこういった借りかえ保証制度を大いに進めるわけですから、そういう際に、県なりがこういう施策を後退させることについては、きちっと一言物を言うということが大事だと思ひますけれども、その点、改めていかがでしょうか。

○桜田大臣政務官 御意見を十分尊重するような形で善処したいと思ひています。

○塩川(鉄)委員 ぜひともこの点で、国の制度もそうだけれども、県や市町村、地方自治体の取り組み、一体となって中小企業支援ということで取り組みが進んでいるわけですから、それを後退させるような状況についてきちっと物を言うというの、中小企業を所管する経済産業省として求められていることだと思ひます。

そういう点で、保証協会がこうなるというの、やはりこういう経済的な局面の中で代位弁済などもふえて負担も大きくなって、財政的な困難さというのは大変大きいわけです。そういうのが結果として保証にも消極的になると、この背景にあるわけですから、そういう点でも、財政基盤をしっかりとらせる取り組みは本来大事であるわけです。

補正で対応されたというお話もあると思うんですが、やはり本予算で、当初の予算できちんとしていくことが必要だと思ひます。過去何年間振り返っても、二〇〇〇年度の手だてというのが四十億円、〇一年度が四十億円、〇二年度が四十二億円、来年度が四十二億円ですから、そんな大きな金額じゃないわけ、これだけ経済が傾いている中では、きちんとしたこういった増額などの手だてをとるべきだ。

その際に、それを中小企業に押しつけるような、保証料率を引き上げるといふことはやはりおかしい。保証料率の引き上げというのはやめて、売り掛けのように下げるところはきちっと下げるという方向でこそ対応すべきだ。国として、保証協会が健全な機能を発揮できるように財政措置をきちっととるべきだと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○平沼国務大臣 千葉県の例を引いて委員が御指摘になられました。我々としては、厳しいそういう財政事情の中で信用保証制度というもののために予算措置も講じてきて、全体的な底上げをやっているところ、ございまして、やはり地方もそういう形で積極的に取り組んでいただくように、我々も、全体の底上

げの中で割を食う、そういう中小企業者が出ないよう努力をしなければならぬと思ひます。

また、今厳しい経済情勢の中でいわゆる料率をちょっと上げる、こういうことに対していかが、こういう御意見でございます。

これは、確かに、こういう厳しい中で利率を上げるといふことは中小企業者には大変負担を強いることにつながるというところは御指摘のとおりであります。ただ、今、先ほども西川副大臣から答弁させていただきまして、これまでも中小企業の皆様方は一生懸命にこの厳しい中で払っていたに違いないわけですが、代位弁済率も五・四％を超えるような状況になってきました。

そういう中で、我々は、さらにこれからどうしても九千億足りなくなるといふような状況の中で、先ほどの細かい答弁の中では、一部、本当の中小のところは留保するというような、そういうこともしておりますけれども、〇・三％を上げさせていただくということは、まあそれでも大変じゃないか、こういうことですから、例えば、千四百億ぐらいの保証に対して〇・三％上げるといふことは、年に直しますと二万三千円ぐらいになると見られて、それが月二万円ぐらいのアップ、こういうことでは、たとえ月二万円でも厳しいアップでございますけれども、一方においては、全体のそういう状況の厳しい中で、やはりこの〇・三％のアップというものは何かのんでいただきた、やらせていただく、こういうふうな思っているところでございます。

○塩川(鉄)委員 借りかえ制度で負担を軽減する一方で保証料率の引き上げというのは、これはどちがはぐな話はないわけですから、やはり中小企業を支援する立場で、国としてのきちんとした財政的な支援という方向を大いに取り組むべきだ。千葉県に対してもきちっと物を言うと同時に、千葉県のそういう困難さというの、広範な今の経済状況の反映でもありますから、そういう点でも、国としての手だてをぜひとも求めていきたいと思

います。

最後に、銀行の問題を一つお聞きしたいと思ひます。

この間、大銀行による中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしとともに、金利の引き上げということが大きな問題になってきました。先日、NHKの「クローズアップ現代」で「金利引き上げ・悩む中小企業」という番組をやっておりました。ここでは、保証付きの貸し出しにまで金利引き上げを図るといふ大銀行のやり方を告発していたわけですね。

この番組では、信用保証協会の保証がついている融資について、ある中小企業の方が、二%だった金利を三・九%に引き上げられたというわけです。番組の中では、ナレーションで、政府が貸し渋り対策として始めたもので、万が一この会社が破綻しても保証協会が債務を肩がわりします、銀行側には損失が出るリスクはなく、金利を引き上げられる理由が思い当たらなかった、こういうふうな紹介をしていました。

よくリスクに見合ったリターンと言いますけれども、リスクはないのにリターンだけをたくさんとるといふ、こんなおかしい話はないわけですね。金融検査マニュアルの別冊の中小企業融資編でも、「信用保証協会貸付金については、信用保証協会が公的信用保証機関であることから、通常、回収に懸念はなく信用リスクは極めて低い」とあると思いますが、その点、確認したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○五味政府参考人 中小企業融資編と申しますか、金融検査マニュアルの別冊にその記述がございます。

○塩川(鉄)委員 事例の十六というところでその中身を紹介しているわけですが、本来、リスクをとらなくていいわけですから、金利を引き上げるといふのは道理がない。でも、それがどの銀行でも行われるように、今大問題になってきている。

特に一つ例示しますと、三井住友銀行で、そう

いう内部の文書でこの徹底を図っているということがありました。この三井住友がつくっている業務改革についての、標準金利の導入と貸出金利・採算運営についてという文書がありますけれども、いわば標準金利の設定ということの言いながら、リスクに見合ったリターンという名目で金利の引き上げを図るといふことをそれぞれの部署に徹底するという中身になっているわけです。

この文書の中では、保証付きというのはマル保というふうにつけているわけですが、一般的なマル保貸金については、マル保専用の標準金利を適用すると、わざわざそういうふうにつけて、金利の引き上げというの組織的にいうことが図られているわけです。

これはやはり、金融庁がマニュアルでも述べているような趣旨とは全く逆さまのようなことが現場で行われているわけですから、こういった事態について、きちっと是正の指導を行うべきだ。既に行ったかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○五味政府参考人 今おっしゃいましたような記述が金融検査マニュアルにございますけれども、一般論で申し上げますが、金融機関がどういう金利を顧客に対して融資に当たって提示をするかというところは、保証の有無だけで決まるわけではございませんで、資金の調達コストとか、あるいは信用リスク。優良保証がついている場合には信用リスクのウェイトというのは下がると思ひますけれども、信用リスク。あるいは、保証がどう

いうカバレッジで、どういう内容の保証になっているか。それから、適正なスプレッドは当然取りませんと商売になりませんので。そういったようなことを勘案いたしまして、金融機関としての提示の水準が決まってくる。そういうことでございまして、これが債務者側との交渉の結果、最終的な適用金利として落ちついてくる、こういうものでございまして、私どもは、行政の側からその契約の内容の適否ということの一つ一つの指導するということは適切でないというふうに思ひます。

ただ、こうした金利の決定というのは、金融の持つ役割というものが中小企業を含みます健全な取引先に対して金融の円滑を図るということにございしますから、あくまで十分な納得のいく説明、そして双方納得の上での決着ということが求められるということとは、私どもよく理解をしております。そうした意味で、無理な、例えば法令違反になるような、そうした引き上げの交渉手法を使っているのか、こういったような点については十分監視、監督をしてみたいと思っております。

○塩川(鉄)委員 中小企業は弱い立場だということとはもうはっきりしているわけですから、そういう点でも、厳しくこういう点での是正の取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

そもそも、こういった中小企業の一方向の貸しはがし、他方での金利引き上げというのは、今政府が全体として銀行の自己資本比率、これを引き下げるような施策の中でそういった事態が生まれているわけですから、私、今の政府が進めている不良債権処理の加速策そのものをやめることが一番の景気対策になる、今の中小企業を支えるそういう取り組みになる、こういうことを求めて、質問を終わります。

○村田委員長 原陽子さん。

○原委員 社会民主党の原陽子です。よろしくお願ひします。

本日は、国が敗訴した「もんじゅ」の判決について、平沼大臣に大臣の見解等々、お聞きをしたと思ひます。

まず初めに、一月二十七日に出た「もんじゅ」判決で、高速増殖炉「もんじゅ」の設置許可の際に政府が行った安全審査が無効である、許可処分を取り消すとした裁判所の英断及び関係者の努力を私は非常にすばらしいものだと思ひます。

住民による行政訴訟の勝訴率が非常に低いと言われている日本で、住民が勝訴をし、しかも安全審査が無効であるという司法判断が出たことに對して、高速増殖炉を含む核燃料サイクル政策を進

めてきた国は、今上告をしているものの、どのような見解をお持ちになったのか、エネルギー政策をつかさどる大臣として、その見解をまずお伺いしたいと思ひます。

○平沼国務大臣 名古屋高等裁判所の金沢支部から、御指摘のように、一月二十七日に出された高速増殖炉「もんじゅ」の設置許可処分無効確認等控訴事件判決につきましては、私どもは、法務省など内容を精査させていただきました結果、一月三十一日に、国として、最高裁判所に上訴をさせていただきます。

その背景としまして、今回の判決では、例えば、配管の破損によりナトリウムが水と接触した場合でも、炉心崩壊事故を防止できる対策が幾重にも講じられているにもかかわらず、これらの対策がすべて機能しなかった場合を想定するなど、ある意味では仮定に仮定を重ねる立論をいたしまして、安全審査に看過しがたい過誤、欠落があるとされております。

また、無効と判断するためには国の行為に重大かつ明白な違法性が必要との過去の最高裁判所判例にも異なる考えが前提となっておりまして、国といたしましては、安全審査を慎重かつ適切に行っておりまして、こうした判決を受け入れることはできないと考えたと考えております。

なお、当然のことでございますけれども、原子力政策を進めるに当たりましては、何よりも安全確保を図ることが第一だと思っております。また、原子力施設の安全審査などについて、国民の皆様方の理解を得ることが必要であるということも、国としてこういった方向で努力はしていく、このように思っております。

○原委員 今、安全審査を的確に国としては行っているという見解だったんですが、判決文を読ませていただいて、国が敗訴した理由が、やはり安全審査が無効であるということだったと思うんです。

それで、安全性にかかわる重要な資料を設置者の動機が、今は核燃です、許可申請のときに

国に提出しなかった、そこで、国はそれらを検討していないのだから安全審査は無効だという内容だったと認識しています、この判決文が。つまり、動燃の情報隠しがもとで国は敗訴したというふうに言えると思います。

そういう状況なのに国が上告をするということとは、つまり、国は動燃の情報隠しをかばっているということにつながると私は思います。そうなる、次の安全審査のときにも隠してよいということとを意味することになると思ふのですが、この点、大臣、いかがお考えになられるでしょうか。

○佐々木政府参考人 現在、上告の申し立ての理由書を私ども、法務省ともよく協議をさせていただいて作成中でございます。

ただいまの御指摘について申し上げますれば、国の立場からも、今御指摘の動燃のいろいろな資料について、必ずしもこれは隠しなり隠したという判断はいたしておりませんで、安全審査上、必ずしもその時点で必要なかったものという理解はいたしておりますが、今後、申し立ての理由書の中で私どもの立場を明確にきちんと整理をしていきたいと考えております。

○原委員 これは今上告しているところなので、お聞きをしてもはつきりとしたお答えは返ってこないとは思いますが、やはり私、この判決文は非常に裁判所の英断だというふうに思っておりますので、上告は取り消すべきだということを大臣にももう一度考えていただきたいと思っております。

例えば、今上告をしていて、その上告が却下というんですか、された場合、国がこれからどのように責任をとっていくのかということについて、幾つか質問をさせていただきたいと思ひます。

事前にレクを受けたときの調査によると、「もんじゅ」は運転停止中もナトリウムを温めなければならなくて、事前にいただいた資料を見ていくと、事故があった平成八年以来、年間維持費、管理費として八十三億円から百七十三億円かかっています。ナトリウム漏えい改修工費が百七十九

億円。上告が棄却されれば、建設費なども入れると、総額で七千億近いお金がむだになってしまふということになります。

この支出のむだの責任というものをだれがとるかということをやまず一点、お聞きをします。

○白川政府参考人 お答え申し上げます。

「もんじゅ」につきましては、文部科学省の方で予算を計上しておりますので、私の方からお答えをしたいと思います。

「もんじゅ」につきましては、原子力委員会が策定をいたしました原子力の長期計画、その方針に従いまして、今申し上げましたように、私どもの方でそれに必要な経費を核燃料サイクル機構に対する研究費補助金等として予算措置をしておるところでございます。

「もんじゅ」の重要性については、もう繰り返すまでもございせんけれども、私どももいたしましては、やはり安全確保、これは大前提でございますけれども、地元を初めとした国民の方々の理解を得つつ、この計画を着実に進めていきたいというふうに考えております。

今先生の方から、仮に最高裁の方で棄却等の判断があった場合はどうかという御質問がございまして、先ほど平沼大臣の方からも冒頭、御答弁がございましたように、国といたしましては、今回の判決は受け入れるべきでないというふうに考えておりまして、現在、上訴をして最高裁の判断を仰ぐこととしておるところでございます。

で、国の敗訴を前提とするような仮定の御質問にお答えをすることは差し控えていただきたいたというふうに思ひます。

○原委員 負けることを前提に裁判は起こさないのかもしれませんが、ただ、やはり七千億円という物すごく大きなお金だと思いますので、そうしたところの、何が起るかわからないと思ひますので、しっかりと責任、どこに、だれに、どういふふうな責任がかかってくるのかということとは、しっかりと、仮定であっても検討を考慮しておいていただきたいたと思ひます。

では、例えば、今上訴して、勝ったとしても、一度は司法判断によって安全審査が取り消された原発のそばに住んでいて、原告適格とされた住民の方々の感情はどのようなものになるのか。私は、原告の方々はもちろん、そうでない方からも激しい反発が起るはずだと思ひます。そして、一度裁判所が安全審査を取り消した原発を動かすことというのは、もちろん住民の方々の感情というのがありますけれども、国際社会からも笑い物になってしまうと思ひます。やはりここで、再度大臣にお聞きをしたいんですが、私は、国はこの判決をしっかりと受け入れて、今なさっている上訴を取り下げるべきだというふうに本当に強く思うのですが、ここで大臣の見解を再度お伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 恐縮ですが、答弁は繰り返すにしたいと思います。冒頭の御質問で答弁させていただきましたように、国といたしましては、今度の高等裁判所の金沢支部の判決というのは、やはり私どもとしては上訴するに十分な理由がある、こういう形で上訴をさせていただいたところでございます。そういう意味では、私どもは最高裁判所の判断にゆだねる、こういう基本姿勢でございます。

○原委員 それで、例えば国際社会の例というものをしてみますと、高速増殖炉を含む核燃料サイクル技術を税金で推進するというやり方は、国際社会では、過去十年の間にほぼ中止をされていいます。

幾つかの例を挙げさせていただくと、ドイツでは、一九九一年の三月に、試験運転過程の延滞により財務負担が悪化するとして断念をしております。イギリスは、一九八八年から予算を削減して、一九九二年に民間でやることを決定、一九九三年の三月以降は政府からの出資を停止しています。アメリカは、一九八三年に議会が原型炉建設予算を経済性の観点から否決し、九三年には核燃料サイクルの研究開発も中止をしています。そして、世界のトップを走っていたフランスでさえ、

スーパーフェニックスの事故を契機に撤退しています。フランスでは、会計監査院が、少なくとも財政面から総括すると良好とは言えないという理由も述べております。スーパーフェニックスは、十年間に十数兆円を使って、稼働率はたった六・三%でした。「もんじゅ」は、一九九五年以来、稼働率は実質ゼロ%となっていて、スーパーフェニックスよりも本当にひどい状態にあると思ひます。

現在、財政難にあえいでいるにもかかわらず、日本だけがなぜこの研究開発を続けていくのか説明をいただきたいのですが、本当に合理的な説明を、しっかりとした説明をいただきたいと思ひます。

○白川政府参考人 お答え申し上げます。

世界各国が高速増殖炉の開発にどういふふうに取り組んでいるかということでございますけれども、これはやはり、それぞれの国の経済社会情勢や地理的な要因、エネルギーを取り巻く状況等、そういうものを反映して決められていくものであるというふうに考えております。

したがって、各国の高速増殖炉の開発の状況は、先生御指摘ございましたように、国によって当然違いがあるわけでございますけれども、海外の諸国が高速増殖炉の開発からすべて撤退をしたというのは、これは正確ではございませんで、現にロシアでは、実験炉、原型炉が運転されておりますし、お隣の中国でも実験炉が建設中でございます。現在でも、これらの国では高速増殖炉の研究開発が着実に進められておるわけでございます。

また、フランスの例をお引きになりましたが、確かに、実証炉スーパーフェニックスにつきましては主として経済性の理由から中止をされたわけでございますが、「もんじゅ」と同じレベルの原型炉フェニックスでございますが、これは非常に長い運転の実績を持っておりまして、これはフランスはこれを活用した研究開発を現在も継続しておるわけでございます。

世紀は環境の時代、こういうふうに言われておりまして、非常に環境的な制約もエネルギー上大き

く出てまいります。また、例えばウラン資源というのも、これも有限資源で六十年ぐらいだ、こんなふうに使われていきます。そういう観点から考えますと、高速増殖炉というのは、成功した場合に果てしない利便性それから効率性というのをもちたすわけでございまして、そういう意味でも今まで世界はチャレンジをしてきましたし、日本を含めて、ロシア、中国、そういう形で意欲的に取り組んでいる国もあるわけでありまして。

もちろん、こういうものを開発していくに当たっては、費用と効果、こういうことを検証するという姿勢は基本的に私は大切なことだと思っております。科学技術というものがやはり人類の未来を切り開くということであれば、原子力関連に関しては、繰り返しになりますが、私どもとしては、将来のために、この技術というものを確立すれば果てしない効果が生まれてくると思っております。そして、そういったことも含めて、我々は今御指摘の点もこれからしっかりと検証していきたい、こう思っています。

○原委員 政府として、ぜひ検証をお願いさせていただきたいのと、最後に、今なされている上告をぜひ取り下げていただきたいということを強く要望させていただいて、質問を終わります。ありがとうございます。

○村田委員長 宇田川芳雄君。

○宇田川委員 きょうは、早朝から長時間にわたりました。委員長、大臣初め、大変御苦労さまでございました。私が最後の質問者でございますので、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

貴重な質疑時間をちょうだいいたしましたので、今回も有効に質問を展開させていただきますので、平沼経済産業大臣にはどうぞひとつまとめた御答弁をまたお願いしたいと思いますから、よろしくお願いをいたします。

このたび提案されました産業再生機構の政策につきましても、これからこの委員会では詳細な審議

に入るわけでございますけれども、一点だけ、ぜひ申し上げておきたいことがございます。それは、この産業再生機構の対象になる企業の下請、孫請に当たる、いわゆる零細に近い中小企業対策についてであります。きょうはいろいろ御意見が出ましたけれども、今回の産業機構の対象になる中小零細企業の助成策について、今お考えがあれば明確にお答えをいただきたい、これが第一点であります。

また、下請中小企業振興対策というものが打ち出されておりますが、これが実効を上げるためには強力な政策指導が必要であります。具体的な方策についてお答えをいただきたいと思っております。

次に、やる気と能力のある中小企業を育成する、よくこれは御答弁の中で言われている言葉でありますけれども、なかなか市中の金融界などでは中小企業のやる気と能力というものを理解しようとしてくれない。きょういろいろ議論がありまして、これとありまして、むしろ無視されているような感じがいたします。このやる気と能力の判定基準をどこに置くのか、そしてこれを一般の金融界等にどうやって徹底させるのか、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

続きまして第三点ですが、イラク情勢によりまして、これもお話がありました。石油の供給が危機的な状況を迎えることになると思っております。石油の安定供給につきましては、これはもう当然のことではあります。我が日本の産業経済にとって最大の要件でございます。原油の高騰あるいは備蓄の状況等を踏まえまして、安定供給対策、それとその見直しについて御説明をいただきたいと思っております。

次に、これも今いろいろ議論がなされました。午前中にも大変御質問が出たわけであります。が、昨年の不正事案を受けまして、原子力発電の供給が大変制約されております。電力消費の節約も叫ばれているところでございます。この発電のために、原子力がだめだということで、今火力発電で石油の消費量もふえているようであります。

こういう石油需要の重大なときにこういうことが増加いたしますと、石油危機を増幅するおそれがある、そんな心配もしているわけであります。原子力発電をいつときも早く安全に運転させる、活動させる方策を講じなければいけないと思っております。現在どういう対応をしておられるのか、今後の見直しについて、できるだけわかりやすくお聞かせをいただきたいと思っております。

あわせて、重要な案件でございますプルサーマルの現状、どういう対応をしておられるか、その点もお聞かせいただければありがたいと思っております。

一応、以上の御質問をさせていただきます。○平沼国務大臣 今、宇田川先生から六つの点についての御質問がございました。

まず、産業再生機構、これから法案を御審議いただくわけでございますけれども、確かに、これを進めてまいりますと影響を受ける下請企業あるいは関連企業等が出ることは事実だと思っております。そういう意味で、私どもは、これまでやってまいりました中小企業の金融セーフティーネット、この対応の充実でございますか、あるいは取引先の経営状況によって影響を受けやすい下請、零細企業の支援等に努めてきていますところでございまして、企業保険法に基づくセーフティーネットの保証制度を累次にわたって拡充してきました。

こういったことによつて、いわゆる企業再生に入った場合に影響が出る、そういったところには別枠を設けて、きめ細かく私どもは対応していかねければならないと思っております。またさらに、中小企業というものは地域性、特殊性がありますから、地域にも窓口を設けて、そして目きき、腕ききの方にそこに常時いていただいて、そしてきめ細かく相談に応じて、そして適切なメニューで対応させていただく、こういうことをとらせていただければ、こういうふうになっております。

それから、下請の中小企業振興対策が実効を上げるためには強力な政策指導が必要だ、こういうことで、私どもは種々支援策を講じているところでございます。そのうちの幾つかを申し上げます。と、今ちょっと申し上げましたけれども、各都道府県の中小企業支援センターにおける下請取引あせせん事業を推進するとともに、リストラ等の影響を受ける地域における緊急広域な商談会、こういったことを開催する、そういう取り組みもしております。また、下請中小企業が販路開拓のために行う新たな製品の試作経費の補助でございますとか、親事業者の事業活動の変更に伴う影響を受けている下請中小企業への低利融資、こういったものも実施をしていきたいと思っております。

さらに、経済のサービス化に伴い、サービス業等の役務取引分野におきまして下請分業関係の発達が見られているところでございまして、振興の対象を、従来は製造が中心でございましたけれども、こういったサービス業にも拡大をして、私どもは努力をしていかなければならないと思っております。

それから、やる気と能力がある、これをどこで区別をするのか、こういうことでございましてけれども、例えば、セーフティーネット対策の柱であるセーフティーネット保証及び貸付制度について、経済環境の悪化や取引先企業の倒産等により一時的に売り上げの減少等業績が悪化をして、資金繰りに困難を来している中小企業であっても、中長期的にはその業績が回復し発展することが期待できる、そういうことが見込めるような中小企業、こういったことが一つの目安になっていると思っております。それからまた、地場のそういう中小企業の方々と接点をしている場、金融機関の方々と、あるいは経営者のそういう力量、事業計画、そういったことを総合的に判断させていただいて、私どもは、やはりやる気と能力のあるそういう中小企業というものを私どもが積極的にそれを把握して、そしてそれを支援していく、こういうことをやるのが肝要だ、こういうふうな思っております。

いるところでございます。

それから、イラク情勢によりまして石油が今一部高騰をしております、大変大きく世界経済にも影響を与えております。その安定供給と見通しについてでございますけれども、原油の世界的な需給見通しにつきましては、サウジアラビアというのが最大の産油国でございますけれども、日量で九十八万バレルのまだ余力を持っております。それから、イラクとベネズエラを除くOPEC九カ国だけでも、依然として二百一十八万バレル一日当たりの供給余力がございます。そういったことでございまして、私どもとしては、当面大きな能力不足に陥るということはないと思っておりますし、ちなみに、イラクから我が国に対する原油の供給量というのは全体の〇・三％程度でございます、日量五千バレル程度でございます。

それから、宇田川先生も御承知のように、我が国は備蓄体制をしっかりとっております、百七十一日分の備蓄がございます。それからまた、石油消費国でIEAというのをつくっておりますが、これも全体合わせて百十五日分の備蓄があります。そういう意味で、お互いに協調し合って、エネルギー、石油の安定供給というのは非常に大切なことでございますから、よく連絡をとり合い、そして幸い産油国の方々も、そういう意味では日本に対しては最優先に供給しよう、こういうふうに言ってくださっておりますので、私どもは、さらに外交ルートもしっかりときずなを保ちながら頑張っていきたいと思っております。

それから、最後の御質問でございますけれども、原子力発電、これが一連の不正事で、今東京電力管内で十七基ある原子力発電所のうち十三基が停止しております。そして、六月、七月、八月にかけて需要のピーク時を迎える、そういうことになりまして、非常にかつかつの状況に相なることが想定をされております。

今、これは午前中來の答弁でも申し上げましたように、休止中のいわゆる火力発電所を立ち上げる、そして他の電力会社からの供給を受ける、こ

ういうことで当面は確保されておりますけれども、やはり一番大切なのは、休止中の原子力発電所を地元の御理解を得て、そして、しっかりとした体制の中で一日も早く立ち上げることが非常に大切なことだと思っております、これは拙速は許されせんけれども、私どもは、ここを慎重に、そして地域の皆様方の御理解を得るような最大限の努力をしながら、電力の安定供給、これに万全を期して臨んでいきたい、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○宇田川委員 我が国にとって内外ともに最大の危機を迎えておるときだけに、どうぞ全力を尽くして対応していただくように御期待を申し上げます、質問を終わります。

○村田委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、株式会社産業再生機構法案、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。谷垣国務大臣。

株式会社産業再生機構法案

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○谷垣国務大臣 株式会社産業再生機構法案及び株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

初めに、株式会社産業再生機構法案について申し上げます。

我が国経済は、現在、金融面において、金融システムに対する信頼を回復するため不良債権問題の解決を図ることが課題となる一方、産業面にお

いて、過剰債務企業が抱える優良な経営資源を再生するとともに、過剰供給構造を解消するための産業再編を促進することが課題となっております、産業と金融の一体となった対応が必要な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、我が国の産業の再生と信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買い取り等を通じてその事業の再生を支援する株式会社産業再生機構を設立することを目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、株式会社産業再生機構の設立等の基本的な事項を定めております。産業再生機構は、主務大臣の認可により、一を限って設立される株式会社とし、預金保険機構は、産業再生機構の発起人となり、常時、機構の発行済み株式の二分の一以上を保有しなければならぬものとします。産業再生機構の主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とし、役員は、役員、予算、資金の借入れ等の認可など、必要な監督事務を行います。

第二に、産業再生機構の組織について定めております。産業再生機構には、産業再生委員会を置き、機構の取締役の中から、三人以上七人以内の委員を選定して組織するものとします。産業再生委員会は、事業者の再生支援の決定、債権の買い取り等の決定、債権または持ち分の処分等の決定など、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行います。

第三に、産業再生機構の業務について定めております。産業再生機構は、過大な債務を負っている事業者とその債権者である金融機関等の連名による申し込みを受け、支援基準に従って再生支援をするかどうかを決定し、支援決定を行ったときは、関係金融機関等に対し、機構に対する債権の買い取り等の申し込みまたは事業再生計画への同意の回答をするよう求めます。回答に係る債権額が

対象事業者の再生支援に必要な額に達したときは、対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買い取り等を行うものとします。

産業再生機構の債権の買い取り等は、平成十六年度末まで行うこととし、当該買い取り等をした対象事業者の事業の再生を図りつつ、買い取り決定から三年以内に、買い取った債権等の譲渡その他の処分を行うよう努めるものとします。

あわせて、これらの業務を行うために必要な支援基準の主務大臣による策定、関係金融機関等に対する債権回収の一時停止の要請、買い取り価格、決定の公表、倒産法制の特例、関係金融機関等の資料提出などについての規定を整備します。

第四に、産業再生機構の円滑な運営を図るため、その他所要の規定を整備しております。政府が産業再生機構の資金調達に関する債務保証や、解散時の債務超過に対する補助等を行うことができる旨の規定、預金保険機構の業務の特例の規定を設けるほか、産業再生機構は、産業活力再生特別措置法による支援施策との連携をとること、債権の買い取り価格の算定のために金融庁または日本銀行に技術的助言等の協力を求めることができること、預金保険機構及び整理回収機構との協力体制の充実を図ること等を規定するとともに、政府関係金融機関等について、対象事業者に対する債務の免除等に協力するよう努めることを規定しております。

続いて、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、預金保険機構が整理回収機構に委託して行っている健全金融機関からの資産の買い取りにつき、その申し込みの期間を一年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律について、規定の整備を行うものであります。

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます

ようお願いします。

○村田委員長 次に、平沼経済産業大臣。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

案

(本号末尾に掲載)

○平沼国務大臣 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

平成十一年八月に成立しました産業活力再生特別措置法は、経営資源の効率的活用を通じて我が国経済の生産性の向上を実現するため、事業者が実施する事業再構築の円滑化、創業や中小企業者による新事業開拓の支援、経営資源の増大に資する研究活動の活性化等の措置を講じることによって、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的としており、同年十月の施行以来、積極的な活用がなされております。

同法の施行後、我が国経済につきましては、一たんは生産性の回復が見られたものの、近年、我が国産業における過剰供給構造や過剰債務の問題が深刻化し、またこれらを背景として設備投資も低迷が続いており、生産性は再び低下に転じております。

こうした状況を克服するためには、過剰供給構造の解消及び過剰債務問題の解決に資する事業者の取り組みを支援、促進することが極めて重要であり、本法律案は、このための施策を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法律案は、これまで講じられてきた事業者単位での事業再構築を円滑化する措置に加え、過剰供給構造の解消を目指して同一の事業分野に属する二以上の事業者が共同で実施する事業再編の取り組み、過剰債務等により経営資源を有効に活用できていない他の事業者から事業を承継して当該事業に係る経営資源をより有効に活用しながら当該事業の生産性の向上を図る取り組み及び

事業者が事業革新設備を導入する取り組みを支援するため、事業者が実施するこれらの取り組みに対して以下のような措置を講ずるものであります。

まず、ダイナミックな企業組織の再編成により経営資源の最適配分を迅速かつ円滑に実現できるよう、株主総会決議にかえて取締役会決議でできる簡易組織再編成の範囲の拡大、増資を同時に行う減資等の手続の緩和、金銭や親会社株式等を交付して行う合併等の可能化、現物出資等の際の裁判所が選任する検査役による財産価格調査の適用除外、子会社株式の中間配当としての交付の可能化による子会社の分離の容易化、会社分割時の社債権者に対する催告手続の緩和を内容とする商法上の特例措置を講ずることとしております。

さらに、これらの事業活動に必要な資金の確保を円滑化するため、課税の特例、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中小企業信用保険法の特例及び産業基盤整備基金の業務の特例を講ずることとしております。

第二に、中小企業の再生については、多種多様な地域性も強いといった特性を踏まえつつ、種々の問題を抱える中小企業に対して再生の支援を図るため、中小企業の再生支援に関する基本的な指針を定め公表します。当該指針に基づき、各地域の認定を受けた商工会議所等に地域の関係者から成る中小企業再生支援協議会を設置し、中小企業の再生への取り組みに対する指導及び助言等の業務を行う体制を整えます。また、中小企業の再生に関して中小企業総合事業団の業務の特例を講じることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくをお願い申し上げます。

○村田委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。
午後三時五十一分散会

株式会社産業再生機構法案 株式会社産業再生機構法

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 設立(第六条―第十条)
- 第三章 管理
 - 第一節 定款(第十一条)
 - 第二節 役員等(第十二条・第十三条)
 - 第三節 産業再生委員会(第十四条―第十八条)
- 第四章 業務
 - 第一節 業務の範囲等(第十九条・第二十条)
 - 第二節 支援基準(第二十一条)
 - 第三節 業務の実施(第二十二条―第三十四条)
- 第五章 財務及び会計(第三十五条―第四十条)
- 第六章 監督(第四十一条―第四十二条)
- 第七章 解散等(第四十三条―第四十六条)
- 第八章 預金保険機構の業務の特例等(第四十七条―第五十三条)
- 第九章 雑則(第五十四条―第六十条)
- 第十章 罰則(第六十一条―第六十六条)

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社産業再生機構は、最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できなかったものとなっていない状況にかんがみ、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮しつつ、当該事業者に対して

金融機関等有する債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関
- 二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合
- 三 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社
- 四 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

六 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

2 この法律において「過剰供給構造」とは、供給能力が必要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる事業分野の状態をいう。

(数)
第三条 株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式)
第四条 預金保険機構は、常時、機構の発行済株

式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 機構は、新株を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号)

第五条 機構は、その商号中に株式会社産業再生機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に産業再生機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(発起人)

第六条 機構の発起人は、機構の設立に際して発行する株式の総数を引き受けなければならない。

(設立の認可等)

第七条 発起人は、機構の設立に際して発行する株式の総数を引き受けたときは、速やかに、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第八条 主務大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載及び虚偽の署名(商法明治三十二年法律第四十八号)第百六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の署名に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国の産業の再生及び信用秩序の維持に寄与することが確実であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

第九条 発起人は、前条第二項の規定による設立の認可があったときは、遅滞なく、各株につき

その発行価額の全額を払い込み、かつ、取締役及び監査役(以下「役員」という。)を選任しなければならない。

(商法の適用除外)

第十条 商法第百六十七條の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 商法第百七十三條の規定は、同法第百六十八條第一項第八号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

第三章 管理

第一節 定款

第十一条 機構の定款には、商法第百六十六條第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 株式の譲渡に関する事項

二 解散に関する事項

2 前項第一号に掲げる事項については、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めなければならない。

3 第一項第二号に掲げる事項については、第四十三條に規定する事由を解散事由として定めなければならない。

4 機構の定款には、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第二章第四節に規定する委員会等設置会社に関する特例の適用を受ける旨を定めてはならない。

5 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

第二節 役員等

(役員等の選任等の決議)

第十二条 機構の役員の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員等の秘密保持義務)

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三節 産業再生委員会

(設置)

第十四条 機構に、産業再生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十五条 委員会は、次に掲げる事項の決定を行う。

一 第二十二條第三項前段の再生支援をするかどうかの決定(同項後段の規定により支援決定と併せて行う選定及び決定を含む。)

二 第二十五條第一項の債権買取等をするかどうかの決定

三 第二十七條第一項の買取申込み等期間の延長の決定

四 第二十三條第一項の対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分(債権の処分にあつては、債務の免除を含む。以下同じ。)の決定

五 第三十一條第一項の確認の決定

六 前各号に掲げるもののほか、商法第二百六十條第二項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号から第五号までに掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十六条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役(商法第百八十八條第二項第七号ノ二に規定する社外取締役をいう。)が、それぞれ一人以上含まなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 委員は、機構の定款その他の定めにかかわらず、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によって

これを定める。

7 委員長は、委員会の会務を総理する。

8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第十七条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 商法第二百六十條ノ二第二項及び第三項、第二百六十條ノ三第一項並びに第二百六十條ノ四並びに商法特例法第一條の四第一項及び第二項の規定は、委員会の運営について準用する。この場合において、商法第二百六十條ノ二第三項中「第一項ノ取締役」とあるのは、株式会社産業再生機構法第十七條第二項ノ現ニ在任スル委員と、同法第二百六十條ノ四第四項において準用する同法第三十三條ノ二、同法第二百六十條ノ四第六項第二号及び商法特例法第一條の四第二項第二号中「法務省令」とあるのは、内閣府令・財務省令・財務省令・経済産業省令と、同号中「謄写」とあるのは「謄写」の場合において、同項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令・財務省令・経済産業省令」とする。と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

(登記)

第十八条 機構は、委員を選定したときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、委員の氏名を登記

しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第十九条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 第二十三条第一項の対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は同項の対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 債権買取り等を行った債権に係る債務者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資

三 債権の管理及び譲渡その他の処分、債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。

四 出資に係る持分の譲渡その他の処分

五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

六 第二十三条第一項の対象事業者に対する助言

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(銀行法等の適用)

第二十条 機構が前条第一項に規定する業務を行

う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二(「内閣府令」とあるのは「内閣府令・財務省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。)

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第四条において準用する信託業法(大正十一年法律第六十五号)第十条第四項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条、第七条ノ二及び第十条(第六号から第八号までに係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 機構が貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二節 支援基準

第二十一条 主務大臣は、機構が、第十九条第一項に規定する業務の実施による事業の再生の支援(以下「再生支援」という。)をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、及び事業所管大臣が前項の規定により意見を述べるに当たっては、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二条の二第

一項の基本指針及び同法第二条の三第一項の事業分野別指針との整合性に配慮しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第二十二条 過大な債務を負っている事業者であつて、その債権者である一以上の金融機関等と協力してその事業の再生を図ろうとする者は、当該金融機関等と連名で、機構に対し、再生支援を申し込むことができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生の計画(以下「事業再生計画」という。)を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行ったときは、併せて、次条第一項前段の関係金融機関等の選定及び買取申込み等期間の決定、第二十四条第一項の一時停止の要請をするかどうかの決定並びに第二十五条第二項の必要債権額の決定を行わなければならない。

4 機構は、再生支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により意見を聴かれたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

6 事業所管大臣は、前項の通知を受けた場合において、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、機構に対して意見を述べることができる。

(買取申込み等の求め)

第二十三条 機構は、支援決定を行ったときは、

直ちに、その対象となつた事業者(以下「対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち再生支援の申込みをしたものその他事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有するすべての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするよう求めなければならない。この場合において、関係金融機関等のうち再生支援の申込みをした金融機関等以外の金融機関等に対する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従つて債権の管理又は処分をすることの同意(対象事業者に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従つてその管理又は処分を行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

3 機構は、買取申込み等期間の末日を、平成十七年三月三十一日以前の日としなければならない。

(一時停止)

第二十四条 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をするに当たり、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、すべての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしていないこと(以下「一時停止」という。)を要請しなければならない。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等

期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十八条第一項第三号の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、一時停止の要請を撤回し、その旨をすべての関係金融機関等に通知しなければならない。
(買取決定)

第二十五条 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前にすべての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第二十三条第一項の債権の買取りの申込み又は信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に対し、支援基準に従って、債権買取り等を行うかどうかを決定しなければならない。この場合において、債権買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができるものと見込まれるものの額及び同意に係るものの額の合計額が、対象事業者の事業の再生に必要と認められる額としてあらかじめ機構が定めた額(以下「必要債権額」という。)に満たないときは、買取決定を行ってはならない。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が一時停止の要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行ってはならない。

4 機構は、買取決定を行うときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

(買取価格)
第二十六条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならない。
(買取申込み等期間の延長)
第二十七条 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができるものと見込まれるものの額及び同意に係るものの額の合計額が、

買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長する買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨をすべての関係金融機関等に通知するとともに、いまだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長した買取申込み等期間内に買取申込み等をするよう求めなければならない。

3 第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条から前条まで並びに第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長した買取申込み等期間」と、第二十四条第一項中「前条第一項前段の求め」とあるのは「第二十七条第二項の通知」と読み替えるものとする。
(支援決定の撤回)
第二十八条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間(前条第一項前段の規定により延長した買取申込み等期間を含む。以下この項において同じ。)が満了しても、買取申込み等がなかったとき。
二 第二十三条第一項第一号の同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合を除き、買取決定を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が一時停止の要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。
四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の

決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者及び関係金融機関等(同項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあつては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等)に対し、その旨を通知しなければならない。
(債権又は持分の譲渡その他の処分の決定等)
第二十九条 機構は、対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分の決定を行うとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

2 第二十五条第五項及び第六項の規定は、経済情勢の変化等に伴い、機構が支援決定に係る事業再生計画に予定していない債務の免除を行う必要が新たに生じた場合における当該債務の免除に係る前項の決定に関し、同項の規定により主務大臣が意見を聴かれた場合について準用する。

3 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、買取決定の日から三年以内、当該買取決定に係る対象事業者につき、すべての債権及び持分の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

4 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の期間は、三年を超えてはならない。

5 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限までの期間は、買取決定の日から三年を超えてはならない。
(決定の公表)
第三十条 機構は、次に掲げる決定を行ったときは、速やかに、その旨及びその他主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一 支援決定又はその撤回
二 買取決定

三 対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分の決定
(資金の貸付けに関する機構の確認)
第三十一条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行うとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。
二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十三条第一項第二号の同意をした関係金融機関等(以下この号並びに次条及び第三十三条において「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること(当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。)

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でしなければならない。

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定を行ったときは、直ちに、その旨を当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)
第三十二条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定

助することができる。

第八章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行うときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。以下同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第四十八条 預金保険機構は、前条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「産業再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債権)

第四十九条 預金保険機構は、第四十七条第一項に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れ(借換えを含む。次項及び次条において同じ。)をし、又は預金保険機構債権(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。次項において同じ。)をすることができる。

2 預金保険機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債券の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合

計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 第三十九条第四項の規定は第一項の資金の貸付けについて、同条第三項の規定は第二項の資金の貸付けについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「預金保険機構」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第五十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、預金保険機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

(拠出金)

第五十一条 預金保険機構は、第四十七条第一項に規定する業務を行うため必要な資金(当該資金の借入れ借換えを含む。)又は当該資金を調達するために発行した債券(借換えのために発行した債券を含む。)に係る債務の償還に必要な資金を含む。)の財源に充てるため、金融機関その他の者から拠出金の拠出を受けることができる。

(産業再生勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、産業再生勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により産業再生勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、前条の規定により拠出金を拠出した金融機関その他の者に対し、その拠出金の額に応じて分配するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項に規定する業務を行う場合には、預金保険法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社産業再生機構法以下「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第四十七条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第五十一条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項に規定する業務」とする。

第九章 雑則

(主務大臣)

第五十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第四十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣、財務大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・経済産業省令とする。

(権限の委任)

第五十五条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

(課税の特例)

第五十六条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記がされるものに限り、登録免許税を課さない。

(産業活力再生特別措置法との関係)

第五十七条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力再生特別措置法第三条第一項の事業再構築計画の認定、同法第五条第一項の共同事業再編計画の認定又は同法第六条第一項の経営資源再活用計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

(金融庁又は日本銀行に対する協力要請)

第五十八条 機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定等のため必要があると認めるときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

(預金保険機構及び特定協定銀行との協力等)

第五十九条 機構は、第十九条第一項第一号に掲げる業務その他の業務の実施に当たっては、預金保険機構及び特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

(政府関係金融機関等の協力等)

第六十条 第二条第一項第五号に掲げる法人以下「政府関係金融機関等」という。)は、機構が第二十三条第一項の規定により買取申込み等をするよう求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じよう努め、当該買取申込み等が同項第二号の同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

2 政府関係金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政府関係金融機関等が対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をすることがある

判断(財務大臣にあっては、承認の協議における判断を含む。)に当たっては、対象事業者の事業の再生を通じて我が国の産業の再生及び信用秩序の維持を図るとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

第十章 罰則

第六十一条 機構の役員又は職員が、その職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十二条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することが出来る。

第六十三条 第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行したとき。
- 二 第十八条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。
- 三 第十九条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。
- 四 第二十二條第四項、第二十五條第四項又は

第二十九條第一項の規定に違反して、主務大臣の意見を聴かなかつたとき。

五 第三十五條の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

六 第三十八條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の承認を受けなかつたとき。

七 第三十九條第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

八 第四十一條第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十六条 第五条第二項の規定に違反して産業再生機構という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章、第十一條第四項を除く、第十五條、第二十一條、第八章、第五十四條及び第五十五條の規定 公布の日

二 第十一條第四項の規定 公布の日又は平成十五年四月一日のいずれか遅い日

(名称についての経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に産業再生機構という名称を使用している者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(予算についての経過措置)

第三条 機構の成立の日の属する営業年度の予算については、第三十五條中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(罰則についての経過措置)

第四条 この法律の施行前にした預金保険法第百五十一條第三号に該当する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後二年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できたものとなっていない状況にかんがみ、我が国の産業の再生と信用秩序の維持のため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社産業再生機構を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号中「をいう。」の下に「又は株式会社産業再生機構」を加える。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項第一号に次のように加える。

ホ 株式会社産業再生機構

第五十三條第二項第三号中平成十六年三月三十一日を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

四 株式会社産業再生機構 株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合

第五十四條第一項第一号の二中「前条第一項第一号二」の下に「又はホ」を加える。

第五十五條第一項中「同項第三号」の下に「若しくは第四号」を加える。

第七十六條第三項中「買取り」の下に「平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に係るものを除く。」を加える。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第三条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第・号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「第十條第四項」を「第十條第三項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。

一次に掲げる事項の認可に関すること。

イ 設立

ロ 定款の変更の決議

ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

ニ 合併、分割及び解散の決議

二 関係行政機関の事務の調整に関するこ

と。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)附則第五十八条の規定の施行の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、第一条の規定による改正後の中小企業信用保険法第二条第三項第八号の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

株式会社産業再生機構法の施行に伴い、破綻金融機関等以外の金融機関からの預金保険機構への資産の買取りの申込みの期間を一年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条を」第二条の三に、「事業再構築の円滑化」を「事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用」の円滑化に、「第三章 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援(第二十二条―第二十九条)」を 第一章 創業及び中小企業再生 第二節 中小企業再生

の再生

企業者による新事業の開拓の円滑化(第二十二支援助体制の整備(第二十九条―第二十九条の九)条―第二十八条)に、「第三十八条」を「第三十

九条」に改める。
第一条中「事業再構築の下に、共同事業再編及び経営資源再活用」を加え、「創業及び中小企業者による新事業の開拓」を「中小企業の活力の再生」に改める。

第二条第二項第一号中(第十四条第一号並びに第十七条第一項、第四項及び第五項において「事業構造変更」という。)を削り、同号イ中「合併を「株式交換、株式移転、合併、会社の分割」に改め、同号ロ中「廃業」の下に、株式交換、株式移転、会社の分割を加え、同項第二号中第十七条及び第二十号第一項において「を以下」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第三項から第五項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 この法律において「共同事業再編」とは、過剰供給構造(供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。)にあるものとして次条に規定する基本指針に定める基準に適合する事業分野(以下「特定事業分野」という。)に属する事業を行う二以上の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目指した事業活動であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
一 施設の相当程度の撤去、設備の相当程度の廃棄その他の方法により当該事業分野における供給能力を減少させるものであること。
二 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算その他法令で定める組織の再編成を伴うものであること。

4 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、営業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を有効に活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

5 この法律において「事業革新設備」とは、第二項第二号イからハまでに掲げる事業革新に必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
一 当該設備を導入しようとする事業者が現に有しておらず、かつ、初めて導入するものであること。
二 当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものであること。

第二章 第二条の次に次の二条を加える。
(基本指針)
第二条の二 経済産業大臣は、我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。
2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 我が国産業の活力の再生に関する基本的事項
二 事業再構築に関する次に掲げる事項
イ 事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
ロ 事業再構築の実施方法に関する事項
ハ イ及びロに掲げるもののほか事業再構築に関する重要事項
三 共同事業再編に関する次に掲げる事項
イ 過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項
ロ 共同事業再編による供給能力の減少に関する目標の設定に関する事項
ハ 共同事業再編の実施方法に関する事項
ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか共同事業再編に関する重要事項

業再編に関する重要事項

四 経営資源再活用に関する次に掲げる事項
イ 経営資源再活用による生産性の向上に関する目標の設定に関する事項
ロ 経営資源再活用の実施方法に関する事項
ハ イ及びロに掲げるもののほか経営資源再活用に関する重要事項

五 事業革新設備の導入に関する次に掲げる事項
イ 導入すべき事業革新設備の基準に関する事項
ロ イに掲げるもののほか事業革新設備の導入に関する重要事項
六 その他我が国産業の活力の再生に関する重要事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
5 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業分野別指針)
第二条の三 主務大臣は、基本指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、過剰供給構造にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業の活力の再生を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る産業の活力の再生に関する指針(以下「事業分野別指針」という。)を定めることができる。
2 事業分野別指針においては、当該事業分野における共同事業再編の実施方法その他の当該事業分野に係る産業の活力の再生に必要事項を定めるものとする。
3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

「第二章 事業再構築の円滑化」を「第二章 事業再構築 共同事業再編及び経営資源再活用」の円滑化に改める。

第三条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項第一号を次のように改める。

一 当該事業再構築計画が基本指針（当該事業再構築計画に係る中核的事業について前条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

第三条第五項第七号中「事業再構築計画の下に」又は同一の業種に属する他の事業者から営業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再構築計画を加え、同号イ中「二以上の」を申請を行うに改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該事業再構築計画に係る事業再構築が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業再構築計画には、事業再構築の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。

第四条第一項及び第二項中「認定事業者を認定事業再構築事業者」に改め、同条第三項中「前条第五項各号」を「前条第六項各号」に、「認定事業者を認定事業再構築事業者」に改め、同条第五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に改める。

第五条を次のように改める。

（共同事業再編計画の認定）

第五条 同一の特定事業分野に属する事業を営む二以上の事業者は、その実施しようとする共同事業再編に関する計画（以下「共同事業再編計画」という。）を作成し、主務省令定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日まで主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 共同事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 共同事業再編の目標

二 共同事業再編による供給能力の減少の程度を示す指標

三 共同事業再編の内容及び実施時期

四 共同事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 共同事業再編に伴う労務に関する事項

3 共同事業再編計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 関係事業者が当該事業者の共同事業再編のために行う措置に関する事項

二 共同事業再編に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本、資本準備金又は利益準備金（以下「資本等」という。）の減少を行おうとする場合にあつては、当該資本等の減少を含む。）に関する事項

三 共同事業再編に伴って行おうとする資産の譲渡又は譲受けに関する事項

四 共同事業再編に伴って行おうとする事業革新設備の導入その他の事業革新に関する事項

主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その共同事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該共同事業再編計画が基本指針（当該共同事業再編計画に係る特定事業分野について第二条の第三第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

二 当該共同事業再編計画に係る共同事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該共同事業再編計画に係る共同事業再編が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

四 当該共同事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五 次のイ及びロに適合すること。

イ 第一項の認定の申請を行う事業者と当該特定事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令定めるところにより、当該認定に係る共同事業再編計画の内容を公表するものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

（共同事業再編計画の変更等）

第五条の二 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る共同事業再編計画に従つて合併により設立された法人を含む。以下「認定共同事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る共同事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定共同事業再編事業者又はその関係事業者が当該認定に係る共同事業再編計画（前項の規定による認定の変更があつたときは

は、その変更後のもの。以下「認定共同事業再編計画」という。）に従つて共同事業再編のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定共同事業再編計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定共同事業再編事業者に対して、当該認定共同事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

第六条の見出し中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業者は、その実施しようとする経営資源再活用（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）を作成し、主務省令定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

第六条第二項中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、同項第一号中「認定事業者」を「他の事業者」に改め、同項第三号中「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 経営資源再活用による他の事業者から承継する事業の生産性の向上の程度を示す指標

三 経営資源再活用に伴う労務に関する事項

六 経営資源再活用に伴う労務に関する事項

第六条第三項中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「当該活用事業」を「当該経営資源再活用」に、「認定事業者」を「他の事業者」に、「譲り

受けを「継続し」、「特定活用事業者」を「特定経営資源再活用事業者」に改め、同条第四項中「その活用事業計画」を「その経営資源再活用計画」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該経営資源再活用計画が基本指針（当該経営資源再活用計画に係る他の事業者から継続する事業について第二号の三第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

第六条第四項第二号を削り、同項第三号中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 当該経営資源再活用計画に係る経営資源再活用が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

第六条第四項第四号中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同項に次の一号を加える。

五 当該経営資源再活用計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 他の事業者から継続する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ 当該申請を行う事業者と当該申請に係る他の事業者から継続する事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 経営資源再活用計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 経営資源再活用に必要な資金を確保するために、資本の相当地度の増加（これと同時に資本等の減少を行おうとする場合）にあって

は、当該資本等の減少を含む。）に関する事項
二 経営資源再活用に伴って行おうとする事業革新設備の導入その他の事業革新に関する事項
三 経営資源再活用に伴って行おうとする施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄に関する事項

第六条に次の一項を加える。

六 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営資源再活用計画の内容を公表するものとする。

第七条の見出し中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、同条第一項中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「認定活用事業者」を「認定経営資源再活用事業者」に改め、同条第二項中「認定活用事業者」を「認定経営資源再活用事業者」に、「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 主務大臣は、認定経営資源再活用計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定経営資源再活用事業者に対して、当該認定経営資源再活用計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

四 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

（公正取引委員会との関係）
第七條の二 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から営業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再構築計画について第三條第一項の認定（第四

条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合、共同事業再編計画について第五條第一項の認定（第五條の二第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合又は他の事業者から継続する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画について第六條第一項の認定（前條第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、事業再構築計画に従って行おうとする事業再構築のための措置、共同事業再編計画に従って行おうとする共同事業再編のための措置又は経営資源再活用計画に従って行おうとする経営資源再活用のための措置が当該事業再構築に係る業種、当該共同事業再編に係る特定事業分野又は当該経営資源再活用に係る他の事業者から継続する事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとする。

二 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定による送付に係る事業再構築計画、共同事業再編計画又は経営資源再活用計画について意見を述べるものとする。

三 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再構築計画、共同事業再編計画又は経営資源再活用計画であつて主務大臣が第三條第一項の認定、第五條第一項の認定又は第六條第一項の認定をしたものに從つてする行為について、当該認定後の経済的事情の変化により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないう、相互に緊密に連絡するものとする。

第八條から第十條までを次のように改める。

（事業革新設備導入計画の認定）
第八條 事業者は、その実施しようとする事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

二 事業革新設備導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業革新設備の導入の目標
二 導入しようとする事業革新設備の内容及び導入時期
三 事業革新設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法

三 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業革新設備導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業革新設備導入計画が基本指針（当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備を導入しようとする事業について第二條の三第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

二 当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備の導入が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

（事業革新設備導入計画の変更等）
第九條 前條第一項の認定を受けた者（以下「認定事業革新設備導入事業者」という。）は、当該認定に係る事業革新設備導入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

二 主務大臣は、認定事業革新設備導入事業者が

当該認定に係る事業革新設備導入計画（前項の規定による認定の変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業革新設備導入計画」という。）に従って事業革新設備の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業革新設備導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業革新設備導入事業者に対して、当該事業革新設備導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

第十条 事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画（以下「認定計画」と総称する。）に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社又は有限会社（以下第十二条までにおいて「会社」という。）を設立する場合における当該新たに設立される会社の取締役新たに設立される会社が株式会社であり、かつ、その設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合にあつては、当該新たに設立される会社の発起人）に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第七十三條第二項第一号（同法第八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二條ノ二第二項の規定の適用については、商法第七十三條第二項第一号及び有限会社法第十二條ノ二第二項中「超エザル場合」とあるのは、「超エザル場合並ニ産業活力再生特別措置法第十條第一項ニ規定スル場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二十五号）第八十條及び第九十五條の規定の適用については、同法第八十條中「次の書類」とあるのは「次の書類（第五号に掲げる

書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」と、同法第九十五條中「次の書類」とあるのは「次の書類（第三号に掲げる書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

第十二條及び第十三條を削り、第十一條第一項中「認定事業再構築計画又は認定活用事業計画」を「認定計画」に改め、同條を第十三條とし、第十條の次に次の十二條を加える。

（事後設立の調査に関する特例）

第十一條 会社が認定計画に従って商法第二百四十六條第一項又は有限会社法第四十條第三項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合における当該会社の取締役（株式会社の場合）の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社（次条において委員会等設置会社」という。）にあつては、執行役については、商法第二百四十六條第二項（有限会社法第四十條第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

第十二條 事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を他の会社に出資する場合における当該他の会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）については、商法第二百八十八條ノ八第一項及び有限会社法第五十二條ノ三第一項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第八十二條及び第九十六條の規定の適用については、同法第八十二條中「次の書類」とあるのは「次の書類（第二号の検査役の調査報告を記載した書面及び第

三号に掲げる書面を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」と、同法第九十六條第二号中「第八十二條第二号から第四号までに掲げる書面」とあるのは「第八十二條第二号に掲げる書面（検査役の調査報告を記載した書面を除く。）及び同條第四号に掲げる書面並びに産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従った財産の出資であることを証する書面」とする。

（簡易営業譲渡に関する特例）

第十二條の二 認定事業再構築事業者、認定共同事業再編事業者若しくは認定経営資源再活用事業者（以下「認定事業者」と総称する。）又はこれらの関係事業者である株式会社であつて認定計画に従って営業全部の譲渡をするものに係る商法第二百四十五條ノ五第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業者又はその完全子会社（商法第三百五十二條第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。）がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下同じ。）であつて株式会社であるものが、認定計画に従って、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等（当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。）から営業全部の譲受けをする場合においては、当該営業全部の譲受けをする特定関係事業者は、同法第二百四十五條第一項の規定による決議（次項において単に決議」という。）を得ることを要しない。

3 前項の場合においては、同項の規定により決議を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第二百四十五條ノ五第一項の規定

により決議を得ることを要しないこととされた会社とみなして同條第二項から第六項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を適用する。

（簡易営業譲渡に関する特例）

第十二條の三 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が、認定計画に従って、営業譲渡（商法第二百四十五條第一項第一号の営業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）であつて当該営業譲渡をする株式会社が譲り渡す財産について当該会社の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものをする場合においては、当該認定事業者又はその関係事業者である株式会社が、同項の規定による決議を得ることを要しない。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従って、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等に対して営業譲渡（当該特定関係事業者の譲り渡す財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。）をする場合においては、当該営業譲渡をする特定関係事業者は、商法第二百四十五條第一項の規定による決議を得ることを要しない。

3 商法第二百四十五條ノ五第二項から第六項まで並びに非訟事件手続法第六十六條第一項及び第二百三十二條ノ六第一項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、商法第二百四十五條ノ五第二項、第三項及び第六項中「営業全部ノ譲渡」とあるのは、「営業ノ重要ナル一部ノ譲渡」と読み替へるものとする。

（簡易株式交換に関する特例）

第十二條の四 認定事業者又はその関係事業者で

5 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて吸収分割(当該株式会社が分割により営業を承継する会社となるものに限る。)をするものに係る商法第三百七十四条ノ二十三第一項の規定の適用については、同項中二十分ノ一とあるのは五分ノ一と、

第十二条の七 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて合併（当該株式会社が合併後存続するものに限る。）をするものに係る商法第四百十三条ノ第三項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは「五分の一」と、「五十分の一」とある

法第十二条の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録」と、同法第九十一条第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の七第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者に）あつては、認定を受けた事業者の関係事業者又

3 第一項の特定株式等の交付については、これを商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配とみなして同項の金銭の分配に関する同法その他の法令の規定を適用する。この場合において、商法第二百九十三条ノ五第三項中「左ノ金額」とあるのは「左ノ金額(特定株式等産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項ニ規定スル特定株式等ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ)ノ交付前第二項ノ規定ニ依ル金銭ノ分配(同条第三

第十二条の九 認定事業者である株式会社が認定計画に従って株式交換、吸収分割又は合併合併をする株式会社的一方が合併後存続するものに限る。以下この条において同じ。）を行う場合において、当該認定事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行うために必要かつ適切であることについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、存続会社等（株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により営業を承継する株式会社又は合併後存続する株式会社をいう。以下この条において同じ。）は、株式交換、吸収分割又は合併に際してする新株の発行に代えて、特定金銭等（金銭又は他の株式会社の株式（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定め

がある株式会社の株式を除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）を消滅会社等、株式交換により完全子会社となる株式会社、分割をする株式会社又は合併により消滅する株式会社をいう。以下この条において同じ。）の株主（吸収分割をする場合における分割をする会社を含む。以下この条において同じ。）に交付することができる。この場合において、存続会社等及び消滅会社等は、次の各号に掲げる特定金銭等についてそれぞれ当該各号に定める事項を株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書（第四項において「合併契約書等」という。）に記載しなければならない。

一 金銭 各消滅会社等の株主に交付すべき金銭の額及びその合計額
二 他 の 株式会社の株式 当該他の株式会社の商号並びに各消滅会社等の株主に交付すべきその株式の種類及び数並びに交付すべき株式の種類ごとの総数

2 特定合併等（前項の規定により特定金銭等を交付して行う株式交換、吸収分割又は合併をいう。以下この条において同じ。）を行う株式会社についての商法第三百五十四条第一項第二号、第三百七十四条ノ十八第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号の規定の適用については、同法第三百五十四条第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号中「株式ノ割当」とあり、並びに同法第三百七十四条ノ十八第一項第二号中「新株ノ割当」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項二規定スル特定金銭等ノ交付」とする。

3 特定合併等（存続会社等が消滅会社等の株主に新株を発行せず、かつ、自己の株式を移転しないものに限る。）を行う場合における消滅会社等については、商法第三百五十三条第六項、第三百七十四条ノ十七第六項本文及び第四百八条第五項前段の規定は、適用しない。
4 特定合併等を行う場合における存続会社等が

特定金銭等としてその親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下同じ。）の株式を交付しようとするときは、当該存続会社等は、同項の規定にかかわらず、合併契約書等に記載した交付すべき親会社の株式の総数を超えない範囲において当該親会社の株式を取得することができる。

5 前項の存続会社等は、特定合併等の効力が生ずる日までの間は、商法第二百一十一條ノ二第二項の規定にかかわらず、前項の規定により取得したその親会社の株式を保有することができる。ただし、特定合併等を中止したときは、この限りでない。

6 特定合併等による変更の登記に係る商業登記法第八十九条の三第一項、第八十九条の八第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。
（会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例）

第十二条の十 認定事業者である株式会社が認定計画に従って新設分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債（無記名式のもの及びその権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。以下この条において同じ。）を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ四第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ十第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ四第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

2 認定事業者である株式会社が認定計画に従って吸収分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定に

より催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ二十第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。
（資本等の減少に関する特例）

第十二条の十一 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従って行う資本等の減少であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたもの（以下「特定減資等」という。）に係る商法第二百八十九条第二項及び第三百七十五条第一項の規定の適用については、同法第二百八十九条第二項前段中「株主總會ノ決議」とあるのは「取締役会ノ決議」と、同項後段中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「第二号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル金額」と、同法第三百七十五条第一項中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル事項ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議」とあるのは「第三号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル事項ニ付取締役会ノ決議」とする。

一 当該資本等の減少が商法第二百八十九条第二項第一号又は第三百七十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当しないものであること。
二 当該資本等の減少と同時に商法第二百八十九条ノ二第一項に規定する新株の発行又は同法第二百一十一條第一項に規定する自己の株式の処分第四号において「新株の発行等」という。が行われること。

三 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が商法第二百八十九条第二項第二号に定める金額及び同法第三百七十五条第一項第三号に定める金額の合計額（認定事業者又はその関係事業者が自己の株式を有する場合にあっては、当該合計額に当該自己の株式（前号の規定による処分が行われる場合にあって

は、その処分後のもの）につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を加えた額）を超えないこと。

四 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が第二号の規定による新株の発行等及び次項の規定による資本準備金の積立てにより増加する資本等の合計額を超えないこと。

2 前項第二号の規定による自己の株式の処分をする場合においては、取締役会の決議をもって、当該処分による払込みに係る額から当該自己の株式につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を控除した額の全部又は一部を資本準備金として積み立てることができる。

3 特定減資等である資本準備金又は利益準備金の減少については、商法第二百八十九条第二項の規定にかかわらず、その全額を減少することができる。

4 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等を行う場合においては、商法第三百七十六條第一項（同法第二百八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による催告は、することを要しない。

5 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等と同時に行う株式の併合であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る商法第二百四十四条第一項の規定の適用については、同項前段中「第三百四十三條ニ定ムル決議」とあるのは「取締役会ノ決議」とし、同項後段の規定は、適用しない。

一 当該株式の併合と同時に商法第二百一十一條第二項の規定により一単元の株式の数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数に当該株式の併合と同時に一単元の株式の数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数が当該株式の併

合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

6 特定減資等による変更の登記に係る商業登記法第八十七条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一の第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第一号中「公告及び催告をしたこと並びに」とあるのは「公告をしたこと及び」とする。

7 第五項の場合における商業登記法第八十四条の二の規定の適用については、同条中「証する書面」とあるのは、「証する書面及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一の第五項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

第十四条の見出し中「事業再構築円滑化業務」を「事業再構築等円滑化業務」に改め、同条中、「事業再構築」の下に、「共同事業再編及び経営資源再活用」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画（事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。）又は認定事業革新設備導入計画に従って事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第十四条第二号中「認定活用事業者」を「認定経営資源再活用事業者」に、「特定活用事業者」を「特定経営資源再活用事業者」に、「認定事業者」を「他の事業者」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同条第三号中「事業再構築」の下に、「共同事業再編又は経営資源再活用」を加える。

第十六条第一項中、「活用事業関連保証」を

「経営資源再活用関連保証」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同項の表下欄中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に改め、同条第二項中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に、「活用事業資金」を「経営資源再活用資金」に改め、同条第三項及び第四項中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第十六条の二 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「有限責任組合法」という。）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、同法第三条第一項に規定する組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することができる。

一 認定事業者が認定計画に従って株式会社を設立する場合における当該株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有又は認定事業者が認定計画に従って有限会社を設立する場合における当該有限会社の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 認定事業再構築事業者等（認定事業再構築事業者若しくは事業再構築を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者、認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者若しくは認定事業革新設備導入事業者又はこれらの事業者の関係事業者をいう。以下この条及び第三十四条第二項において同じ。）である株式会社（前号の株式会社を含む。以下この条において「認定等株式会社」という。）の発行する株式、新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第

一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）若しくは新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）又は認定事業再構築事業者等である有限会社（前号の有限会社を含む。以下この条において「認定等有限会社」という。）の持分の取得及び保有

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。）に対する割合が政令で定める割合を超えるものであること。

(1) 前事業年度において生じた純損失の額

(2) 前事業年度前三年度のうちいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額

(3) 前事業年度終了の日における欠損の額

ロ 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

三 認定等株式会社又は認定等有限会社に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは金銭債権を保有している株式会社（認定等株式会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等若しくは当該株式会社に対する金銭債権（当該株式会社以外の者が保有するものに限り。）又は組合がその持分若しくは金銭債権を保有している有限会社（認定等有限会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。）の持分若しくは当該有限会社に対する金銭債権（当該有限会社以外

の者が保有するものに限り。）の取得及び保有

五 認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

六 認定等株式会社又は認定等有限会社を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。）の出資の持分又は信託の受益権（認定等株式会社又は認定等有限会社の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）の取得及び保有

七 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は第四号の株式会社若しくは有限会社に対して経営又は技術の指導を行う事業

八 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。）の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。）の持分の取得及び保有

ロ イに規定する株式会社又は有限会社に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

ハ 第一号から第六号までの規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、

工業所有権、著作権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

二 第一号から第六号までの規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社に対して行う金銭の新たな貸付け

2 前項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額の算定の方法は、経済産業省令で定める。

3 第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合に対する有限責任組合法第七條第四項の規定の適用については、同項中「事業以外の行為」とあるのは、「事業又は産業活力再生特別措置法第十六條の二第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

(課税の特例)

第十七條 事業革新を行う認定共同事業再編事業者が、認定共同事業再編計画に従って他の認定共同事業再編事業者と共同で新たに法人(当該認定共同事業再編事業者及び当該認定共同事業再編事業者の役員又は従業員がその常勤の取締役として経営に従事するものであること)につき主務大臣の確認を受けたものに限る。)を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定事業再構築事業者(事業革新を行うものに限る。)、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定経営資源再活用事業者(事業革新を行うものに限る。)(うち、特定施設撤去等(施設の相当程度の撤去(以下「特定施設撤去」という。))又は設備の相当程度の廃棄(以下「特定設備廃棄」という。))を行うことをい、

当該特定施設撤去又は特定設備廃棄を行うことに伴い必要となるものとして政令で定める行為を併せて行う場合にあつては、当該行為を含む。)を行うものとして主務大臣の確認を受けた法人が、認定計画に従って当該確認に係る特定施設撤去等を行った場合において、当該特定施設撤去等により欠損金を生じたときは、租税特別措置法の定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越し又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

3 認定共同事業再編事業者から政令で定める方法により施設又は設備を承継したその関係事業者が認定共同事業再編計画に従って当該施設又は設備に係る特定施設撤去等を行うことにつき、当該認定共同事業再編事業者が主務大臣の確認を受けた場合において、当該関係事業者が行った当該確認に係る特定施設撤去等により、当該認定共同事業再編事業者が欠損金を生じたときも、前項と同様とする。この場合においては、当該関係事業者は、同項の規定による主務大臣の確認を受けることができない。

第十八條 第一項中「認定事業再構築計画を」認定計画に、「事業再構築を」を「事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を」に改める。

(中小企業者への配慮)

第十九條 国、地方公共団体、中小企業総合事業団、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

第二十一條 中「事業再構築の下に」、共同事業再編及び経営資源再活用を加える。

第三章中第二十二條の前に次の節名を付する。
第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化
第二十二條 第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。
第二十四條 第一項及び第二項中「第二條第四項第一号」を「第二條第七項第一号」に改める。
第二十六條 第一項第一号中「第二條第四項第二号」を「第二條第七項第二号」に改め、同項第二号中「(商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百八十九條ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。)」を削る。
第二十七條の表上欄中「平成十五年三月三十一日までに都道府県知事を」都道府県知事に、「交付を平成十五年三月三十一日まで」を「交付を平成二十年三月三十一日まで」に、「平成十五年三月三十一日までに行政庁を」平成二十年三月三十一日までを「助成を平成二十年三月三十一日まで」に改める。
第二十八條を削り、第二十九條を第二十八條とし、第三章中同条の次に次の一節を加える。
第二節 中小企業再生支援体制の整備
(中小企業再生支援指針)
第二十九條 経済産業大臣は、事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業その他の事業活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業を総合的に効果的に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、中小企業総合事業団及び次条第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針(以下「中小企業再生支援指針」という。)を定めなければならない。

2 中小企業再生支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項
二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項
三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項
四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項
3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、中小企業再生支援指針を変更するものとする。
4 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。
5 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(認定支援機関)
第二十九條の二 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法(昭和三十一年法律第四十七号)第七條第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務(以下「中小企業再生支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。
2 前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。))は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る次項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。
一 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業を行うとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。
二 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、事業再構築、共同事業再編、経営資源再

活用又は経営資源活用新事業に関する研修を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

四 中小企業総合事業団からの委託に基づき、第二十九条の八に規定する業務の実施に必要な調査を行うこと。

3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 事務所所在地

三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者

四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項

イ 中小企業再生支援業務の内容

ロ 中小企業再生支援業務の実施体制

ハ 中小企業再生支援業務を行う地域

ニ イからハまでに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(中小企業再生支援協議会)

第二十九条の三 認定支援機関に、中小企業再生支援協議会を置く。

2 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の長及びその任命する委員をもって組織する。

3 中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

4 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議

会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があったときも、同様とする。

5 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的助言を行う。

6 前各項に規定するもののほか、中小企業再生支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持義務)

第二十九条の四 認定支援機関の役員若しくは職員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこれらの職にあった者は、中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

第二十九条の五 経済産業大臣は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認定の取消)

第二十九条の六 経済産業大臣は、認定支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十九条の七 認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業(中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三十一条又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を

適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第二十九条の七に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業総合事業団の業務の特例)

第二十九条の八 中小企業総合事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務(以下「再生支援出資業務」という。)を行う。

一 第十六条の二第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合であつて、中小企業に対する投資事業を行うものに対し、当該投資事業に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(中小企業総合事業団法の特例)

第二十九条の九 前条の規定により中小企業総合事業団が再生支援出資業務を行う場合には、中小企業総合事業団法第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び産業活力再生特別措置法第二十九条の八に規定する再生支援出資業務(以下単に「再生支援出資業務」という。)」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援出資業務に係るものについては、経済産業大臣)」と、同法第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「(除く。)」とあるのは「(除く。及び再生支援出資業務)」と、同法第三十二条第一項第一号中「(附帯する業務)」とあるのは「(附帯する業務並びに再生支援出資業務)」と、同法第三十五条(見出しを含む。)

中「新事業開拓促進資金」とあるのは「新事業開拓促進等資金」と、同法第三十一条中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務」と、同法第四項及び第五項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務及び再生支援出資業務」と、同法第四十四項及び第四十五項中「(主務大臣)」とあるのは「主務大臣(再生支援出資業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、同法第四十四項第二項及び第四十五項第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は産業活力再生特別措置法」と、同法第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び産業活力再生特別措置法第二十九条の八」とする。

2 前項に規定する場合には、中小企業総合事業団は、再生支援出資業務に必要な資金に充てるため、出資業務(中小企業総合事業団法第三十条第一項に規定する出資業務をいう。)の遂行に支障の生じない範囲内において、経済産業大臣の承認を受けて、出資資金(同条第二項に規定する出資資金をいう。第四項において同じ。)に充てられていない金額の一部を前項の規定により読み替えて適用される同法第三十五条第一項に規定する新事業開拓促進等資金に振り替えることができる。

3 経済産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 中小企業総合事業団は、第二項の規定による振替を行った場合には、出資資金に充てられている金額から当該振替に係る金額に相当する金額を減額して整理するものとする。

第三十一条中「事業再構築の下に」、共同事業再編、経営資源再活用を加える。

第三十四条第一項中「認定事業再構築計画を」「認定計画に」、「事業再構築の」「事業再構築、共同事業再編若しくは経営資源再活用の」「認定活用事業者が認定活用事業計画に従つて事業」を認定事業革新設備導入事業者が認定事業革新設備導入計画に従つて事業革新設備の導入に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、組合が認定事業再構築事業者等の自己資本の充実等を行うのに必要な資金の確保に努

資業務」と、同法第四十四項及び第四十五項第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援出資業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、同法第四十四項第二項及び第四十五項第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は産業活力再生特別措置法」と、同法第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び産業活力再生特別措置法第二十九条の八」とする。

2 前項に規定する場合には、中小企業総合事業団は、再生支援出資業務に必要な資金に充てるため、出資業務(中小企業総合事業団法第三十条第一項に規定する出資業務をいう。)の遂行に支障の生じない範囲内において、経済産業大臣の承認を受けて、出資資金(同条第二項に規定する出資資金をいう。第四項において同じ。)に充てられていない金額の一部を前項の規定により読み替えて適用される同法第三十五条第一項に規定する新事業開拓促進等資金に振り替えることができる。

3 経済産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 中小企業総合事業団は、第二項の規定による振替を行った場合には、出資資金に充てられている金額から当該振替に係る金額に相当する金額を減額して整理するものとする。

第三十一条中「事業再構築の下に」、共同事業再編、経営資源再活用を加える。

第三十四条第一項中「認定事業再構築計画を」「認定計画に」、「事業再構築の」「事業再構築、共同事業再編若しくは経営資源再活用の」「認定活用事業者が認定活用事業計画に従つて事業」を認定事業革新設備導入事業者が認定事業革新設備導入計画に従つて事業革新設備の導入に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、組合が認定事業再構築事業者等の自己資本の充実等を行うのに必要な資金の確保に努

めるものとする。

第三十五条第一項中「認定活用事業者を」認定事業革新設備導入事業者」に、「認定事業再構築計画又は認定活用事業計画」を「認定計画又は認定事業革新設備導入計画」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、第二十九条の二第一項に規定する中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第三十七条第一項中「又は活用事業計画に係る活用事業」を、「共同事業再編計画に係る特定事業分野に係る事業を所管する大臣、経営資源再活用計画に係る他の事業者から承継する事業を所管する大臣又は事業革新設備導入計画に係る事業革新設備を導入しようとする事業」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二條の三の主務大臣は、同条第一項に規定する事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

第三十七條第二項ただし書を削る。

第三十八條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「罰則」を付し、第五章同条の次に次の一条を加える。

第三十九條 認定事業者の特定関係事業者である株式会社取締役若しくは執行役員（商法第百八十八條第三項若しくは商法特例法第二十一條の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二又は同法第二百五十八條第二項（商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者を含む。）又は清算人（商法第四百三十條第二項において準用する同法第二百五十八條第二項の職務代行者を含む。）は、第十二條の五第三項又は第十二條の六第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、百万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（見直し）

第二条 政府は、この法律の施行後平成二十年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の産業活力再生特別措置法（以下「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

（基金の持分の払戻しの禁止の特例）

第三条 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金（以下「基金」という。）に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（事業再構築計画に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項並びに当該計画に係る認定、変更の認定、変更の指示及び認定の取消しの基準については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 事業再構築に係る新法第十条から第十二條の十一まで、第十四條、第十七條及び第三十九條の規定は、この法律の施行後に新法第三条第一項の規定に基づき主務大臣に提出される事業再構築計画であつて同項の認定（新法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けたものに從つて

行われる事業再構築について適用する。

3 この法律の施行前に旧法第三条第一項に規定する事業再構築計画（旧法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限り。）に係る旧法第三条第一項の認定（旧法第四条第一項の変更の認定を含む。次条第一項において同じ。）を受けた旧法第四条第一項の認定事業者が、この法律の施行後に当該認定に係る事業再構築計画（新法第四条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）に從つて旧法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄を行う場合には、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（基金の債務保証業務に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に行われている旧法第十四条第一号の債務の保証及びこの法律の施行前に旧法第三条第一項の認定を受けた事業再構築計画（この法律の施行前に同項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画でこの法律の施行後に新法第三条第一項の認定を受けたものを含む。これらの計画について新法第四条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のものとする。）に関する旧法第十四条第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十四条第一号の規定により基金が業務を行う場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第号附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「なお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」という。）第十四条第一号の業務）」

と、特定施設整備法第五十一條中「この法律」とあるのは「この法律及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第五十二條第二項並びに第五十三條第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又はなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十三條第三号中「第四十條第一項」とあるのは「第四十條第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法第十四條第一項」とする。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（中小企業基本法の一部改正）

第七条 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「及び中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）」を、「中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）及び産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）」に改める。

（新事業創出促進法の一部改正）

第八条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第五号中（第九條及び第三十二條において「特定会社」という。）を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第三十二條第一号中「会社にあつては、特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定（同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に從つて設立したものに限り」を「ものを除く」に改め、同条第三号中「及び同項第六号に掲げる会社であつて特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定（同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。）を

受けた事業再構築計画に従って設立したものを削る。

第三十八條第一項中、国土交通大臣及び第九條の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三十七條第一項の政令で定める大臣を、及び国土交通大臣に改め、同条第四項中第九條第一項における主務省令は、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は同条の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三十七條第一項の政令で定める大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし、を削る。

(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第九條 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四條のうち新事業創出促進法第五章の改正規定(第三十二條第二項に係る部分に限る。)中(会社)にあつては、特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定(同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限る。)を、ものを除く。)に改める。

附則第四十八條を次のように改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第四十六條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條の九」を「第二十九條の八」に改める。

第十四條の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、次に掲げる業務を

行う。

第十四條第三号及び第四号を削る。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十九條中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十七條の表上欄中「新事業創出促進法」を「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)」に、「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第百九号)第二十一條第一項第六号を

「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五條第一項第六号」に、「同条第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う同法第二條第一項各号を」同

法第二條第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号」に改める。

第二十九條第一項及び第二十九條の二第二項第四号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十九條の八を次のように改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援投資業務)

第二十九條の八 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、第十六條の二第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むことを約した組合であつて中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

第二十九條の九を削る。

附則第六條中、「旧事業革新法第六條第二項に規定する承認事業革新計画に従つて事業を行う者に関する基金による債務の保証」及び「基金による債務の保証」を削る。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第四十六條の次に次の一条を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六條の二 前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第二十七條の規定により同条(表以外の部分に限る。)に規定する中小企業者となされた旧事業団法第二十一條第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う中小企業者は、前条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法第二十七條の規定により同条(表以外の部分に限る。)に規定する中小企業者となされた機構法第二條第二項に規定する経営の革新を行う中小企業者となす。

附則第四十九條の次に次の一条を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十九條の二 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第十一号中「出資」の下に「並びに同法第二十九條の八の規定による出資」を加える。

第十八條第一項第一号中「を除く。」の下に「同項第十一号に掲げる業務(産業活力再生特別措置法第二十九條の八に規定する出資の業務に限る。)」を、同項第二号中「第十五條第一項第十一号に掲げる業務」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加える。

附則第七條第二項に次の一号を加える。

四 機構の成立の際現に廃止法附則第四十九條の二の規定による改正前の産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第百四十九号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第十四條第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

理由

我が国産業の活力の再生を速やかに実現するためには、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編、経営資源の再活用、事業革新設備の導入その他の事業活動を促進するとともに中小企業の活力の再生を支援することが重要であることに鑑み、これらを支援するために合併等の組織の再編に係る簡易な手続に関する商法の特例措置、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年三月十二日印刷

平成十五年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局